



神奈川県

KANAGAWA

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

資料 4-2

神奈川県地域福祉支援計画

[第5期]

[2023（令和5）～2026（令和8）年度]

(案)

誰も排除しない、誰も差別されない、
ともに生き、支え合う社会の実現
～誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり～

2023（令和5）年3月

計画の改定に当たって

知事あいさつ

令和5年3月

神奈川県知事

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の趣旨等.....	1
2 「地域福祉」に関する県の考え方.....	5
3 圏域の設定.....	8
第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化	11
1 人口・世帯構造の変化.....	11
2 高齢者の状況.....	14
3 子どもを取り巻く状況.....	18
4 障がい者の状況.....	23
5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況.....	24
6 生活困窮者等の状況.....	28
7 地域における支え合いの状況.....	32
8 外国人数の状況.....	34
9 バリアフリーの街づくり.....	35
10 災害対策.....	36
11 地域福祉に関わる制度の主な動向.....	37
第3章 今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系	41
1 地域福祉をめぐる課題.....	41
2 今後取り組むべき重点事項.....	41
3 本計画の施策体系.....	42
第4章 施策の展開	45
1 ひとづくり.....	45
(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成.....	48
(2) 高齢者、障がい者や児童等の目線に立った地域福祉の担い手の育成.....	54
(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進.....	61
2 地域（まち）づくり.....	73
(1) 地域における支え合いの推進.....	76
(2) バリアフリーの街づくりの推進.....	89
(3) 災害時における福祉的支援の充実.....	94
3 しくみづくり.....	101
(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援.....	104
(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実.....	116
(3) 生活困窮者等の自立支援.....	128

第5章 計画の推進体制	137
1 推進体制	137
2 計画の進行管理	137
3 新たな動きへの対応と県社会福祉審議会等への報告	137
第6章 資料	139
地域福祉の推進について（基本指針；平成14年7月19日 神奈川県策定）	139
社会福祉法（抜粋）	143
神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～	148
用語の説明	155
計画の改定経緯	164

【「第4章 施策の展開」について】

「○」の文章末尾の（ ）内は、事業を実際に行う主体を示しています。

【「用語の説明」について】

一般的な用語や略語については、本文で最初に記載されている箇所に「(※)」を付し、巻末に「用語の説明」としてまとめています。

取組事例一覧

支援策	取組名	実施主体	掲載ページ
1	動画配信による社会福祉展の開催	平塚市社会福祉協議会	50
	福祉教育動画配信～車いす編～	箱根町社会福祉協議会	51
2	コロナ禍での福祉教育の取組	寒川町社会福祉協議会	53
3	団地活性サポーター制度	神奈川県住宅供給公社 神奈川県立保健福祉大学	56
	民生委員・児童委員の「やってよかった運動」	小田原市民生委員児童委員協議会	57
	「民生委員協力員」制度	相模原市	58
6	介護職員出前講座	横須賀市	66
7	介護職の方を応援するため、費用などの一部を助成	厚木市	69
8	介護サービス事業者支援事業	小田原市	72
9	住民主体の地域内移送	平塚市	78
	自治会・町内会への加入促進の取組	県内市町村	79
10	食と職、海老名笑顔化計画	社会福祉法人星谷会	84
	自治会、商店街と学生の協働によるまちの活性化	NPO法人まち×学生プロジェクト plus	85
	ボッチャの活用で人がつながり、地域が活性化	一般社団法人ヨコハマ・インクルボッチャ・ラボ	86
11	医療通訳ボランティアの養成と派遣	NPO法人多言語社会リソースかながわ	88
13	ホームページのリニューアル	厚木市社会福祉協議会	93
14	福祉避難所における給電実証訓練	川崎市	98
	個別避難計画に基づいた訓練	愛川町	99
15	地域共生支援センター	秦野市	108
16	包括的支援体制の構築に向けた取組	茅ヶ崎市	111
	「こもりびと支援条例」の制定	大和市	112
	農園を活用したひきこもり支援の取組	藤沢市農ネットワーク	113
17	発達に障がいをもつ本人と家族支援者のセルフヘルプの会	NPO法人あではで神奈川	115
18	広域での中核機関の設置（あしがら成年後見センター）	足柄上地区1市5町	121
19	コグニサイズと認知機能評価を連動させた認知症未病改善	松田町	125
20	更生保護施設	更生保護法人横浜力行舎	127
22	子ども食堂	キッズカフェ杉田	133
23	地方再犯防止推進計画の策定	県・市町村	136

掲載している取組事例の内容は、2022（令和4）年11月時点のものとなります。

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨等

(1) 計画改定の趣旨

神奈川県地域福祉支援計画は、「ともに生き、支え合う社会」の実現を目指す地域福祉の推進のために「かながわ高齢者保健福祉計画^(※)」や「神奈川県障がい福祉計画^(※)」その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や共通して取り組むべき事項を示した計画です。

前計画である第4期計画は、平成30年度から令和2年度を計画期間としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により計画改定を延期したことから、令和3年度及び4年度も第4期計画の施策を引き続き展開してきました。

本計画は、第4期計画の成果や課題、また、地域福祉を取り巻く社会環境の変化や新たな課題、さらには、新型コロナウイルス感染症による地域福祉の変化やコロナ禍での新たな取組等を踏まえ、「神奈川県地域福祉支援計画[第5期]」(以下、「本計画」という。)として策定します。

また、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者^(※)といった対象者別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、市町村における包括的な支援体制^(※)の整備への支援などの対策等について盛り込むこととし、「地域共生社会」の実現に向けて様々な施策を展開します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り^(※)」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

改定に当たっての第4期計画の評価

1 ひとづくり

- 「ともに生き、支え合う社会」を実現するための意識の醸成と教育を着実に進める必要があります。
- 地域福祉の担い手養成については、市町村の包括的支援体制の構築をより一層進めるための人材育成を支援するとともに、幅広い層を対象とした関係機関同士が連携できるような研修を実施する必要があります。
- 団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年に向けて、福祉介護人材の一層の確保・定着が喫緊の課題となっています。

2 地域（まち）づくり

- 民生委員・児童委員^(※)、ボランティア、地域住民がより支え合い等の活動をしやすい環境づくりとともに、外国籍県民等^(※)の暮らしやすさを支援する幅広い取組を継続していく必要があります。
- バリアフリーの街づくりに向けて、継続的な普及・啓発や研修等を実施するとともに、視覚障がい者や聴覚障がい者等当事者の意向を尊重した情報アクセシビリティ^(※)の向上を図る必要があります。
- 災害時に要配慮者^(※)が適切な避難及び避難生活が送れるよう、個別避難計画の作成や福祉避難所の開設運営等について市町村を後押しするとともに、市町村と連携した支援体制を強化する必要があります。

3 しくみづくり

- 市町村による包括的支援体制の構築が進むよう、市町村間のネットワーク構築や研修実施、市町村個々の実情に沿った取組を支援するとともに、各福祉制度の狭間にある課題への対策を進める必要があります。
- 虐待や自殺の未然防止と早期発見に向けた取組や連携強化、成年後見制度^(※)の利用促進に関する市町村支援、誰もがいきいきと暮らすことができるための総合的な支援等を実施する必要があります。
- 生活困窮者の自立に向けた相談体制の確保や、より当事者に寄り添った継続的・伴走的な支援とともに、子どもの貧困対策や罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援が必要です。

(2) 計画の性格

ア 法的位置付け

社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成に資するために、広域的な見地から、市町村が取り組む地域福祉への支援に関する事項を一体的に定める計画です。

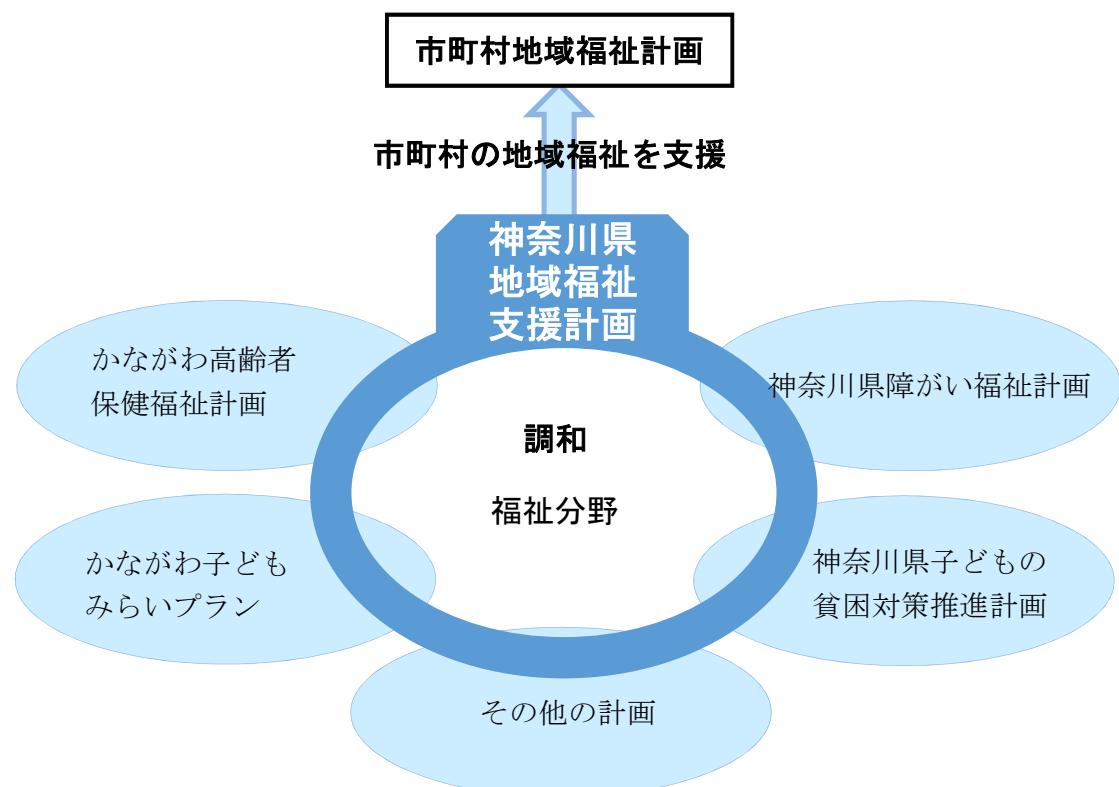
イ 他の個別計画との関係

「かながわ高齢者保健福祉計画」、「神奈川県障がい福祉計画」、「かながわ子どももみらいプラン^(※)」その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や共通して取り組むべき事項を盛り込みます。

【関係する主な計画】

- ・かながわ子どももみらいプラン
- ・神奈川県子どもの貧困対策推進計画
- ・神奈川県保健医療計画
- ・かながわ健康プラン21
- ・かながわ自殺対策計画
- ・かながわ高齢者保健福祉計画
- ・かながわ障がい者計画^(※)
- ・神奈川県障がい福祉計画
- ・神奈川県高齢者居住安定確保計画
- ・かながわ教育ビジョン 等

地域福祉支援計画と各計画との関係イメージ



(3) 計画の基本目標

**誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現
～誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり～**

本計画では、これまでの計画を継承し、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を基本目標として掲げます。

2016（平成28）年7月「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、同年10月に県議会とともに定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念と合致する改定計画の基本目標を実現するため、共生社会を目指す意識の醸成に引き続き取り組みます。

また、2022（令和4）年10月に公布した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨を踏まえるとともに、当事者目線の考え方を障がい福祉だけでなく、地域福祉においても同様に展開していくものとし、これまで以上に当事者の目線に立った地域福祉を担う人材の育成や個人の尊厳を尊重する取組を進めます。

さらに、本県では、誰もがいつまでも元気でいきいきとした生活が送れるよう、未病改善の取組を引き続き進めます。

本計画では、誰もが住み慣れた地域の中で、地域の支え合いにより安心して暮らせる地域共生社会づくりを目指すことを明確にするため、「誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を副題として取り組みます。

なお、2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals＝略称SDGs）が記載され、17のゴールが掲げられています。本計画が目指す、

「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」と関連の強いゴールが含まれることから、本計画の推進に当たっては、SDGsの趣旨を踏まえて取り組みます。



(4) 計画の期間

2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間とします。

2 「地域福祉」に関する県の考え方

本県では、これまで、2002（平成14）年に定めた「地域福祉の推進について（基本指針）」に基づき、地域福祉に関する考え方や推進方策等について整理してきました。

現在、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要になっています。

また、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは解決が難しいケースにも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備することが求められています。

さらに、平均寿命が延び、人生100歳時代を迎える中では、一人ひとりが自分自身のライフデザインを描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現していくことが重要になっています。

今回、計画改定に当たっては、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、「地域共生社会の実現」の考え方や「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念、また、社会福祉法の改正等を踏まえ、次のとおり「地域福祉」に関する県の考え方を整理します。

（1）「地域福祉」とは

2000（平成12）年に施行された社会福祉法では、「福祉サービスを必要とする地域住民」について「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされ、個人の自立した生活を総合的に支援していくために「地域福祉の推進」が位置付けられました。

また、2018（平成30）年4月施行の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進に当たって、地域住民や社会福祉に関わる者は、福祉サービスを必要とする人のみならず、その世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労や教育に関する課題や、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの課題（地域生活課題）を把握し、関係機関との連携等により、その解決を図ることとされました。

さらに、2021（令和3）年4月施行の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進に当たって、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならないとされました。

県において「地域福祉」とは、誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO^(※)活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金^(※)、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合わさって、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」を実現していくことであると考えます。

そうした社会を実現するためには、地域の皆さんのが主役の地域づくり、すなわち、一人ひとりが地域社会を担う一員として、「他人事」を「我が事」として、地域について考え、自分や家族が暮らしたい地域づくりや、地域で困っている課題を解決したいという気持ちをもって、主体的、積極的に参画していくことが大切です。

また、地域の誰もが「支え手」にも「受け手」にもなることを自覚し、「支え手」「受け手」の関係を超えて、互いに支え合いながら、これまで以上に主体的に自分らしく活躍できる地域共生社会づくりへ関わっていくことが大切です。

(2) 「地域福祉の担い手」とは

県では、地域住民、自治会・町内会、学校、NPO法人等、また、高齢者や障がいのある本人及び家族、子育て中の親、若者など、すべての個人・団体が地域福祉の担い手であると考えます。

地域福祉を推進していくためには、地域に暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な個人や団体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、協働・連携を図っていくことが重要です。

さらに、まちづくりという視点から、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と広く連携を図っていくことも必要です。

それぞれの担い手が、地域福祉の大きな推進力となるためには、次のようなことが求められます。

- ① 地域で暮らす一人ひとりは、地域社会の一員としての自覚と責任を持って主体的に地域に関わっていくこと
 - ② 地域で活動をしている多様な団体は、それぞれの特性や資源を活かしながら、積極的に地域と関わり互いに連携していくこと
 - ③ 社会福祉施設^(※)や福祉関係事業者は、地域の構成員としての自覚と責任を持ってサービスを提供していくこと
- そして、それらの担い手が協働・連携していくことが重要です。

なお、社会福祉法人は、地域での社会貢献を通じて、地域福祉の推進に寄与しており、福祉ニーズが複雑・多様化する中で創意工夫をこらしたり、他の事業主体では対応が困難なニーズに応えるなど、地域福祉の中核的な担い手として不可欠な存在となっています。

(3) 市町村及び県の役割

地方公共団体である市町村及び県は、社会福祉法第6条で、「社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」と定められています。また、2021（令和3年）年4月施行の社会福祉法の改正により、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び

地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。」とされました。

市町村は、地域福祉の直接的な推進者として、地域の中にあって地域住民の参加を得ながら、それぞれの地域の実情や課題を把握し、関係機関と連携して地域の課題に対応する役割を担っています。また、包括的支援体制の整備として、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備や、地域住民の相談を受け止める場の整備、さらに多機関の協働による相談支援体制を構築する役割を担っています。

県は、広域自治体として、広域性、専門性、先駆性などの視点から、市町村と対等・協力関係の下、市町村や地域福祉を担う様々な主体を支援する役割を担っています。また、市町村の行う包括的な支援体制の整備に対して、国とともに支援する役割を担っています。

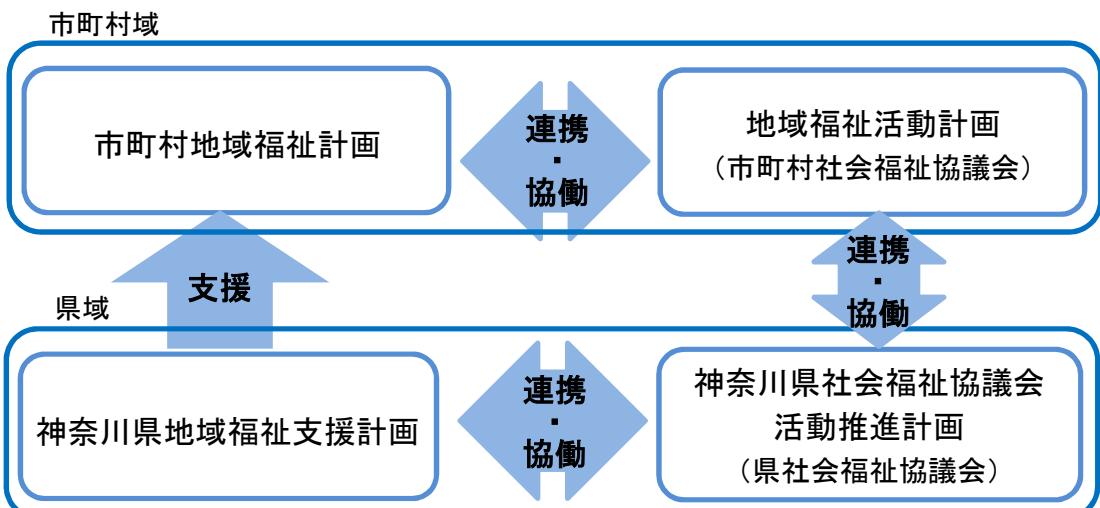
さらに、県・市町村地域福祉主管課長会議や市町村地域福祉担当者連絡会、圏域別地域福祉担当者連絡会等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図るとともに、地域福祉計画未策定の自治体に対する策定支援を行います。

(4) 社会福祉協議会との協働・連携

社会福祉協議会^(※)は、社会福祉法に、地域福祉の推進を目的とする団体として位置付けられており、これまでも、地域福祉への住民参加の促進やボランティア活動の振興などの実績を積み重ねています。これからも、地域において一人ひとりが自分らしく生きられる社会をつくるため、また、その推進役として、地域の中で活動を展開している多様な主体との相互協力・合意形成に努め、社会福祉協議会の特性と強みである開拓性・即応性・柔軟性などを活かしながら、県・市町村と協働・連携していくことが期待されます。

神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会は、公民協働による地域福祉の推進を目指す「地域福祉活動計画」の策定を進めています。市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、それぞれの市町村の「地域福祉計画」と、また、神奈川県社会福祉協議会の「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（地域福祉活動計画）」は、本計画と連携して実践されていくことが、神奈川における地域福祉の推進の原動力になるものと考えます。

地域福祉（支援）計画と地域福祉活動計画の関係イメージ



3 圏域の設定

県が市町村における地域福祉の推進を支援するに当たり、保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、二次保健医療圏と同一の地域（ただし、川崎市においては、1圏域^(注)）を保健福祉圏域として設定し、圏域内における課題などへの対応について、県及び構成市町村が協調して、社会福祉協議会等と連携の上取り組みます。

保健福祉圏域名	構成市町村
横浜保健福祉圏域	横浜市
川崎保健福祉圏域	川崎市
相模原保健福祉圏域	相模原市
横須賀・三浦保健福祉圏域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央保健福祉圏域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南東部保健福祉圏域	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部保健福祉圏域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西保健福祉圏域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

注 二次保健医療圏では、川崎市は北部・南部の2圏域に分かれています。

参考

神奈川県からのお知らせ

ともに生きる社会かながわ憲章

県と県議会は、ともに生きる社会の実現を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しています。

ともに生きる社会かながわ憲章

- ー 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- ー 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- ー 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- ー 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日
神 奈 川 県

ともに生きる

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～

令和5年4月1日施行

「当事者目線の障がい福祉」とは、障がい者に関する全ての人が本人の気持ちになって考え、本人の望みと願いを大事にし、そして、障がい者が自分の気持ちや考え方で、必要なサポートを受けながら暮らせる社会をつくることです。

△皆さんに取り組んでいただきたいこと△

全ての人は、
障がい者に対して、
障がいを理由とする
差別、虐待、
大切にしている考え方を
傷つけることを
してはいけません。

障がい者の
生活しづらいことや
困ったことがあるときに、
周りの人が工夫をして、
生活しやすくするように
しましょう。

障がい者が、
社会、経済、文化などの
いろいろな活動に
参加できるような機会を
つくりましょう。

当事者目線の
障害福祉推進条例に
ついてはこちら



県は、条例に基づく
基本計画をつくり、
取組みを進めます！

第6章 資料 (p. 148) に、条例を掲載しています。

第2章

本県における地域福祉を取り巻く
状況の変化

第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

1 人口・世帯構造の変化

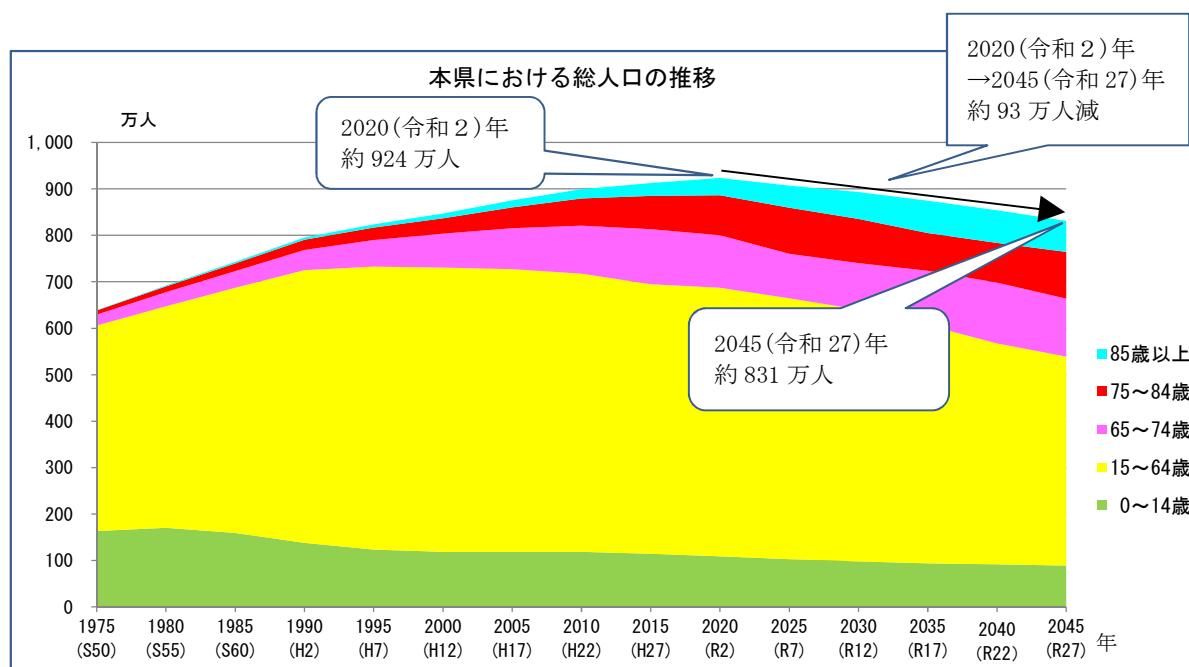
(1) 人口減少と少子化・高齢化

本県における総人口は、2020（令和2）年に約924万人ですが、2021（令和3）年には調査開始以来初めての減少に転じており、今後も減少していくと予測されています。

また、人口推計を年齢構成別にみると、年少人口（0～14歳）は、2045（令和27）年には、2020（令和2）年から約18%（19万5千人）減少し、生産年齢人口（15～64歳）も約22%（129万1千人）減少するものと見込まれる一方で、老年人口（65歳以上）は、約24%（56万2千人）増加すると見込まれます。

（単位：千人）

年	1975 (昭和50)	2005 (平成17)	2010 (平成22)	2015 (平成27)	2020 (令和2) (a)	2025 (令和7)	2045 (令和27) (b)	増減数 (b-a=c)	増減率 (c/a)
総人口	6,398	8,792	9,048	9,126	9,237	9,070	8,313	-925	-10.0%
65歳以上 ()：割合	337 (5.3%)	1,480 (16.8%)	1,820 (20.1%)	2,178 (23.9%)	2,361 (25.6%)	2,424 (26.7%)	2,923 (35.2%)	562	23.8%
15～64歳 ()：割合	4,425 (69.2%)	6,088 (69.2%)	5,989 (66.2%)	5,803 (63.6%)	5,790 (62.7%)	5,618 (61.9%)	4,498 (54.1%)	-1,291	-22.3%
0～14歳 ()：割合	1,632 (25.5%)	1,185 (13.5%)	1,188 (13.1%)	1,145 (12.6%)	1,086 (11.8%)	1,028 (11.3%)	891 (10.7%)	-195	-18.0%

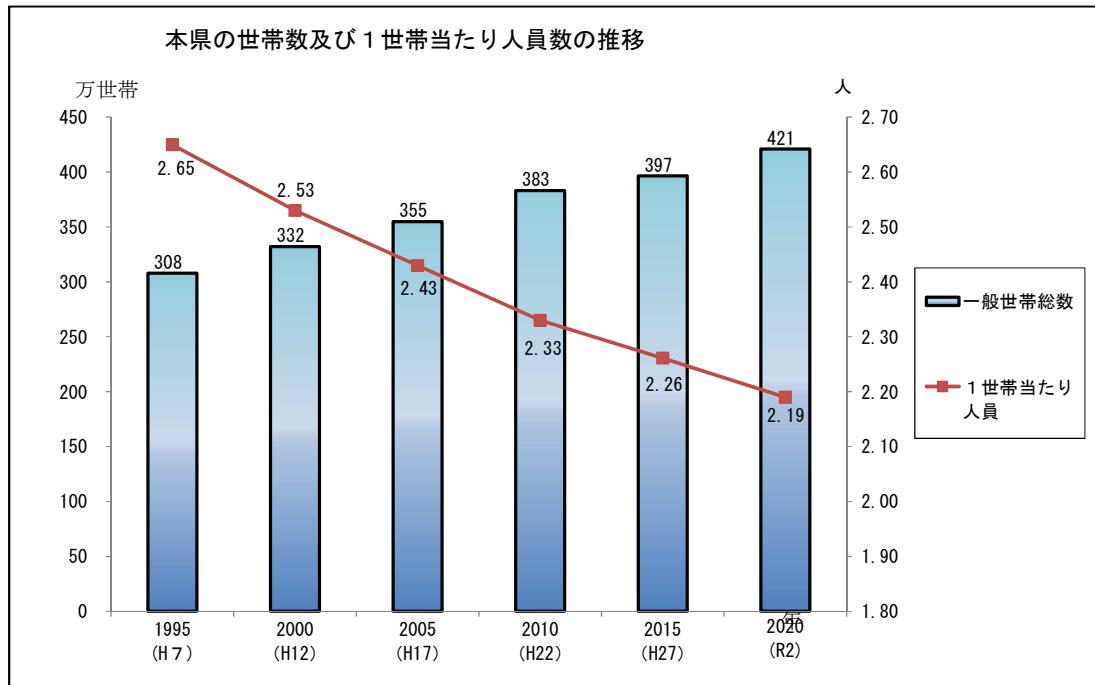


注1 2020（令和2）年までは、国勢調査による。

2 2025（令和7）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。（本県も独自に推計を行っているが、他県との比較等を可能にするため、国立社会保障・人口問題研究所の推計を使用。）

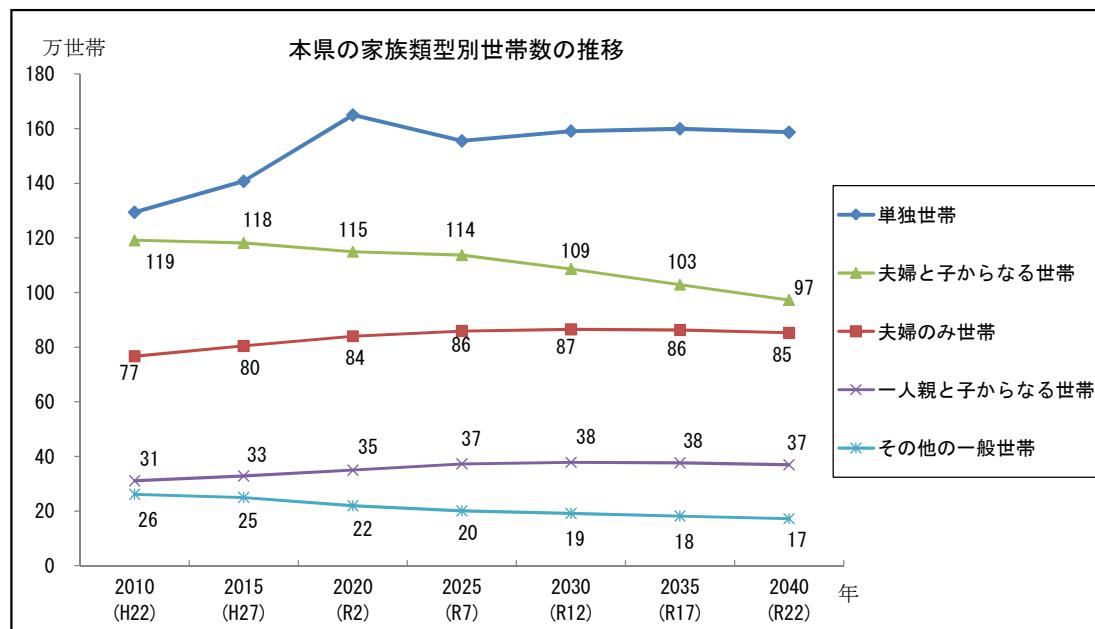
(2) 単独世帯の増加

本県の世帯数は、1995（平成7）年に308万世帯であったところ、2020（令和2）年には421万世帯と増加しています。一方で、1世帯当たりの平均人員数を見ると、1995（平成7）年に2.65人であったところ、2020（令和2）年には2.19人と年々減少しています。



注 国勢調査による。

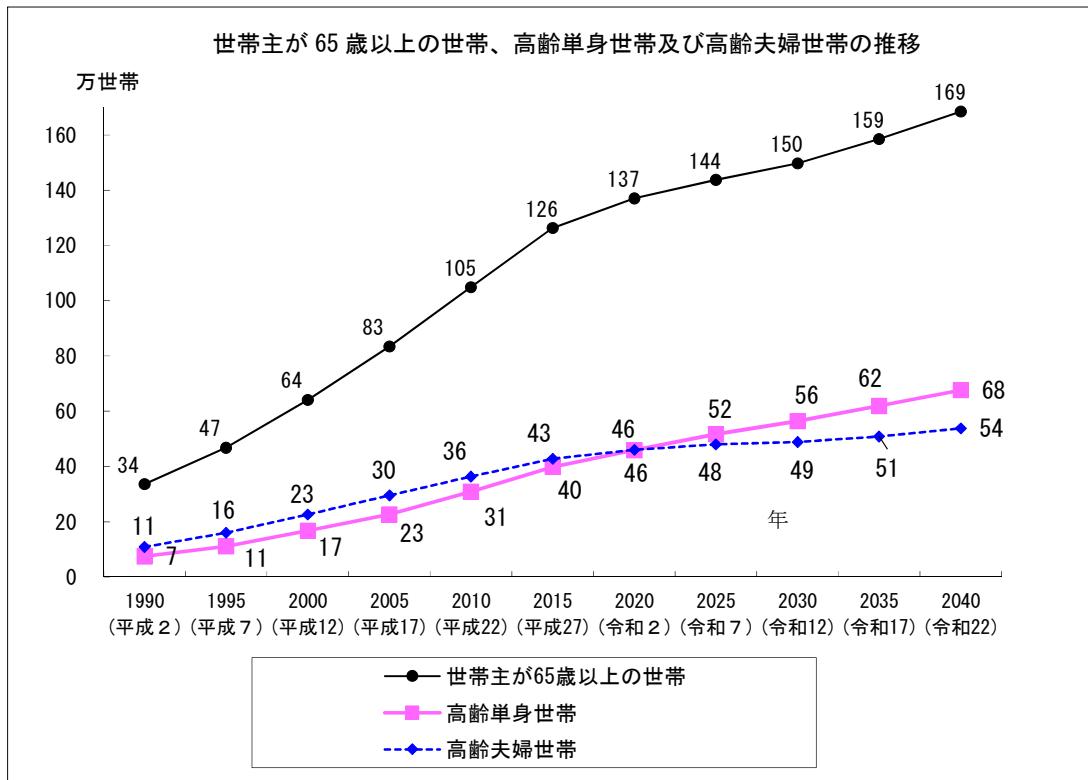
家族類型別にみると、単独世帯が増加傾向にある一方で、夫婦と子からなる世帯は減少傾向が続くと予測されています。



注 2020（令和2）年までは国勢調査により、2025（令和7）年以降は国立社会保障・人口問題研究所による。

高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯も増加傾向にあり、とりわけ高齢単身世帯数は、2040（令和22）年には、2020（令和2）年の約1.5倍となるものと予測されます。

この増加傾向は、他の高齢者世帯（世帯主が65歳以上の世帯：約1.2倍、高齢夫婦世帯：約1.2倍）よりも大幅なものであり、今後、高齢者世帯の単身世帯化が進んでいくものと予測されます。



注1 2020（令和2）年までは、国勢調査による。

2 2025（令和7）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。

3 「世帯主が65歳以上の世帯」には「高齢単身世帯」と「高齢夫婦世帯」を含む。

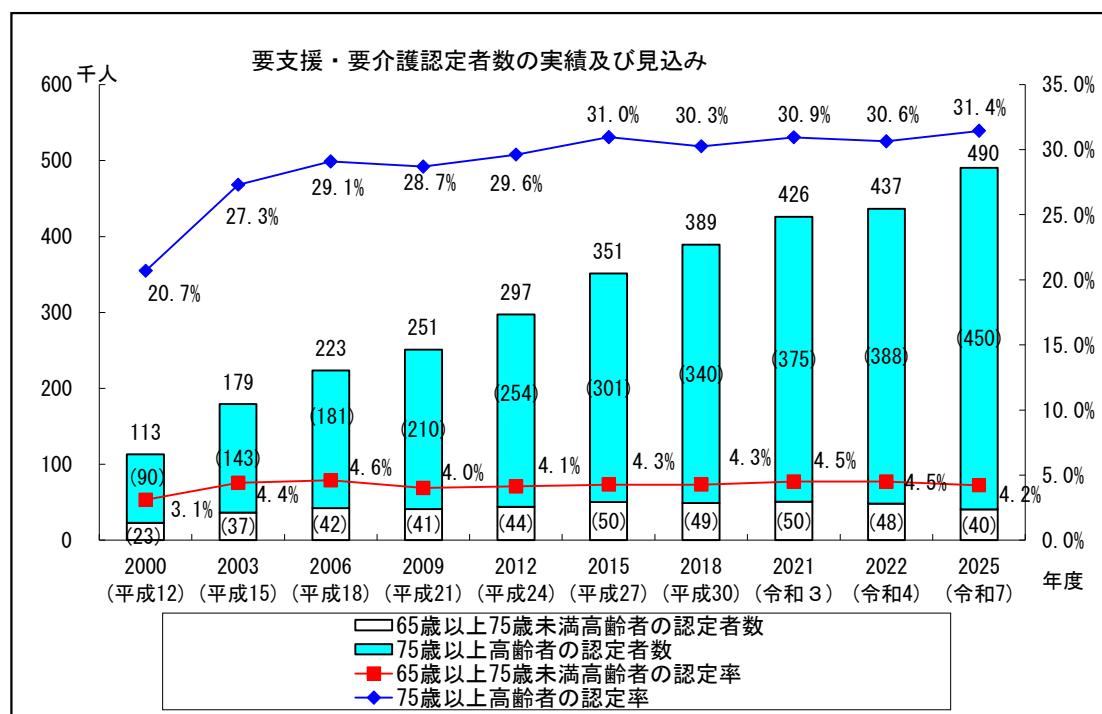
2020（令和2）年から 2040（令和22）年の伸び	
世帯主が65歳以上の世帯数	約1.2倍
高齢単身世帯数	約1.5倍
高齢夫婦世帯数	約1.2倍

2 高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、介護保険における要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、2022（令和4）年度における認定者数（約43万7千人）は、介護保険制度が導入された2000（平成12）年度（約11万3千人）の約3.9倍に増加しています。今後、75歳以上の高齢者の大幅な増加に伴い、さらに増加することが予測されます。

一方、要支援・要介護認定率を見ると、ここ数年、65～74歳で約4%、75歳以上は31%前後で推移しており、このことから、65～74歳のうち9割以上、75歳以上のうち約7割の方は要支援・要介護認定を受けていない状況にあり、元気な高齢者が多くいるとも推測されます。

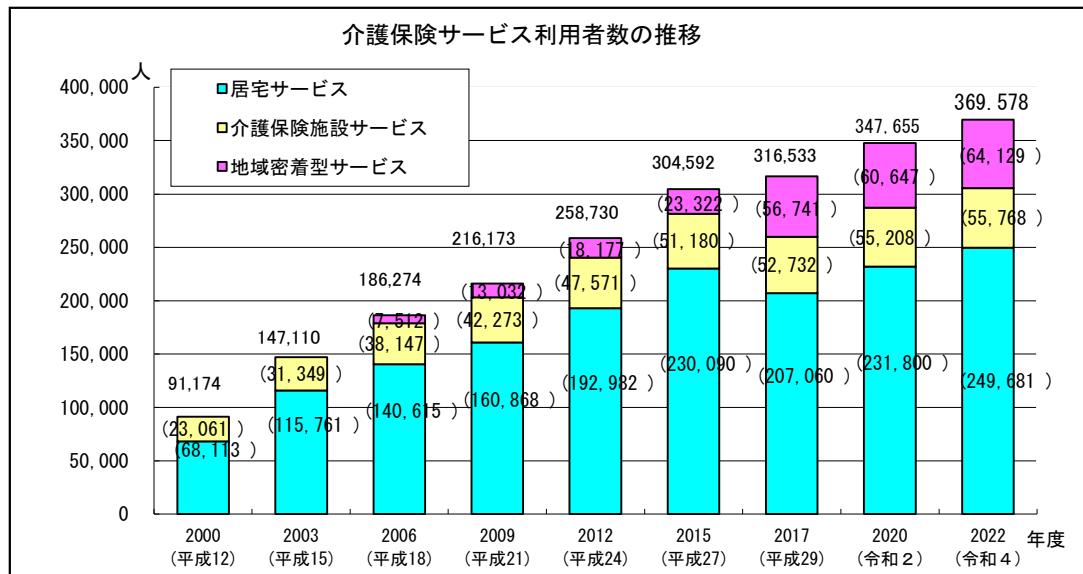


注1 2022（令和4）年度までは、介護保険事業状況報告による。（各年度9月末現在）

注2 2025（令和7）年度は、市町村による推計の合計。今後変動することがある。

(2) 介護保険サービス利用者数の増加

要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護保険サービス利用者数も増加傾向にあります。2022（令和4）年度の介護保険サービス利用者数は、2000（平成12）年度比で約4.1倍に増加しており、今後も要支援・要介護認定者数の増加に伴い、引き続き増加していくことが見込まれます。



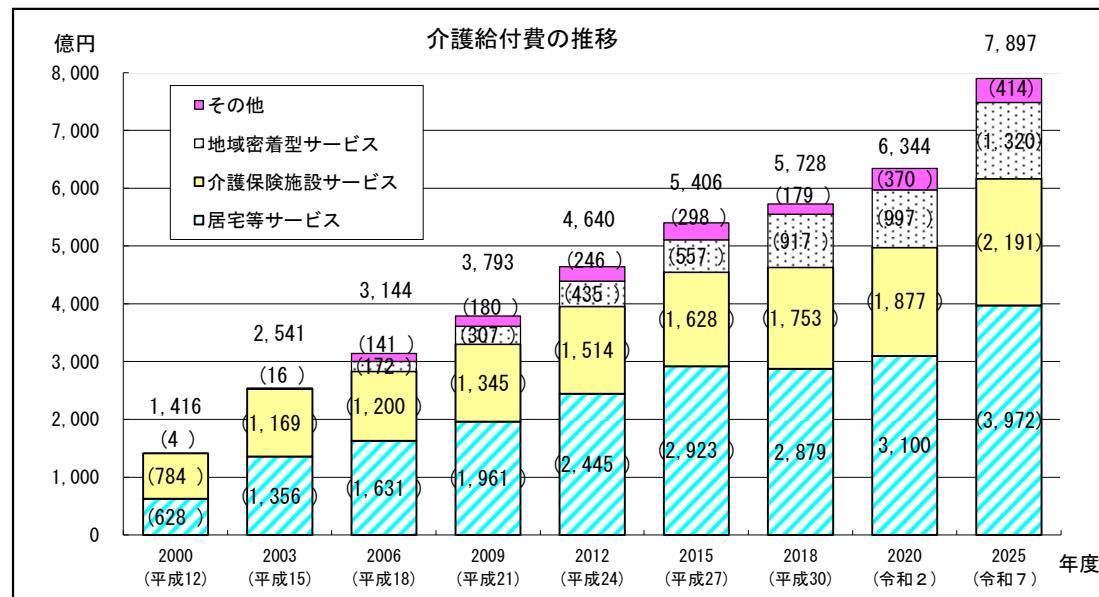
注1 介護保険事業状況報告による。（各年度9月の利用者数）

2 地域密着型サービス及び居宅サービスには、介護予防サービスを含む。

3 介護保険施設サービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の計。

(3) 介護給付費の増加

介護サービス利用者数の増加に伴い、介護給付費も増加傾向にあります。今後のサービス利用者数の増加の見込みを踏まえると、2025（令和7）年度には2000（平成12）年度より6,481億円の増（約5.6倍）に達することが見込まれます。



注1 2020（令和2）年度までは、介護保険事業状況報告（年報）による。

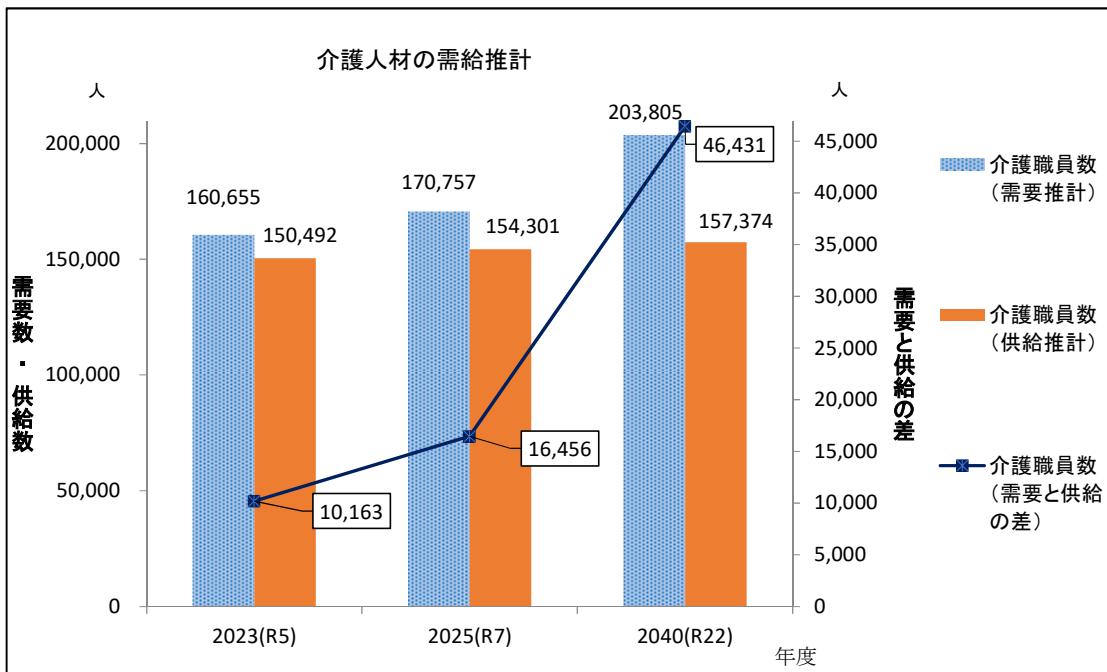
（2000（平成12）年度は、2000（平成12）年4月から2001（平成13）年2月までの11か月分）

2 居宅介護サービスには、地域密着型サービス及び介護予防サービスを含む。

3 「その他」は、高額（医療合算）介護サービス費及び補足給付（食費・居住費）。

(4) 介護人材の需給推計（介護人材の不足）

本県では、今後、高齢者が急増する中で、団塊の世代が75歳になる2025（令和7）年度には16,000人以上の介護職員が不足し、2040（令和22）年度には約46,000人の介護職員が不足することが予測されます。



注 厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」（2021（令和3）年7月9日）による。

(5) 平均寿命と健康寿命

本県の健康寿命は、男性は全国に比べ長く、女性は全国に比べ短い状況です。平均寿命と健康寿命の差＝日常生活に制限のある期間は、男女とも全国に比べて長い状況です。

また、健康寿命の参考値としている「自分が健康であると自覚している期間の平均」は、本県は男女ともに全国よりも長くなっています。

平均寿命と健康寿命

(単位：歳)

		男性				女性			
		2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2019 (R元)年	2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2019 (R元)年
神奈川県	平均寿命	80.36	80.89	81.64	82.07	86.74	87.09	87.47	87.88
	健康寿命	70.90	71.57	72.30	73.15	74.36	74.75	74.64	74.97
	差	9.46	9.32	9.34	8.92	12.38	12.34	12.83	12.91
全国	平均寿命	79.64	80.20	80.98	81.41	86.39	86.61	87.13	87.44
	健康寿命	70.42	71.19	72.14	72.68	73.62	74.21	74.79	75.38
	差	9.22	9.01	8.84	8.73	12.77	12.40	12.34	12.06

自分が健康であると自覚している期間 (単位：歳)

	男性				女性			
	2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2019 (R元)年	2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2019 (R元)年
神奈川県	70.85	72.25	73.08	73.96	74.12	75.76	75.93	76.52
全国	69.90	71.19	72.31	73.15	73.32	74.72	75.58	76.47
差	0.95	1.06	0.77	0.81	0.80	1.04	0.35	0.05

注1 2010 (H22)～年 2019 (R元) 年の数値は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」による。

2 2016 (H28) 年の数値は、国民生活基礎調査が熊本地震により熊本県を調査していないため、熊本県が含まれていない。

(6) 地域包括支援センターの設置状況

地域包括支援センター^(*)は、高齢者をはじめとする地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、市町村において、将来的には中学校区ごとに1か所設置することを目指しつつ、地域の実情に応じた整備を行っているところです。

2022(令和4)年4月1日現在の設置数は371か所となっていますが、これは、県内平均で、センター1か所当たりの65歳以上人口が約6,300人、中学校区ごとの設置目標に対する進捗率が91.8%という状況となっています。

地域包括支援センター設置数の状況

センター設置数(a)	65歳以上人口(b)	センター1か所当たりの65歳以上人口 (b)/(a)	(参考)	
			中学校区(c)	センター設置率 (a)/(c)
371か所	2,337,649人	6,300.9人	404	91.8%

注1 県福祉子どもみらい局調べ。(2022(令和4)年4月1日現在)

2 センター設置数は、ブランチ・サブセンターを除く。

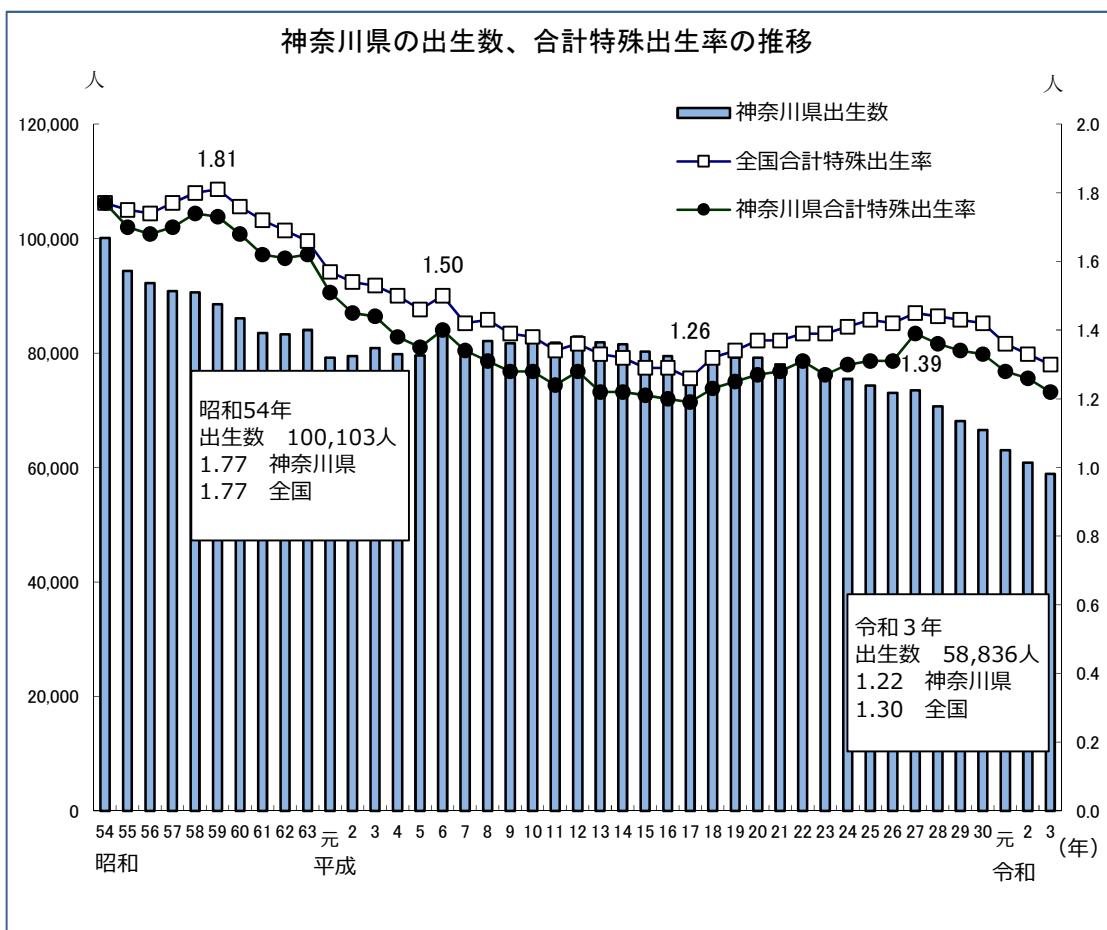
3 65歳以上人口は介護保険事業状況報告(2022(令和4)年3月末)による。

4 中学校区の数は、2022(令和4)年4月1日現在。(分校を除く)

3 子どもを取り巻く状況

(1) 本県の出生数の減少

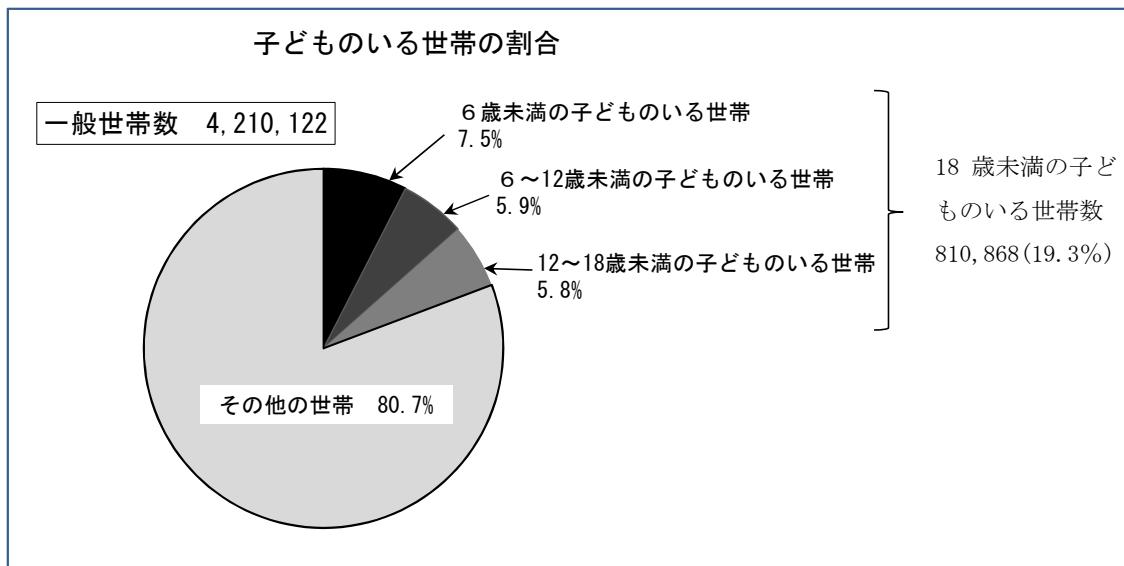
本県の出生数は、1979（昭和 54）年に 10 万人でしたが、非婚化や晩婚化等により徐々に減少し、2021（令和 3）年には 6 万人を下回っています。また、2021（令和 3）年は、1 人の女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は、1.22 となり、依然として全国の合計特殊出生率よりも低い状況が続いています。



注 厚生労働省の「人口動態統計」による。

(2) 子どものいる世帯の割合

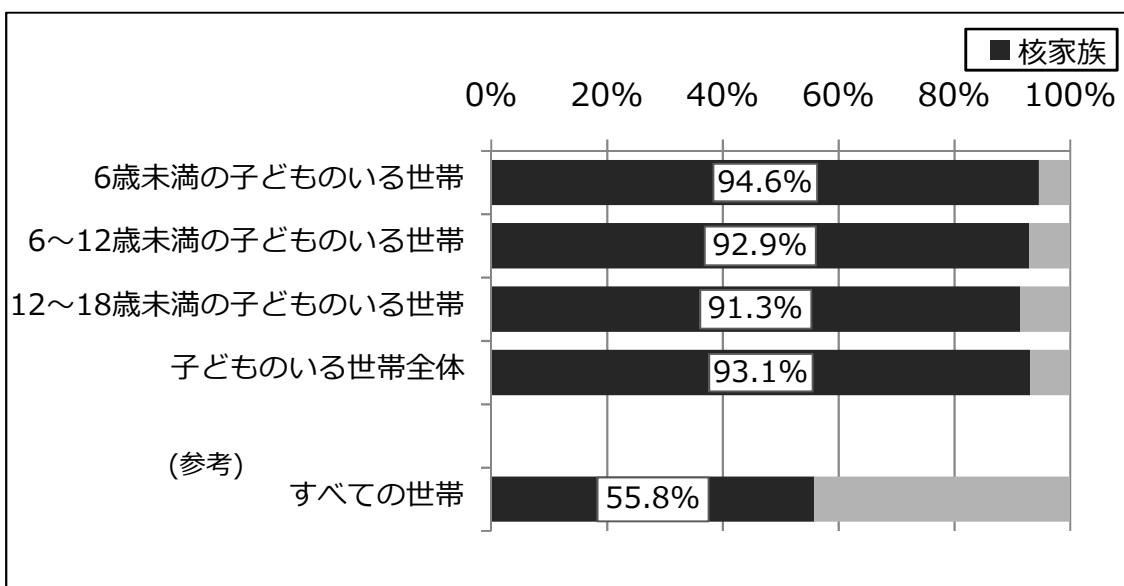
2020（令和2）年の国勢調査によると、本県の一般世帯数は約421万世帯で、うち6歳未満の子どものいる世帯は約31万7千世帯（7.5%）、6～12歳未満の子どものいる世帯は約24万9千世帯（5.9%）、12～18歳未満の子どものいる世帯は約24万5千世帯（5.8%）となっており、18歳未満の子どものいる世帯は一般世帯の約19%となっています。



注 2020（令和2）年国勢調査による。

(3) 核家族の割合

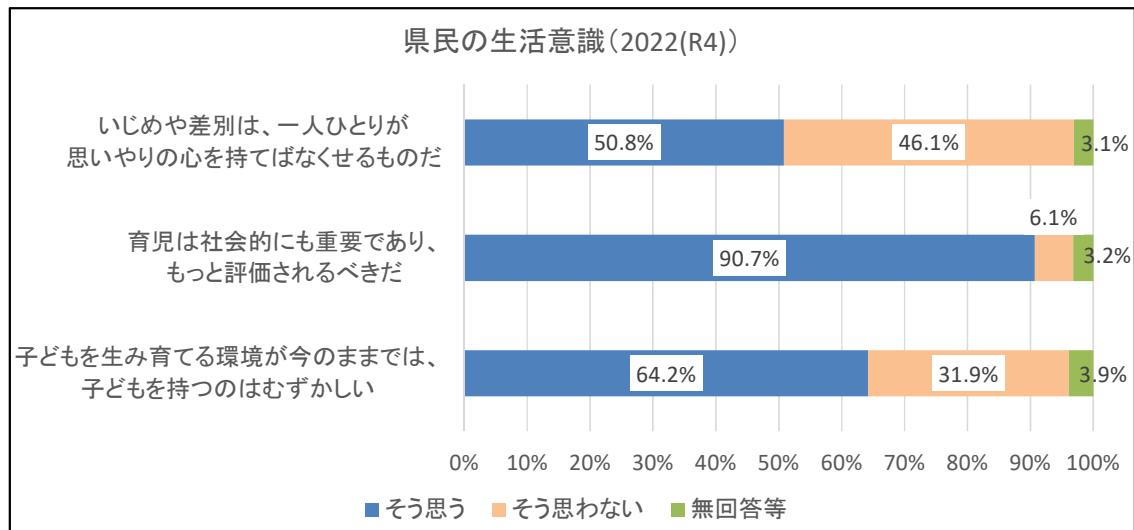
2020（令和2）年の国勢調査によると、6歳未満の子どものいる世帯のうち核家族の割合は94.6%、6歳から12歳未満の子どものいる世帯では92.9%、12歳から18歳未満の子どものいる世帯では91.3%と、子どものいる世帯の核家族の割合（93.1%）は、一般世帯の核家族の割合（55.8%）より高くなっています。



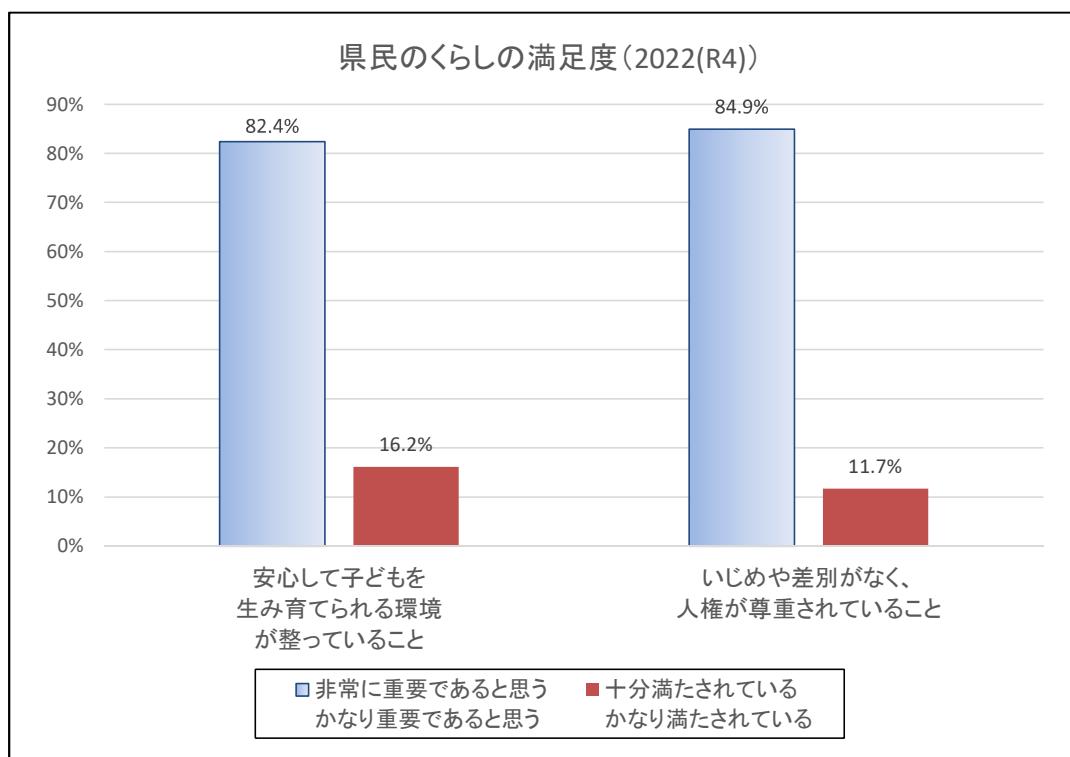
注 2020（令和2）年国勢調査による。

(4) 子育てをめぐる県民の意識（子育て環境への不満）

2022（令和4）年県民ニーズ調査結果による県民の生活意識やくらしの満足度では、「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきである。」と考える県民が9割を超えていました。また、「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」を重要だと答えた県民が82.4%に対し、満たされていると感じている県民は16.2%となっています。



注 2022（令和4）年県民ニーズ調査による。



注 2022（令和4）年県民ニーズ調査による。

(5) ひとり親家庭の状況

本県のひとり親世帯は、2010（平成22）年の50,959世帯から、2015（平成27）年に49,720世帯に減少し、2020（令和2）年には43,238世帯に減少しています。また、母子世帯、父子世帯ともに減少傾向となっています。

ひとり親世帯の推移

区分	2010(平成22)年調査		2015(平成27)年調査		2020(令和2)年調査	
	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県
一般世帯	51,842,307	3,830,111	53,331,797	3,965,190	55,704,949	4,210,122
ひとり親世帯	844,661 (1.6%)	50,959 (1.3%)	838,727 (1.6%)	49,720 (1.3%)	721,290 (1.3%)	43,238 (1.0%)
母子世帯	755,972 (1.5%)	44,412 (1.2%)	754,724 (1.4%)	44,040 (1.1%)	646,809 (1.2%)	38,079 (0.9%)
父子世帯	88,689 (0.2%)	6,547 (0.2%)	84,003 (0.2%)	5,680 (0.1%)	74,481 (0.1%)	5,159 (0.1%)

注 国勢調査による。

(6) 母子世帯の低所得 [全国]

2018（平成30）年の一世帯当たりの平均総所得は、児童のいる世帯で745.9万円、母子世帯で306.0万円となっており、2020（令和2）年は、児童のいる世帯で813.5万円、母子世帯で369.8万円となっています。いずれも増加しているものの、依然として児童のいる世帯に比べ、母子世帯の総所得が低い水準となっています。

母子世帯の所得の状況（全国）（1世帯当たり平均所得金額 単位：万円）

	総所得		稼働所得		その他所得	
	2018 (H30)年	2020 (R2)年	2018 (H30)年	2020 (R2)年	2018 (H30)年	2020 (R2)年
全世帯	552.3	564.3	410.3	402.2	142.0	162.2
児童のいる世帯	745.9	813.5	686.8	733.4	59.1	80.1
母子世帯	306.0	369.8	231.1	282.9	74.9	86.9

注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 その他所得：「公的年金・恩給」「財産所得」「年金以外の社会保障給付金」「仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得」。

3 児童：18歳未満の未婚の者。

4 母子世帯：死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女性（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

(7) 子どもの貧困率の推移【全国】(ひとり親世帯の高い貧困率)

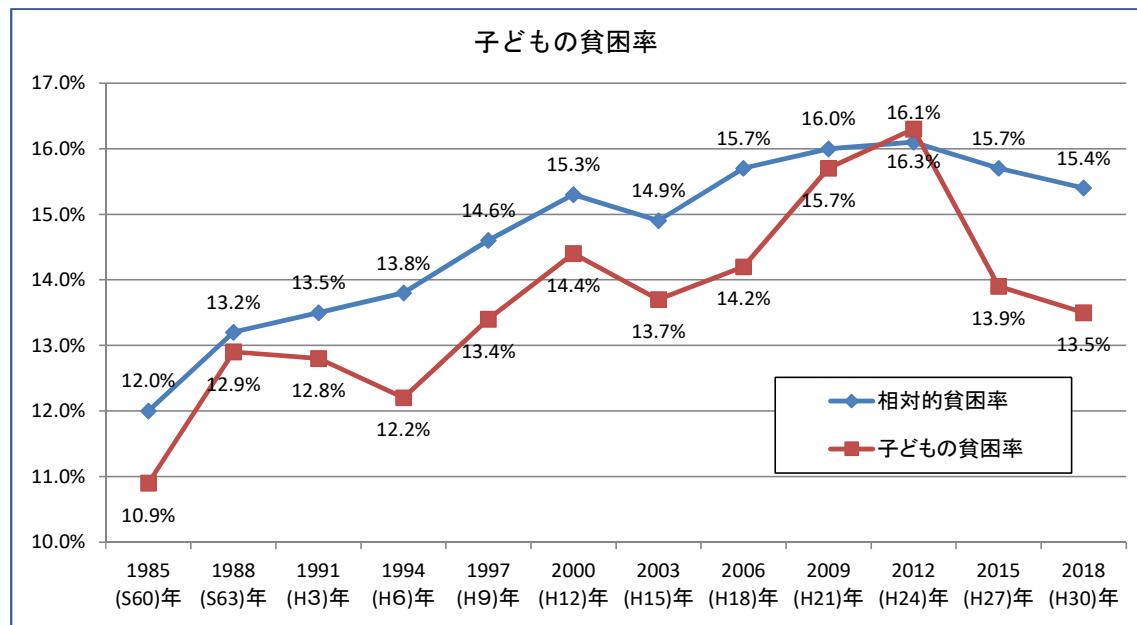
厚生労働省の調査によると、2018(平成30)年の日本の子どもの貧困率は13.5%となっており、2015(平成27)年に比べ下がっています。しかし、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)では、大人が2人以上の世帯の場合の相対的な貧困率が10%程度であるのに対して、大人が1人の世帯の貧困率は48.1%と依然高い水準にあります。このことから、特にひとり親世帯は、就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。

貧困率の状況(全国)

	1997 (H9)年	2000 (H12)年	2003 (H15)年	2006 (H18)年	2009 (H21)年	2012 (H24)年	2015 (H27)年	2018 (H30)年
相対的貧困率	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	13.4%	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%
子どもがいる現役世帯	12.2%	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%
大人が1人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%
大人が2人以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%
貧困線	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円

注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分



注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。

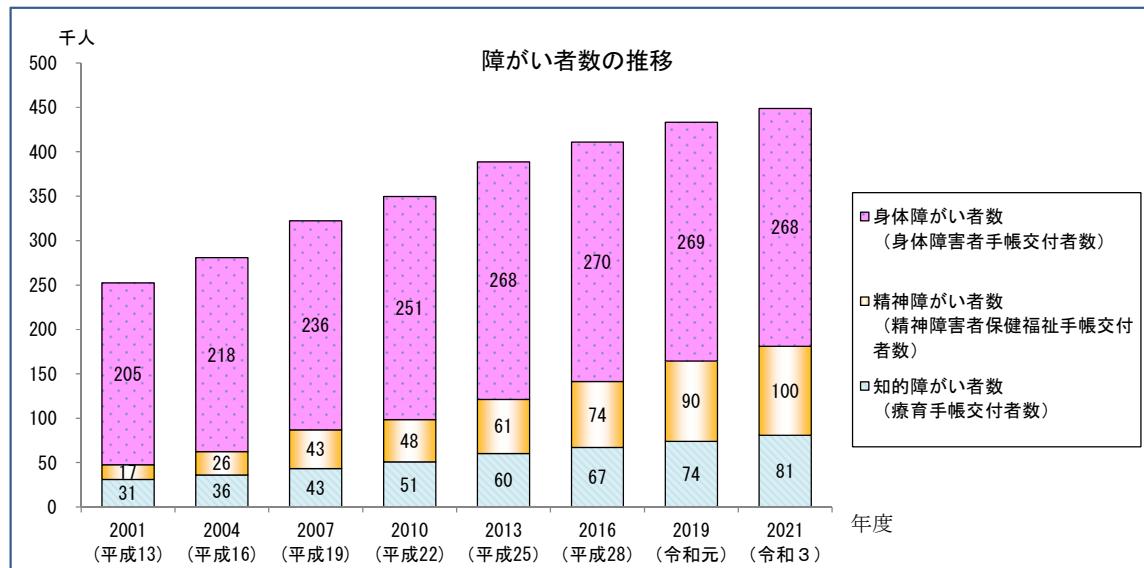
4 相対的貧困率：貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない世帯員の割合

5 子ども：17歳以下の者をいう。

4 障がい者の状況

(1) 障がい者数の増加

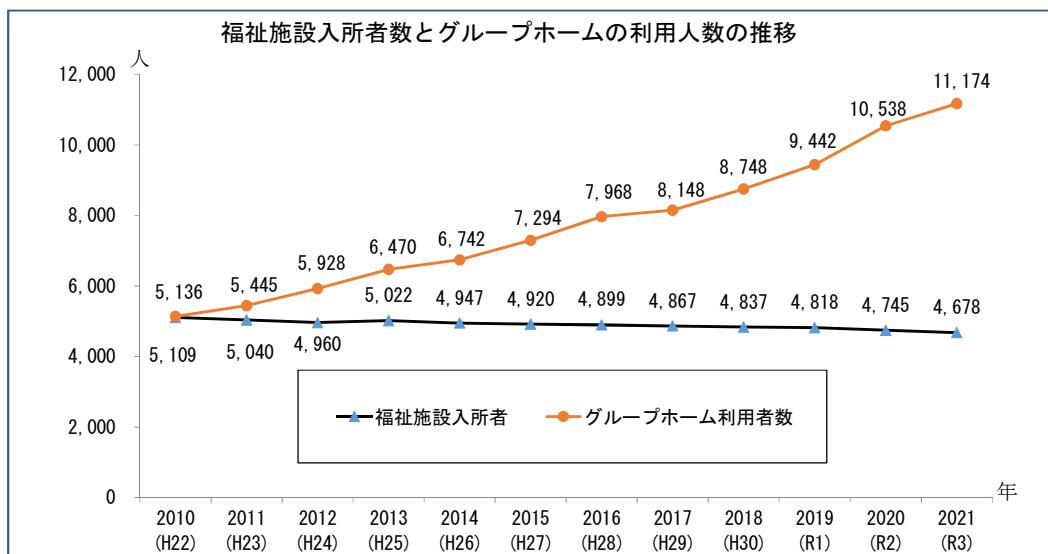
障がい者数は年々増加し、2021（令和3）年度には、身体障がい者が26万8千人、精神障がい者が10万人、知的障がい児者が8万1千人となっており、県民総数（923万2千人：2022（令和4）年4月1日現在）に占める割合は約4.9%（44万9千人）となっています。



注 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度3月末日現在）

(2) 障がい者の地域生活移行

障がい者が地域で生活する場の一つであるグループホーム（共同生活援助事業所）の利用者数は2010（平成22）年に5,136人で、2021（令和3）年には11,174人と約2.2倍に増えています。また、福祉施設入所者数は徐々に減少しています。



注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 福祉施設入所者数、2010（平成22）～2013（平成25）年までは10月1日時点、2015（平成27）年以降は年度末時点。

3 グループホームは各年度の利用実績。

4 福祉施設：障がい者の入所施設のうち、一般に長期入所が常態化している利用者が少ない旧身体障害者更生施設や旧精神障害者生活訓練施設は、原則として除外したものの。（2011（平成23）年6月30日障害保健福祉関係主管課長会議資料）

5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況

(1) 高齢者虐待の状況

2021(令和3)年度に虐待の事実が認められた件数は879件あり、その大半(813件)が「家族等の養護者による虐待」となっています。

また、虐待の内容をみると、身体的虐待や心理的虐待が多い状況となっています。

さらに、「家族等の養護者による虐待」における虐待者をみると、息子(370人)が最も多く、次いで夫(184人)、娘(184人)の順となっています。

高齢者虐待件数の推移

区分	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
養介護施設従事者等 による虐待	29件	52件	50件	52件	66件
家族等の養護者によ る虐待	1,082件	878件	871件	909件	813件

注 県福祉子どもみらい局調べ。(市町村への相談通報件数のうち、虐待の事実が認められた件数を計上)

高齢者虐待の内容(2021(R3)年度:重複計上*)

区分	養介護施設従事者等による虐待	家族等の養護者による虐待
身体的虐待	62人	539人
心理的虐待	53人	340人
介護等放棄(エグレクト)	48人	206人
性的虐待	7人	2人
経済的虐待	3人	115人

注 県福祉子どもみらい局調べ。

* 重複計上=複数項目に集計している場合があることを示す。以降の項目も同様。

「家族等の養護者による虐待」における虐待者の状況(2021(R3)年度:重複計上)

虐待者	人数	割合 (注)
息子	370人	41.7%
夫	184人	20.7%
娘	184人	20.7%
妻	62人	7.0%
孫	27人	3.0%
息子の妻	19人	2.1%
兄弟姉妹	11人	1.2%
娘の夫	6人	0.7%
その他	25人	2.8%

注 県福祉子どもみらい局調べ。(割合:人数/市町村からの虐待報告件数)

(2) 障がい者虐待の状況 ※2021年度の集計を公表次第、更新予定。

2020（令和2）年度に虐待の事実が認められた件数は144件あり、その大半（80件）が「養護者による虐待」となっています。また、虐待の内容をみると、身体的虐待が最も多く（99件）、次いで心理的虐待（41件）、経済的虐待（29件）、放置・放任（ネグレクト）（13件）、性的虐待（10件）の順となっています。

障がい者虐待件数の推移

区分	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
養護者による虐待	93件	100件	97件	80件	件
障害者福祉施設従事者等による虐待	32件	25件	32件	44件	件
使用者による虐待	16件	21件	16件	20件	件

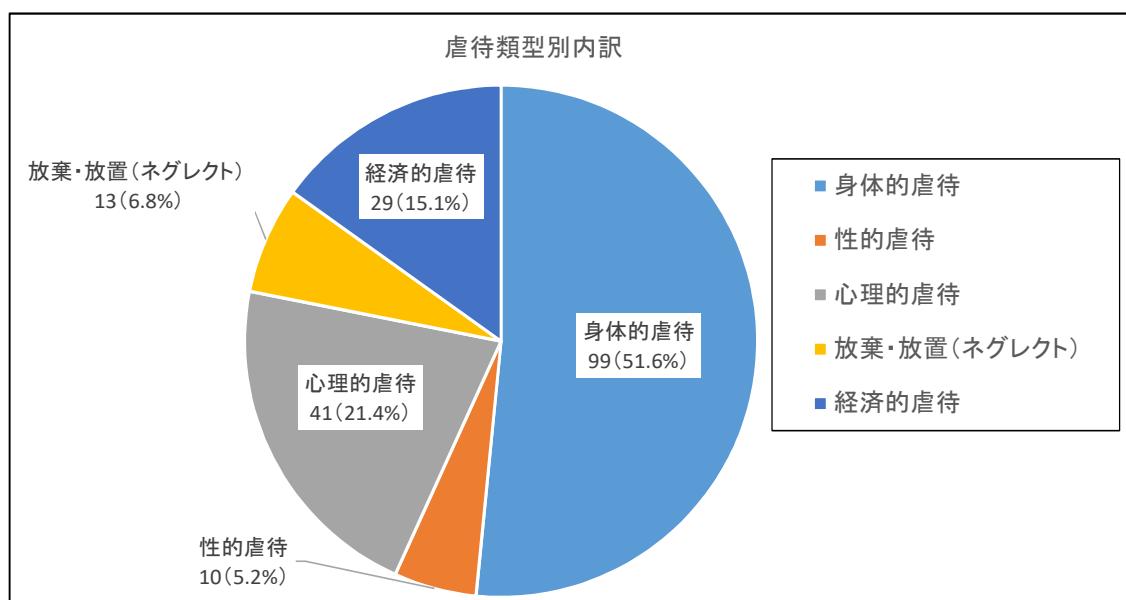
注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上。

障がい者虐待の内容（2020（R2）年度：重複計上）

区分	養護者による虐待 割合（注）	障害者福祉施設従事者等による虐待 割合（注）		使用者による虐待 割合（注）	
		割合（注）	割合（注）	割合（注）	割合（注）
身体的虐待	60件 56.1%	38件 59.4%	1件 4.8%		
性的虐待	3件 2.8%	7件 10.9%	0件 0.0%		
心理的虐待	27件 25.2%	13件 20.3%	1件 4.8%		
放置・放任（ネグレクト）	10件 9.3%	3件 4.7%	0件 0.0%		
経済的虐待	7件 6.5%	3件 4.7%	19件 90.5%		

注 県福祉子どもみらい局調べ。（割合：件数／虐待件数）



(3) 児童虐待相談の状況（児童虐待相談件数の増加）

2021（令和3）年度の県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は21,654件となっています。また、虐待の内容をみると、心理的虐待（13,298件）が最も多く、次いで身体的虐待（4,458件）、保護の怠惰ないし拒否（3,650件）、性的虐待（248件）の順となっています。

児童虐待相談対応件数の推移

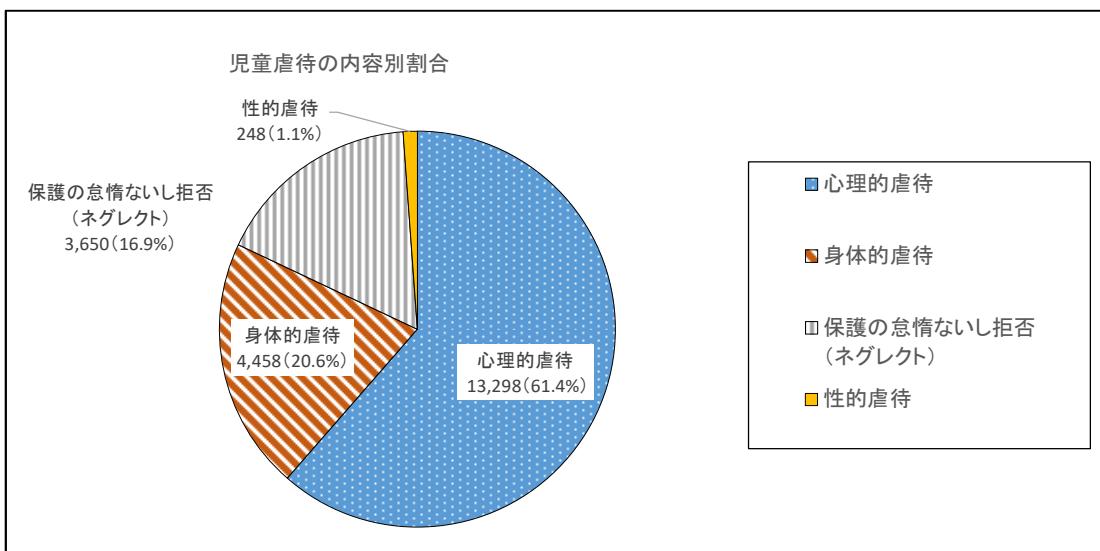
	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
虐待相談対応件数	13,928件	17,272件	20,449件	22,093件	21,654

注 県福祉子どもみらい局調べ。

児童虐待の内容（2021（R3）年度）

区分	件数	割合（注）
心理的虐待	13,298	61.4%
身体的虐待	4,458	20.6%
保護の怠惰ないし拒否 (ネグレクト)	3,650	16.9%
性的虐待	248	1.1%

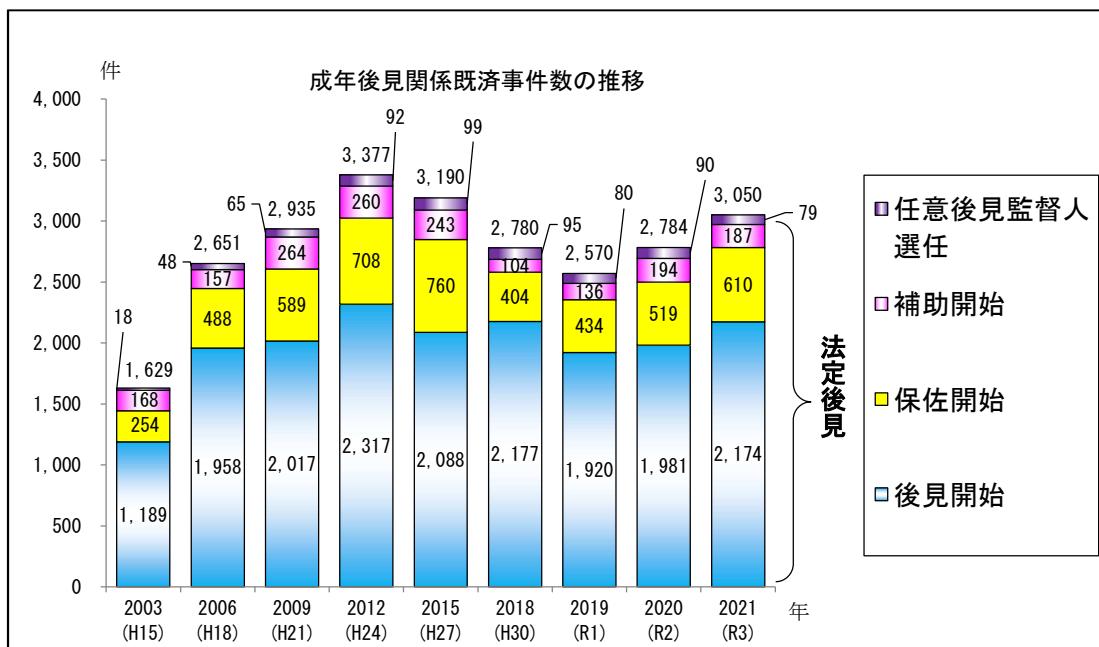
注 県福祉子どもみらい局調べ。（割合：件数／相談対応件数）



(4) 成年後見制度利用状況の推移

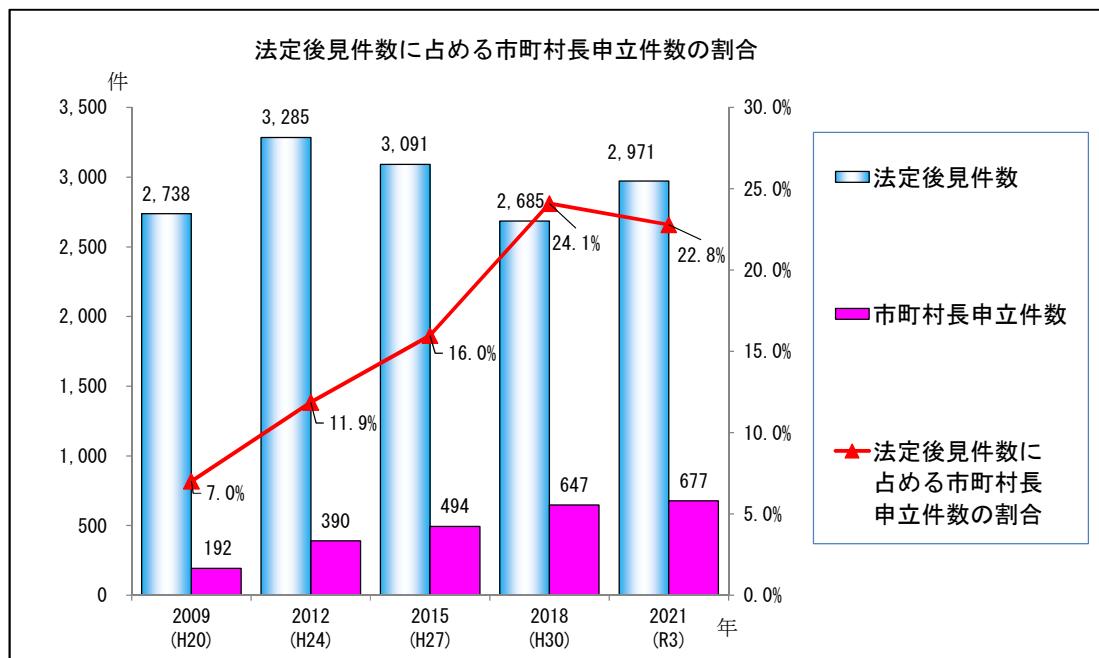
2000（平成12）年4月の制度導入以降、成年後見制度の利用状況は増加傾向の後に減少傾向に転じましたが、近年は増加傾向となっており、そのほとんどが法定後見によるものとなっています。

また、身寄りがない、身内から虐待を受けている、親族が協力しない等の理由により申立てをする人がいない方の保護を図る制度である「市町村長申立」件数についても増加しています。



注1 横浜家庭裁判所調べ。（暦年集計）

2 法定後見（後見開始、保護開始及び補助開始）は、2015（平成27）年までは取消事件を含み、2018（平成30）年以降は取消事件を含まない。



注1 横浜家庭裁判所調べ。（暦年集計）

2 法定後見（後見開始、保護開始及び補助開始）は、2015（平成27）年までは取消事件を含み、2018（平成30）年以降は取消事件を含まない。

6 生活困窮者等の状況

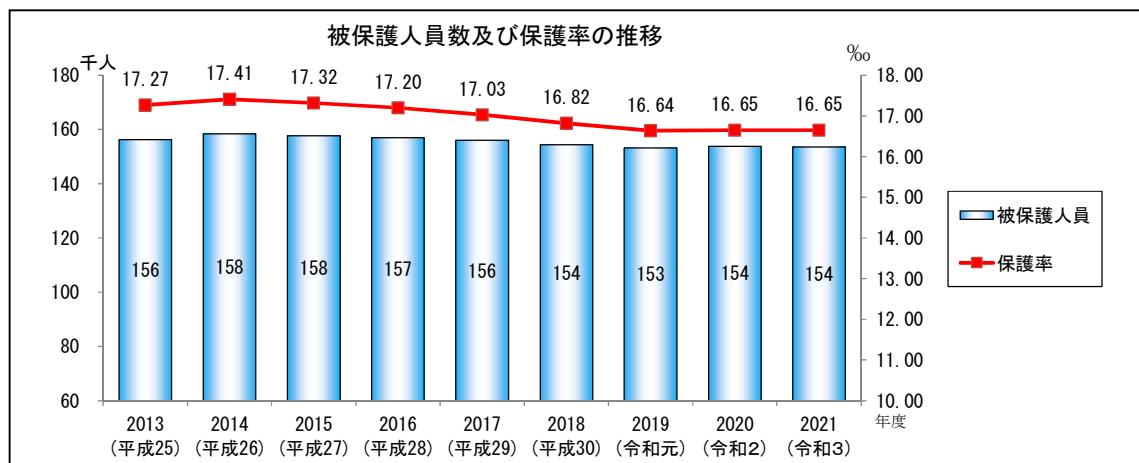
(1) 生活保護受給者数の推移（高齢者の被保護世帯の増加）

被保護世帯数は増加傾向にあり、2021（令和3）年度の被保護世帯数（12万2千世帯）は2013（平成25）年度の約1.07倍に増加しています。とりわけ、高齢者世帯（6万4千世帯）は、被保護世帯数の半数を占めています。



注 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度3月現在。総数には、保護停止中の世帯数を含まない。）

保護率は数年間横ばいであり、保護の種類別扶助人員数の推移をみると、高齢者世帯の増加とあいまって、介護扶助の増加率が高い状況となっています。



注1 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度3月現在）

2 保護率：県民総数千人当たりの被保護人員数（‰：パーセント）

保護の種類別扶助人員数（重複計上）

区分	2016(H28)年度 (a)	2021(R3)年度 (b)	増加率(b/a)
生活扶助	141,224人	135,836人	96.2%
医療扶助	136,529人	132,176人	96.8%
住宅扶助	142,265人	138,732人	97.5%
介護扶助	24,197人	29,829人	123.3%
その他の扶助	17,325人	12,453人	71.9%

注1 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度3月現在。人員数は複数項目に集計している場合あり。）

2 「その他の扶助」は、教育扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の合計。

(2) 生活困窮者自立相談支援事業における支援状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和2）年の新規相談受付件数及びプラン作成件数は県内、全国ともに急増し、2021（令和3）年も高い水準となっています。

また、2020（令和2）年の就労者数は県内、全国ともに減少しましたが、2021（令和3）年は増加しています。

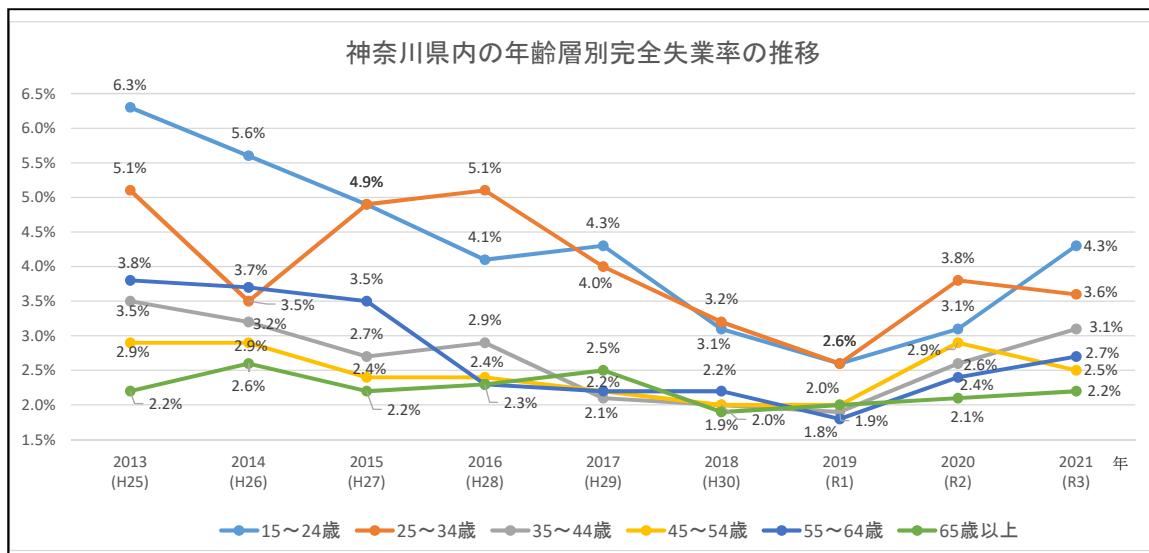
生活困窮者自立支援制度における支援状況

年度	新規相談受付件数（件）			プラン作成件数（件）			就労者数（人）		
	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
県内	17,198	57,811	38,030	6,288	20,032	17,939	2,022	1,449	1,815
	前年度比 増減	1,540	40,613	-19,781	475	13,744	-2,093	210	-573
全国	248,398	786,163	555,779	79,429	139,060	146,719	25,212	20,659	23,100
	前年度比 増減	10,733	537,765	-230,384	2,164	59,631	7,659	211	-4,553

注 厚生労働省の「生活困窮者自立支援制度における支援状況 集計」による。

(3) 県内の完全失業率

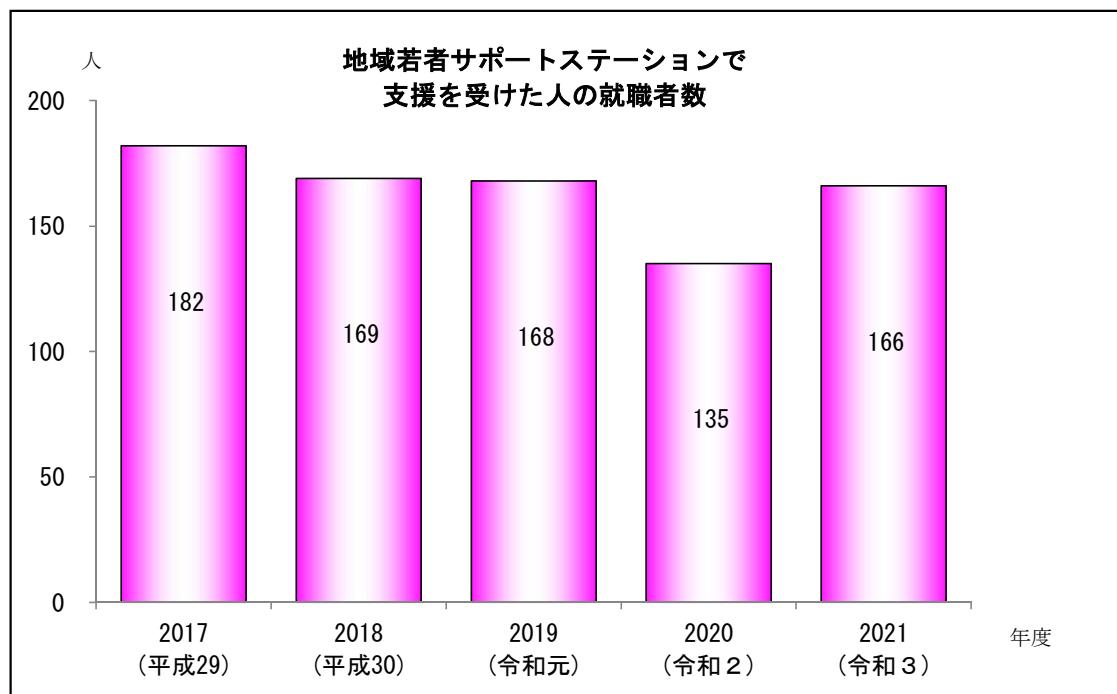
2021（令和3）年の県内の完全失業率は3.0%であり、年齢層別にみると、15～24歳が4.3%と最も高く、次いで25～34歳が3.6%となっており、他の年齢層に比べて高くなっています。



注 県統計センター「神奈川県労働力調査結果報告」による。

(4) 県が設置する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就労者数

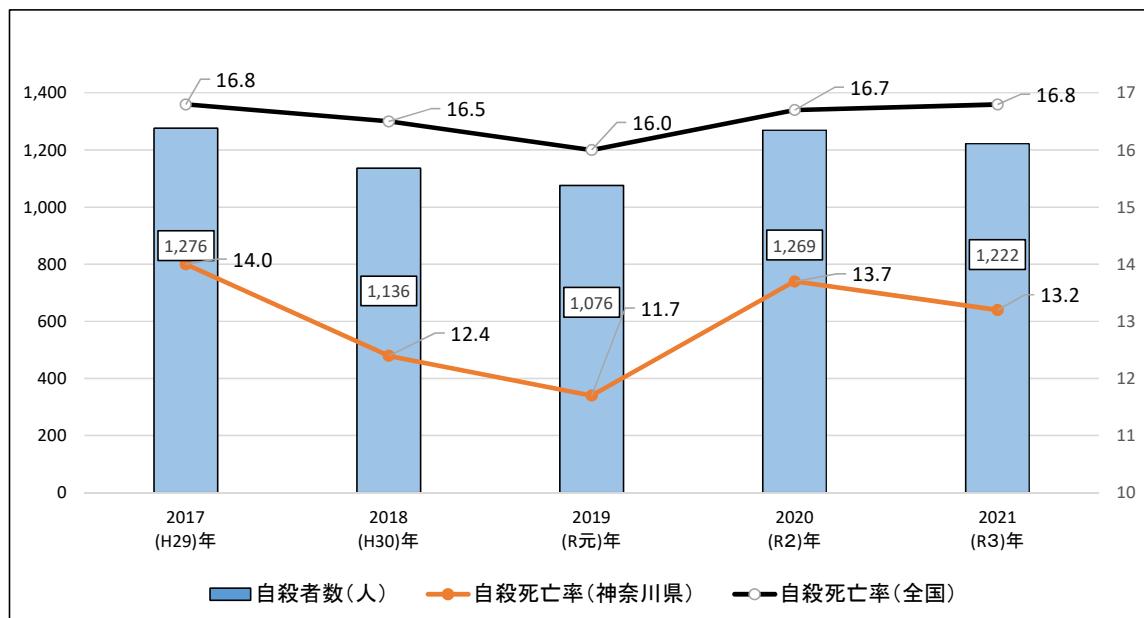
若者の職業的自立を目的に設置する「地域若者サポートステーション」で支援を受けた人の就職者数は、2017（平成29）年度は182人でしたが、2020（令和2）年度は135人、2021（令和3）年度は166人となっています。



注 県福祉子どもみらい局調べ。

(5) 県内の自殺者数・自殺死亡率の推移

県内で自殺により亡くなった人数は、2019（令和元）年まで2年連続で減少していましたが、2020（令和2）年は全国と同様に増加に転じており、新型コロナウイルス感染症の影響がうかがえます。人口10万人当たりの自殺死亡率は、2019（令和元）年に11.7、2020（令和2）年に13.7と全国で一番低くなっています。2021（令和3）年も13.2と石川県と並んで一番低くなっています。

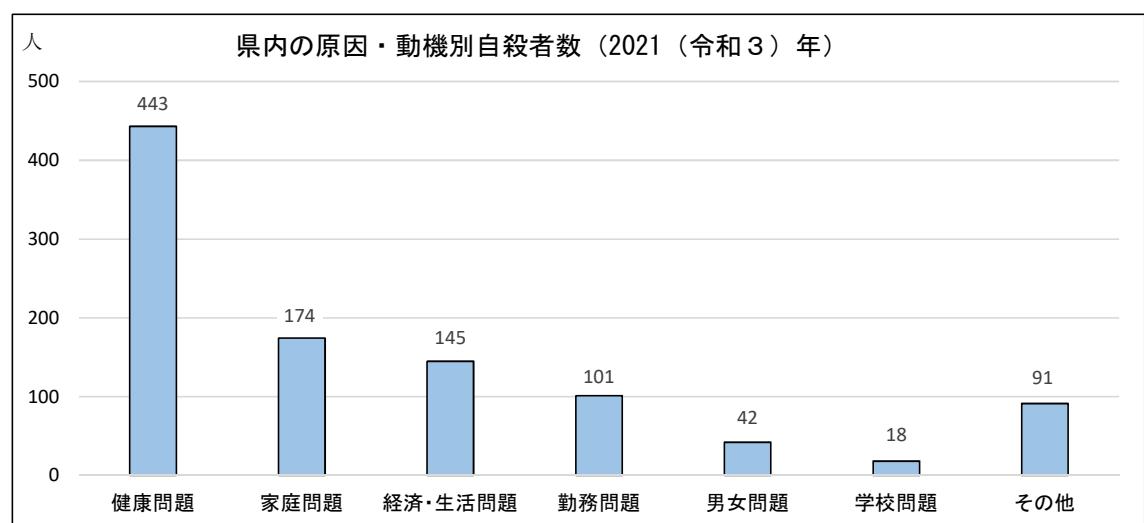


注1 警察庁自殺統計による。

2 自殺死亡率：人口10万対の率で、人口は、総務省統計（毎年10月1日現在）の都道府県別総人口に基づく。

また、原因・動機別にみると、健康問題（身体やこころの病気についての悩み）が最も多く、家庭問題、経済・生活問題（生活苦・失業など）、勤務問題と続いています。

自殺に至る原因・動機については、不詳も多くあり、また、動機は一つではなく、様々な要因が複合的に絡み合っていることが多いと言われています。



注1 警察庁自殺統計による。

注2 原因・動機は3つ以内の複数計上可能であり、合計は自殺者数（実数）とは一致しない。

7 地域における支え合いの状況

(1) 民生委員・児童委員の状況（民生委員・児童委員の欠員数の増加と高齢化）

2022（令和4）年4月1日現在の民生委員・児童委員の状況をみると、定数12,137人に対して現員数11,372人と、充足率は93.7%となってています。また、平均年齢は68.2歳となっており、高齢化が進んでいます。

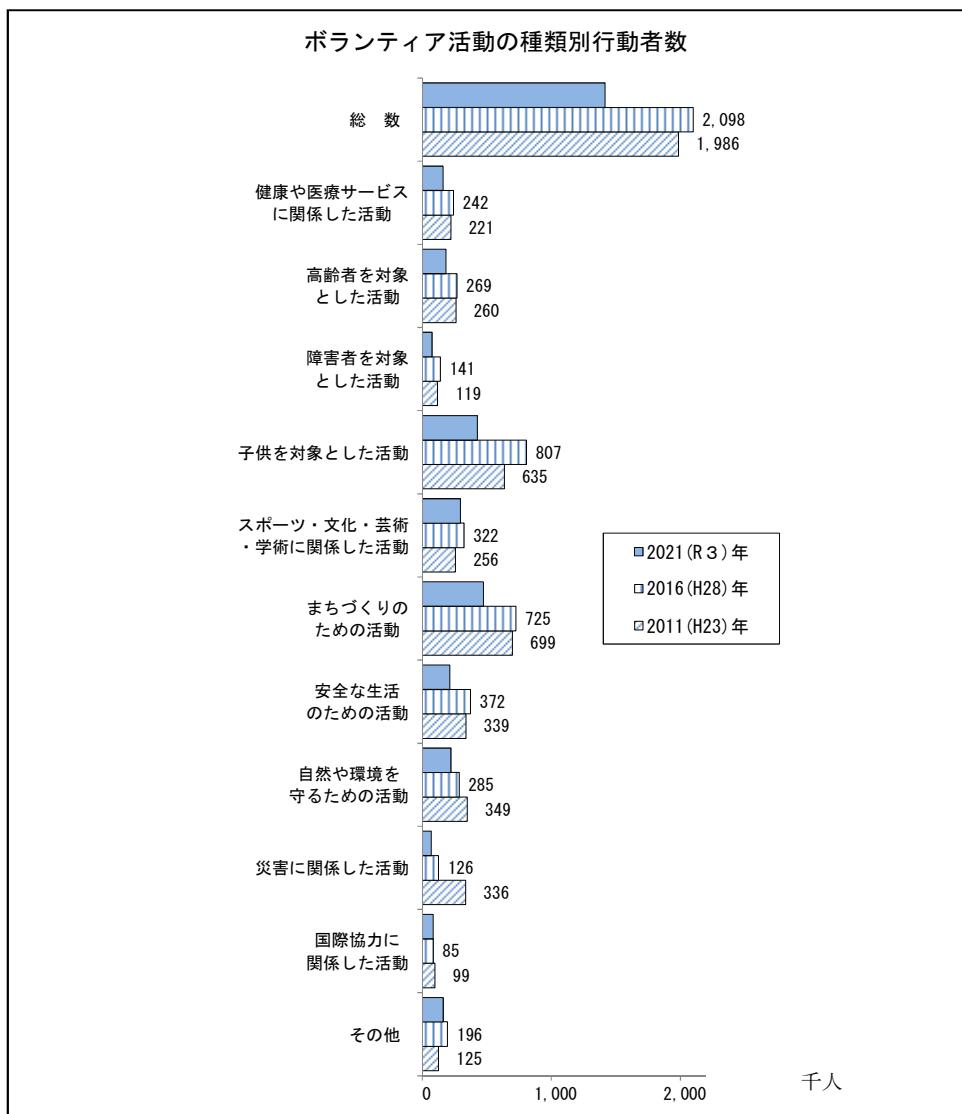
時 点	定数(a)	現員数(b)	欠員数	充足率((b)/(a))	平均年齢
2022(R4)年度	12,137人	11,372人	765人	93.7%	68.2歳
2019(R元)年度	12,038人	11,498人	540人	95.5%	67.1歳
2016(H28)年度	11,830人	11,389人	441人	96.3%	65.8歳

注1 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度4月1日現在。）

2 平均年齢は、指定都市・中核市を除く。

(2) ボランティア活動の状況（ボランティア活動人数の増加）

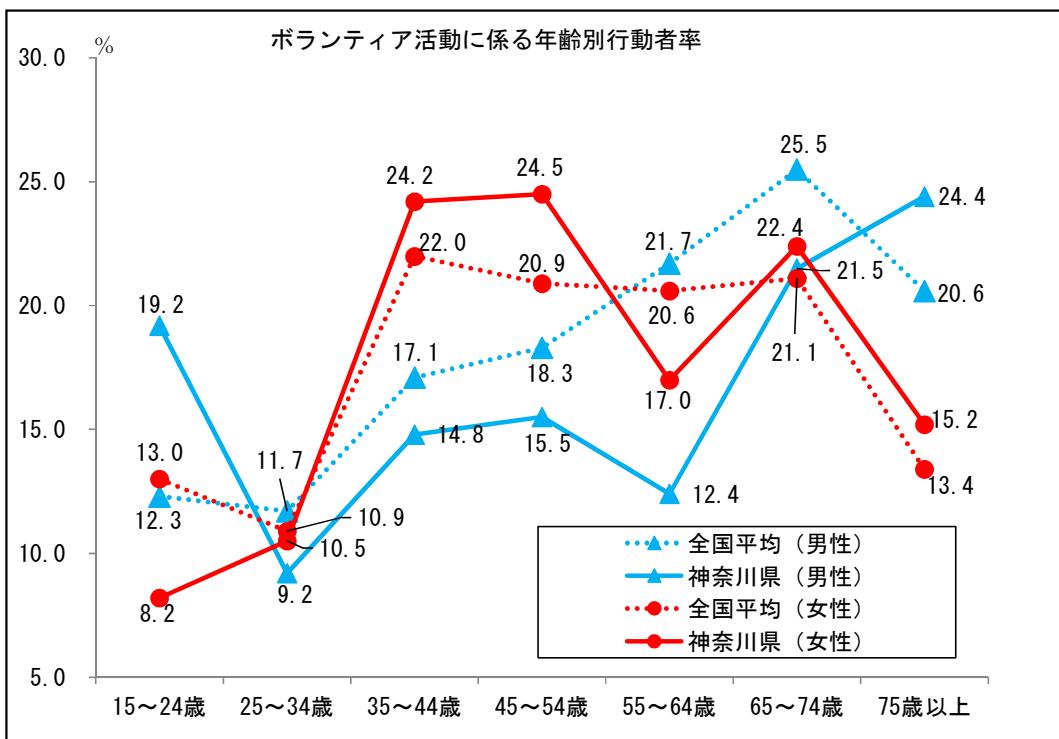
1年間に「ボランティア活動」を行った人は、「令和3年社会生活基本調査」によると、141万6千人となっており、5年前より68万2千人減少しています。



注 総務省「社会生活基本調査」による。

男女別にみると、行動者率は男性が16.4%、女性が18.1%となっています。

また、年齢別にみると、男性は15～24歳と75歳以上の割合が、女性は35～54歳と65歳以上の割合がそれぞれ全国平均を上回っています。



注1 総務省「令和3年社会生活基本調査」による。

2 行動者率：10歳以上人口に占める行動者数の割合。

(3) NPO法人の活動状況

NPO法人の認証件数は、2022（令和4）年9月末現在1,476件となっています。

また、認証法人の活動分野をみると、「保健・医療・福祉」分野が最も多く、次いで「子どもの健全育成」、「社会教育」の順となっています。

認証法人の活動分野（上位5位、複数該当）

順位	分野	件数
1位	保健・医療・福祉	818件
2位	子どもの健全育成	615件
3位	社会教育	514件
4位	連絡・助言・援助	498件
5位	学術・文化・芸術・スポーツ	416件

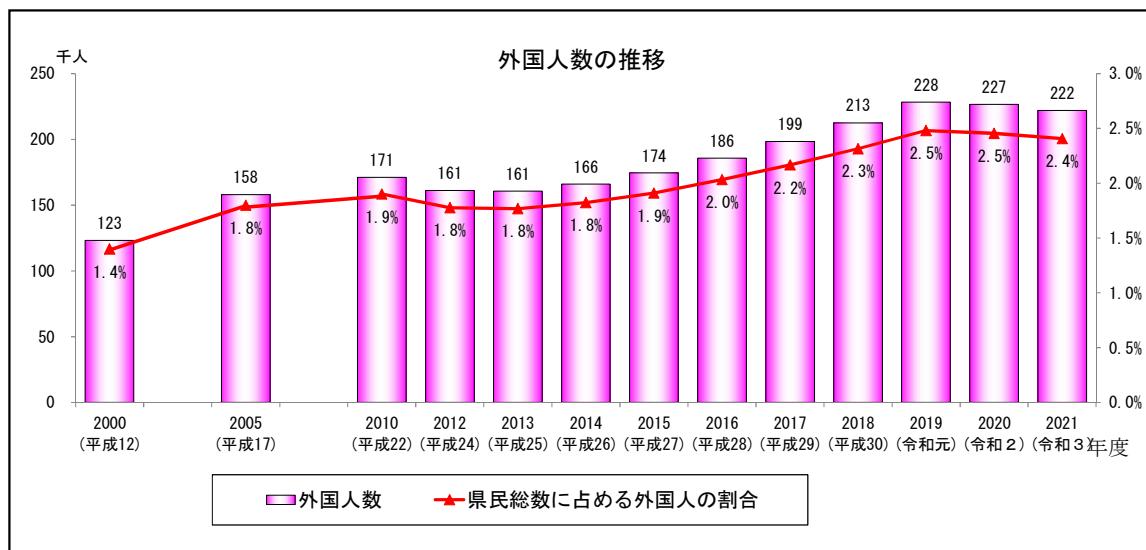
注1 県政策局調べ。（2022（R4）年9月末現在）

2 指定都市を除く。

8 外国人数の状況

県内の外国人数は、2014（平成 26）年度以降、2019（令和元）年度まで増加が続きましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和 2）年度以降ほぼ横ばいとなっています。

また、県民総数に占める割合は、2021（令和 3）年度で 2.4%となっており、法務省の在留外国人統計（2022（令和 4）年 6 月末現在）によると、本県の外国人数は全国で 4 番目に多い状況となっています。



注 1 県国際文化観光局調べ。（2012（平成 24）年度までは 12 月 31 日現在、2013（平成 25）年度以降は 1 月 1 日現在）

2 県民総数は、県政策局調べ。（各年度 1 月 1 日現在）

外国人数を国籍（出身地）別にみると、中国籍とベトナム籍の増加が著しく、2021（令和 3）年度と 2000（平成 12）年度を比較すると、中国籍が 2.5 倍、ベトナム籍が 9.2 倍増加しています。

外国人上位 5 国籍（出身地）の推移

順位	2000（平成 12）年度		2021（令和 3）年度	
	国・地域	外国人数（構成比）	国・地域	外国人数（構成比）
1 位	韓国・朝鮮	33,453 人 (27.2%)	中国	68,445 人 (30.8%)
2 位	中国	27,389 人 (22.2%)	ベトナム	26,478 人 (11.9%)
3 位	ブラジル	12,565 人 (10.2%)	韓国	26,225 人 (11.8%)
4 位	フィリピン	12,040 人 (9.8%)	フィリピン	22,960 人 (10.3%)
5 位	ペルー	6,920 人 (5.6%)	ブラジル	8,410 人 (3.8%)

注 県国際文化観光局調べ。（2000（平成 12）年度は 12 月 31 日現在、2021（令和 3）年度は 1 月 1 日現在）

9 バリアフリーの街づくり

(1) バリアフリーの街づくりに係る状況

県民ニーズ調査において、県民の生活意識について調査したところ、「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」との問い合わせに対し、「そう思わない」と回答した割合は、2016（平成28）年度は70.2%、2022（令和4）年度は69.5%となっています。

(2) 福祉有償運送の実施状況（福祉有償運送実施団体の増加）

公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者や障がい者等を対象として、NPO法人等が、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送の登録法人数は、2017（平成29）年度まで増加傾向にありましたが、2018（平成30）年度に減少に転じ、以降は200前後で推移しています。



注1 関東運輸局神奈川運輸支局調べ。（2007（H19）年度までは1月末日現在、それ以降は3月末日現在。）

2 2006（H18）年施行の改正道路運送法により、福祉有償運送制度は許可制から登録制となり、それまで事業所ごとに許可を得ていた法人が法人単位で登録を可能とする等の変更があった。

10 災害対策

(1) 避難行動要支援者名簿の策定の状況（県内市町村）

避難行動要支援者名簿^(*)については、2022（令和4）年4月1日現在、県内全33市町村で作成しています。

(2) 災害時通訳ボランティア登録者の状況

県では、災害時における外国籍県民等への通訳ボランティアの登録を行っており、2021（令和3）年度時点で231人の登録となっています。

災害時通訳ボランティア登録者数

年度	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
実績	168人	231人	250人	230人	232人	246人	231人

注 県国際文化観光局調べ。

(3) 福祉避難所の指定等状況

災害時に福祉的な配慮を要する人が避難する福祉避難所の指定が県内各市町村で進んでおり、2021（令和3）年12月時点で、指定福祉避難所が103か所、協定福祉避難所が1,184か所確保されています。

年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
指定福祉避難所	111か所	117か所	129か所	127か所	103か所
協定福祉避難所	1,127か所	1,208か所	1,259か所	1,184か所	1,184か所

注 令和元年度までは、県福祉子どもみらい局調べ。

令和2年度以降は、消防庁調べ。

令和3年5月に災害対策基本法施行規則が改正され、指定福祉避難所の公示が規定された。

11 地域福祉に関する制度の主な動向

(1) 介護保険制度

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、2014（平成26）年に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立しました。この改正により、要支援1・2の高齢者に対する訪問介護及び通所介護が予防給付から地域支援事業^(※)に移され、市町村が地域の実情に応じた取組ができるようになりました。また、市町村は在宅医療・介護連携推進事業^(※)や生活支援コーディネーター^(※)の配置に取り組むこととされました。

2017（平成29）年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、新たな介護保険施設^(※)として介護医療院^(※)が創設されたほか、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなるよう、共生型サービスが位置付けられました。また、自立支援・重度化防止に向けて、市町村の保険者機能の強化が求められるようになりました。

2020（令和2）年の改正では、介護人材の不足への対応として、介護人材の確保、資質の向上、業務効率化に関する取組が強化されたほか、利用者の収入に応じた負担額の上限が引き上げられるなど、制度の安定性・持続可能性を確保する対策が講じられています。

なお、介護保険サービスの利用者とサービス給付費の増加に伴い、介護保険料は全国的に増加傾向となっています。

(2) 障がい福祉制度

2006（平成18）年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成23）年に改正された障害者基本法において、障がい者の定義が見直されるとともに、障がいに基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めており、2011（平成23）年の障害者基本法の改正の際、障害者権利条約の趣旨を基本原則として取り込む形で、同法第4条に差別の禁止が規定されました。

この規定を具体化するものとして、障害者差別解消法が2013（平成25）年6月に成立し、その後、2014（平成26）年1月に、障害者権利条約が批准され、2016（平成28）年4月に、障害者差別解消法が施行されました。

また、地域共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の生活を総合的に支援するため、2013（平成25）年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行されました。さらに、法施行後3年が経過し、種々の見直しが行われました。

具体的には、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われ、これらを盛り込んだ改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法が2018（平成30）年4月に施行されました。

さらに、2022（令和4）年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケ

ション施策推進法が公布・施行され、障がい者による情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通を総合的に推進することとされました。

なお、県では、障がい者の支援に当たって、障がい者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重する「当事者目線」の支援を図ることが必要と考えており、2022（令和4）年10月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を公布しました。なお、2023（令和5）年4月に施行します。

(3) 子ども・子育て支援制度

2012（平成24）年に成立した子ども子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園の普及をはじめとする様々な取組を行うこととなっており、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する「地域子育て支援拠点」について、NPOなど多様な主体が参画するとともに、高齢者や学生等との世代間交流や、ボランティア、自治会・町内会、子育てサークル等との協働など、様々な地域住民・団体との支援・協力関係を構築することとしています。

また、2016（平成28）年に改正された児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが明確となり、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実などが規定されています。すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援まで、社会による家庭への養育支援の構築が求められ、身近な市区町村における相談体制や児童相談所の専門性の強化などを図ることとされました。

2019（令和元）年10月からは、幼児教育・保育の利用料が無償化されるなど、子育てを社会全体で支える仕組みづくりが進められているほか、2023（令和5）年4月には、こども家庭庁が発足するなど、子育て支援の強化や幅広い課題に取り組むための体制整備が進められています。

(4) 生活困窮者自立支援制度

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策（いわゆる「第2のセーフティネット」）の強化を図るため、2013（平成25）年、生活困窮者自立支援法が制定され、2015（平成27）年4月から施行されました。

この制度により、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、任意事業の就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業など、生活困窮者の自立を促進するための包括的な取組が行われています。

また、2018（平成30）年の法改正では、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化や子どもの学習支援事業の強化などにより、一層の自立の促進を図ることとされました。

(5) 社会福祉法関係

○ 重層的支援体制整備事業の創設

市町村において、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、2020（令和2）年の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業が創設され、2021（令和3）年4月から施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村の任意事業であり、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須となっていきます。

○ 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉法人連携推進法人制度は、2020（令和2）年の社会福祉法改正により、2022（令和4）年4月から施行された制度です。

この新しい制度の目的は、社会福祉法人が社員として半数以上を占める一般社団法人を設立し、その法人が、社員（社会福祉法人等）である福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等の支援を行う場合、社会福祉連携推進法人（以下、「連携推進法人」という。）として認定するものです。

各社員は、大きな規模となる連携推進法人からの支援を受けて、個々の自主性を保ちながら事業の強化を図ることが可能となります。

連携推進法人は具体的な事業として、以下の業務の全部または一部を選択して実施します。

- ①地域福祉支援業務（地域貢献事業の企画・立案、地域ニーズ調査の実施等）
- ②災害時支援業務（応急物資の備蓄・提供、被災施設利用者の移送 等）
- ③経営支援業務（経営コンサルティング、財務状況の分析・助言 等）
- ④貸付業務（社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け）
- ⑤人材確保等業務（採用・募集の共同実施、人事交流の調整 等）
- ⑥物資等供給業務（紙おむつやマスク等の物資の一括調達、給食の供給 等）

第3章

今後取り組むべき重点事項と
本計画の施策体系

第3章 今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系

1 地域福祉をめぐる課題

第2章に示した、本県における地域福祉を取り巻く状況や社会情勢の変化により、以下のとおり地域福祉をめぐる様々な課題が顕在化しています。

- 本県では外国籍県民等が多いことや、障がい者が年々増加している現状から、広く県民に対し、「互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現」に向けた意識を醸成する必要があります。
- 民生委員・児童委員や自治会・町内会等の活動に関心の薄い人、関わる機会のない人が増加するなど、地域のつながりや支え合いが希薄化する現状から、当事者の目線に立った地域福祉の担い手を育成する必要があります。
- 介護保険サービスの利用者が増える一方、介護職員の大幅な不足が予測されている現状から、福祉介護人材の確保と定着を推進する必要があります。
- 単独世帯や高齢夫婦世帯の増加等、世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化などから、地域における支え合いを一層推進する必要があります。
- 県民ニーズ調査によると、「バリアフリー化により、人にやさしいまちになっている」と感じる県民が約3割に留まることや、高齢者・障がい者が増加している現状から、バリアフリーの街づくりを推進する必要があります。
- 南海トラフ地震や都心南部直下型地震など大規模災害発生の切迫性が指摘される中、災害時における避難や避難生活に配慮を要する高齢者や障がい者等が多くいる現状から、災害時における福祉的支援を充実する必要があります。
- 個人や世帯が抱える生活課題が多様化・複雑化していることや、既存の制度の狭間にある課題を抱える方が多くいる現状から、一人ひとりの状況に応じて適切に支援する必要があります。
- 高齢者、障がい者、児童等に対する虐待が多く存在することや、認知症の方が増加していること、またコロナ禍で自殺者が増加していることなどから、当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきと暮らせる取組を充実する必要があります。
- ひとり親世帯における貧困や子どもの貧困、またコロナ禍での生活困窮者の増加などから、生活困窮者等の自立を支援する必要があります。

2 今後取り組むべき重点事項

以上の課題を踏まえ、本計画では、地域福祉の推進に当たり、次に掲げる9つの事項を重点的に取り組むこととします。

- ① 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- ② 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成
- ③ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進
- ④ 地域における支え合いの推進
- ⑤ バリアフリーの街づくりの推進
- ⑥ 災害時における福祉的支援の充実
- ⑦ 一人ひとりの状況に応じた適切な支援
- ⑧ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実
- ⑨ 生活困窮者等の自立支援

3 本計画の施策体系

本計画では、第4期計画の「ひとづくり」「地域（まち）づくり」「しくみづくり」の3つの大柱を踏襲したうえで、前記の9つの重点事項を中心として設定します。

また、23の支援策（小柱）に個別の事業・取組を位置付け、総合的・計画的な地域福祉の推進を図ります。

大柱1 「ひとづくり」

本県では、2016（平成28）年10月に策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念も踏まえ、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が、お互いに尊重し合い、誰もがその人らしく暮らすことができる「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成を進めます。

また、これまで高齢者、障がい者や児童等の当事者の立場に立って進めてきた地域住民による支え合いを促進する人材の育成や地域福祉を担う人材等の育成について、これまで以上に当事者の目線に立った担い手育成を進めます。

さらに、団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年に向けて、また、人生100歳時代においても、必要な介護サービスや支援が適切に受けられるよう、福祉介護人材の一層の確保・定着に取り組みます。

大柱2 「地域（まち）づくり」

高齢単身世帯の増加や核家族化の進行を背景に地域のつながりの希薄化が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響により、独居の高齢者、不登校の児童・生徒やひとり親の家庭、また年齢を問わずメンタルヘルスに問題を抱えている方々などの孤独・孤立の問題が一層深刻化しています。

このような状況を踏まえ、地域住民や民間事業者、NPO等を含め、地域における支え合いの推進を図ります。

また、本県ではこれまで、誰もが住みやすい街づくりに取り組んできましたが、県民ニーズ調査の結果からも、引き続きバリアフリーの街づくりに向けて取り組みます。

さらに、南海トラフ地震や都心南部直下型地震など大規模災害発生の切迫性が指摘される中、福祉分野と防災分野の垣根を越えて、高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な方々の個別避難計画の作成や福祉避難所の開設運営等について市町村を後押しするとともに、市町村と連携した支援体制を強化するなど、災害時における福祉的支援の充実を図ります。

大柱3 「しくみづくり」

市町村による包括的支援体制の整備に対する支援に加え、既存の制度や各福祉分野の施策では解決することの難しい、ケアラー・ヤングケアラーやひきこもりなどの制度の狭間にある課題への対応等、分野を超えた連携により、一人ひとりの状況に応じた適切な支援のしくみづくりを進めます。

また、2022（令和4）年10月公布、2023（令和5）年4月施行の「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に対応した取組や実践をはじめ、高齢者や児童等においても当事者の目線に立って個人の尊厳を尊重するとともに、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実を図ります。

さらに、長引くコロナ禍により、生活困窮者の問題も深刻化しており、本県では2021（令和3）年11月に「神奈川県生活困窮者対策推進本部」を設置し、全庁体制で生活困窮者の支援に取り組むこととしています。生活困窮者に対する相談体制の確保や、より当事者に寄り添った継続的・伴走的な自立支援とともに、学習支援等の子どもの貧困対策を一層推進していきます。

【施策体系】

大柱	中柱	支援策（小柱）
1 ひとづくり くくり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。
		2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成	3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
		4 包括的な支援体制の整備を推進する人材を育成します。
		5 地域福祉の推進を担う福祉関係機関等の職員のスキルアップを図ります。
	(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	6 福祉介護人材を確保します。
		7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。
		8 福祉介護人材の定着を促進します。
2 地域 （まち） づくり	(1) 地域における支え合いの推進	9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。
		10 民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。
		11 外国籍県民等の暮らしやすさを支援します
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	12 バリアフリーの街づくりを推進します。
		13 情報アクセシビリティの向上を図ります。
	(3) 災害時における福祉的支援の充実	14 災害時における福祉的支援の充実を図ります。
3 しくみづくり	(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援	15 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。
		16 制度の狭間にある課題への対応に取り組みます。
		17 課題等を抱える当事者活動を支援します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実	18 個人の尊厳を支え、守る取組を行います。
		19 未病改善の取組など、人生100歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。
		20 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。
	(3) 生活困窮者等の自立支援	21 生活困窮者等の自立を支援します。
		22 子どもの貧困対策を推進します。
		23 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 ひとづくり

【課題】

「ともに生き、支え合う社会」を実現する上で、その根幹をなす「ひとづくり」においては、高齢者、障がい者、子どもなど、すべての人々が互いを認め合う意識の醸成に取り組んでいくことが大切です。

また、市町村では、それぞれの地域の実情に応じた担い手の確保・育成が進められているところですが、地域への関わりやつながりが希薄化する中で、ケアラー・ヤングケアラー、ひきこもりの方など、制度の網目からもれ、社会から孤立してしまう人々の存在が明らかになってきました。こうした事象の背景にある、生活課題の多様化・複雑化・複合化に対応していくためには、これまでの高齢・障がい・児童等の枠組みを超えて、社会福祉法人、自治会・町内会、学校、NPO法人など地域の様々な人や団体が参画し、連携した多彩な活動を広げていくことや、これまで以上に、地域に関心を持ち、地域の活動に関わりを持つとする人材を育てていくことが重要です。

さらに、少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する一方で、介護保険サービスの利用者数は増加し、福祉介護人材の不足が深刻な問題になってきています。本県においても、これまで福祉介護人材の確保や定着に取り組んできましたが、今後も地域の元気な高齢者、若者、外国にルーツのある方など多様な人材層を対象に、より一層の確保・定着に取り組む必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナウイルス感染症の拡大は、各種イベントや研修の中止や縮小など、「ともに生き、支え合う社会」に向けた意識の醸成、地域福祉の担い手の育成や福祉介護人材の確保・定着に大きな影響を及ぼしています。

また、コロナ禍での外出自粛は、地域住民の孤立・孤独を深め、地域のつながりの希薄化を生じさせているため、地域住民を誰一人取り残すことなく必要な支援につなぐことができるよう、「ひとづくり」を進める必要があります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、従来の対面式でのイベント開催や研修実施から、新たにオンラインによるイベントや研修の形態を生むこととなりました。今では県、市町村、社会福祉協議会や民間団体に至るまで、オンラインによるイベント開催や研修実施が広がり、オンラインであるがゆえに参加者が増えている研修等も出てきています。

今後も、ウィズコロナやその他の感染症などへの備えとして、オンラインによるイベント開催や研修実施のノウハウを蓄積していくことが重要です。

【施策の方向性】

中柱（1）「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

- 誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育んでいきます。

福祉の心を育むためには、県民の皆さん一人ひとりに地域への興味や関心を持つてもらうことが大切であることから、現に活動しているボランティアや民生委員・児童委員等の方々だけでなく、子どもから高齢者まで、地域に関わることの必要性について広く普及啓発を図ります。

- 子どもの頃から、相互に人格と個性を尊重しながら、社会性や思いやりの心を育むことができるよう取組を推進します。

高齢者、障がい者、子ども、外国籍県民等も、すべての人々が地域社会の中で、健康で自分らしい生活を送ることができるようにすることを目指します。

【主な目標：「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成】

「介護フェアin かながわ」、「かながわパラスポーツフェスタ」、「バリアフリー フェスタかながわ」、「人権メッセージ展」などを開催し、高齢者、障がい者、子ども、外国籍県民などの県民が直接参加する機会を通して、「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた県民の意識の醸成を図ります。

中柱（2）高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成

- 地域福祉の担い手として、ボランティアの育成や民生委員・児童委員等のなり手の確保に取り組むとともに、既に地域福祉に対する意識を持っている方だけでなく、より多くの方に地域への関心・関わりを持ってもらえるよう、地域の支え合いを推進する人材の養成に取り組んでいきます。
- 地域住民による支え合いで解決が難しい、複雑かつ複合的な地域の課題や専門的な課題に対応するため、市町村は、地域や様々な関係機関が連携して支援する包括的な支援体制の整備を進めているところです。県は包括的な支援体制の整備が円滑に進むよう、体制整備を進める市町村や市町村社会福祉協議会の職員等の人材を育成していきます。
- 地域福祉の推進を担う福祉関係団体等の職員に対して、地域福祉に関する知識、地域で活躍する様々な方々の取組事例の紹介、地域福祉の担い手の育成など、必要な技能を習得するための研修を実施し、必要な人材の育成を推進していきます。

なお、地域福祉の担い手の育成においては、これまでにも高齢者、障がい者や児童等のそれぞれの支援対象者の立場に立った活動が進められていますが、今後は、より一層当事者の目線に立った活動ができるよう支援していきます。

【主な目標：包括的な支援体制を推進する人材の育成】

市町村が整備する包括的支援体制の取組状況や課題等を把握し、情報の共有を図るとともに、市町村の実情に合わせた個別の支援を行うことなどにより、包括的な支援体制を推進する人材を育成していきます。

中柱（3） 福祉介護人材の確保・定着対策の推進

○ 福祉介護人材の確保・定着対策を推進するため、介護分野での就労未経験者や外国籍県民等の就労支援等を行う「多様な人材の確保」、中堅の介護職員を対象にチームリーダーの育成等を行う「資質の向上」、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援等を行う「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として取組を進めます。

また、行政と福祉介護に関わる団体等が連携・協働して、福祉介護人材の確保・定着に向けた取組を継続的に推進できる体制を構築します。

【主な目標：かながわ福祉人材センター^(※)による福祉介護分野への就職支援】

本県では、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025(令和7)年に向けて、国や市町村、介護関係団体と連携・協力しながら介護職員数を確保していきます。かながわ福祉人材センターにおいては、福祉介護分野の仕事に関する無料職業紹介・あつ旋事業、就職相談会等に取り組んでいきます。

(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

支援策1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。

ア 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及

- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及に向けて効果的な広報を展開するとともに、共生社会を実感できる場の創出などの取組を進めます。
(県)

☆「ともに生きる社会かながわ憲章」とは

平成28年7月26日に発生した「津久井やまゆり園事件」のような事件が二度と繰り返されないよう、同年10月に神奈川県議会とともに策定した憲章のこと。

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

【関連する県の取組】

- ともに生きる社会推進事業
- 心のバリアフリーの推進

イ 障がいや認知症への理解促進

- 障がい者への理解や受入れに際して必要な配慮等に関する研修の実施を企業に働きかけるとともに、「心のバリアフリー推進員^(*)養成研修講座」や企業が行う研修会等への講師派遣を実施します。また、ヘルプマークの普及を進め、障がいや障がい者への理解と配慮・支援を促進します。(県)
- 共生社会を体感できる場を創出するとともに、共生社会を推進するためのボランティアを新設します。また、メタバースを活用した新たなつながりの機会を創出するなど、共生社会の実現を目指します。(県)
- 「バリアフリーフェスタかながわ」を開催し、障がい者団体等によるバリアフリーに関する体験・展示コーナーを実施するなど、バリアフリーの街づくりに対する理解を促進します。(県)
- ろう者とろう者以外の者の交流の場や、県民が実際に手話と出会う機会など、手話普及推進イベントを通して手話の普及等を進めます。(県)
- シニア劇団やシニアダンス企画の運営、高齢者や障がい者が参加する舞台公演など、共生社会の実現を意識した魅力的なコンテンツを創出・発信します。(県)

- 「かながわパラスポーツフェスタ」の開催や関連イベントに合わせた普及啓発活動などを実施することで、年齢や性別、障がいの程度にかかわらず、誰もがスポーツに親しむことができる社会の実現を目指します。（県）
- 地域や職域で認知症の人やその家族を見守る「認知症サポーター^(※)」を養成するとともに、市町村によるチームオレンジ^(※)の構築を促進し、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐことで、認知症の人々が地域で安心して暮らし続けられる社会を目指します。（県・市町村・民間）

☆「ヘルプマーク」とは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からぬ方々が、周囲からの援助や配慮を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

本県でも平成29年3月からこのマークを導入しており、全47都道府県で導入されています。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク

☆「認知症サポーター」とは

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を地域で見守り、支援するのが認知症サポーターです。

認知症の方は、周囲の理解と気遣いがあれば、地域の中で穏やかに暮らすことができることから、本県では認知症サポーターの養成を進めています。

【関連する県の取組】

- 障害者理解促進研修コーディネート事業
- ヘルプマーク推進事業
- 共生社会推進加速化事業
- ともいきメタバース推進事業
- バリアフリーフェスタかながわの開催
- 手話普及推進イベントの開催
- 共生共創事業
- 「かながわパラスポーツ」の推進
- 認知症サポーター養成講座
- チームオレンジの構築に向けた伴走支援事業

ウ 人権尊重の啓発

- 中学生人権作文コンテストや講演会、人権メッセージ展など、住民が親しみやすく、参加しやすい啓発活動を実施することにより、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を図ります。（県）

【関連する県の取組】

- かながわハートフルフェスタ
- 人権メッセージ展

支援策1（互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます）に関連するコロナ禍での取組事例

動画配信による社会福祉展の開催

平塚市社会福祉協議会

「社会福祉展は、例年、高齢者施設、障がい者施設、地域作業所（地域活動支援センター）、保育園が参加し、市民や入所者等、多くの方にご来場いただきました。

しかし、コロナ禍のため集客での開催は困難となりました。そのため、令和2年度から当面の間オンライン開催のみとし、1施設1分の動画を作成し公開しています。

直接作品を見るることはできませんが、オンライン開催に切り替えることで、コロナ禍でも日頃の活動や作品づくりの過程を見ることができました。

令和4年度社会福祉展チラシ



支援策1（互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます）に関するコロナ禍での取組事例

福祉教育動画配信～車いす編～

箱根町社会福祉協議会

箱根町社協ではこれまで福祉教育として、小学校での出前体験講座や、福祉観光ガイドボランティア養成講座、その他複数の講座を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で人を集めて行う従来の講座の開催が難しくなりました。

そのため、コロナ禍での新たな試みとして、観光との関わりが深い箱根町では、観光業への福祉教育を動画配信という形で取り組んでいます。

箱根町内及び周辺地域のサービス業（ホテル・旅館・レストラン等）に係る企業等の職員研修に使用できる動画を作成し、車いすを使う人への配慮や、手伝い方・支援方法について考えるきっかけを作り、箱根町内及び周辺地域のサービス業が様々な方にとって利用しやすくなり、誰もが楽しめる地域を作ることを目的として実施するものです。

動画は、車いすを使用し生活をしている方が、一人で箱根へ旅行に行くという設定で、どういった対応をされたら嬉しいか、実際に感じている困りごとなど、車いすユーザー目線のリアルな意見をもとに作成され、要所ではスロープの取扱い方や段差での車いすの持ち上げ方などのレクチャーシーンもあり、わかりやすく解説されています。

観光業の関係者以外にも少しでも多くの方が動画を見て、誰もが楽しめる地域づくりのひとつのきっかけになれるよう、今後はシリーズ化し、手話編なども検討されています。

【 内容 】

車いす利用者への理解や配慮、車いすの操作方法について 10 分～15 分程度のドラマ仕立てで分かりやすく作成された動画。

箱根町社会福祉協議会の YouTube チャンネルで配信中。



支援策2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。

ア 心ふれあう教育の推進

- 「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切にしながら、子どもたちにあらゆる人がかかわる百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図ります。（県）

【関連する県の取組】

- いのちの授業



写真：「いのちの授業」風景

イ インクルーシブ教育の推進

- 県立高校のインクルーシブ教育実践推進校としての指定、知的障がいのある生徒の特別募集、入学後に円滑に学校生活を送るための環境整備や教材の開発など、インクルーシブ教育を進めることにより、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合う社会性を育みます。（県）

☆「インクルーシブ教育」とは

すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざす教育のこと。本県では、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。

【関連する県の取組】

- インクルーシブ教育実践推進校の環境整備
- インクルーシブ教育実践推進校の教材開発等
- インクルーシブ教育推進フォーラムの開催

支援策2（互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します）に関連するコロナ禍での取組事例

コロナ禍での福祉教育の取組

寒川町社会福祉協議会

毎年、町内の小中学校と福祉教育を実施していますが、コロナ禍では、いかに感染対策をしようとも、地域サポーターの「感染したくない」「感染させたくない」との思いや、高齢者や障がいの方の命にかかわる問題であることから、実施が難しいと考えていました。

そんな中、令和2年度は学級閉鎖が相次ぐ中で、学校、地域サポーターとコンパクトな打ち合わせを行い、結果的に形を変えながら実施することができました。

【取組の変更点の例】

①「教員への福祉への理解と研修」

例年、福祉体験が終わる頃には教員へも福祉の理解が深まるのですが、令和2年度はそれができないことから、教員へ寒川町社協職員が研修を実施し、教員から児童生徒に伝えていただくこととしました。

②「移動教室の利用」

各教室での福祉体験はどうしても密になってしまうため、大教室で実施することにより、サポーターの移動や器具の消毒の手間なども減り、ソーシャルディスタンスも広がることになりました。

考えてみれば当然のことですが、様々なことを見直す、良いきっかけにもなりました。

他にも、コロナ禍での新たな取組として、町内の介護施設と連携し、「高齢者について考えるグループワーク」を実施することができました。

これまで寒川町社会福祉協議会では、町内の社会福祉法人との連携を意識しながら、福祉教育への参画を調整していますが、その中でできた企画であり、学校側の理解と協力も得られ、珍しい取組となりました。

今回実施できたことも、突然できた訳ではなく、これまでの積み重ねだと感じています。福祉教育も毎年多くの学校と地道に取り組むことで、教職員、教育委員会、地域住民と多くの方から理解と協力が得られ、ともに子どもへの福祉の学びを進めてきました。成果が認められ、関係がしっかりと築かれているからこそこの取組です。



(2) 高齢者、障がい者や児童等の目線に立った地域福祉の担い手の育成

支援策3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。

ア 地域・社会活動に参画する人材の養成

- 地域課題の解決や活性化に取り組むボランティアやNPOなど地域で活動する人材を育成する「かながわコミュニティカレッジ」を実施し、地域・社会活動に参画する人材等の育成を図ります。(県)
- 県域の民生委員・児童委員の資質向上や相互の連絡連携を図る組織である神奈川県民生委員児童委員協議会が行う研修等の活動を支援するとともに、児童委員、主任児童委員に対して児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等をテーマとした研修を実施します。(県)
- 民生委員・児童委員を対象とした新任研修・リーダー研修・テーマ別研修等を実施し、民生委員・児童委員の活動に必要な知識の習得を図ります。(県)
- 民生委員・児童委員の活動を「県のたより」に掲載するなど広く県民に周知し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、行政の退職者や商工会議所等に対し民生委員・児童委員を担っていただくためのチラシを配付するなど、担い手確保に取り組む市町村を支援します。(県)
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化している中、様々なつなぎ先・相談先を記載した「活動の手引き」を作成するとともに、市町村に委員が出席する会議等の見直しをお願いするなど、民生委員・児童委員の負担軽減に取り組みます。(県)
- 保健福祉事務所において、地域の地域福祉実践者等のスキルアップに資する研修を市町村との協働等により実施します。(県)
- 市町村及び社会福祉協議会における事業実施状況や地域における課題等の情報共有や検討を行う「圏域別地域福祉担当者連絡会」を実施します。(県)

【関連する県の取組】

- かながわコミュニティカレッジ事業
- 県民生委員児童委員協議会への活動支援
- 児童相談所業務機能強化対策事業
- 民生委員・児童委員研修
- 保健福祉事務所による地域福祉人材養成・育成研修
- 圏域別地域福祉担当者連絡会の開始

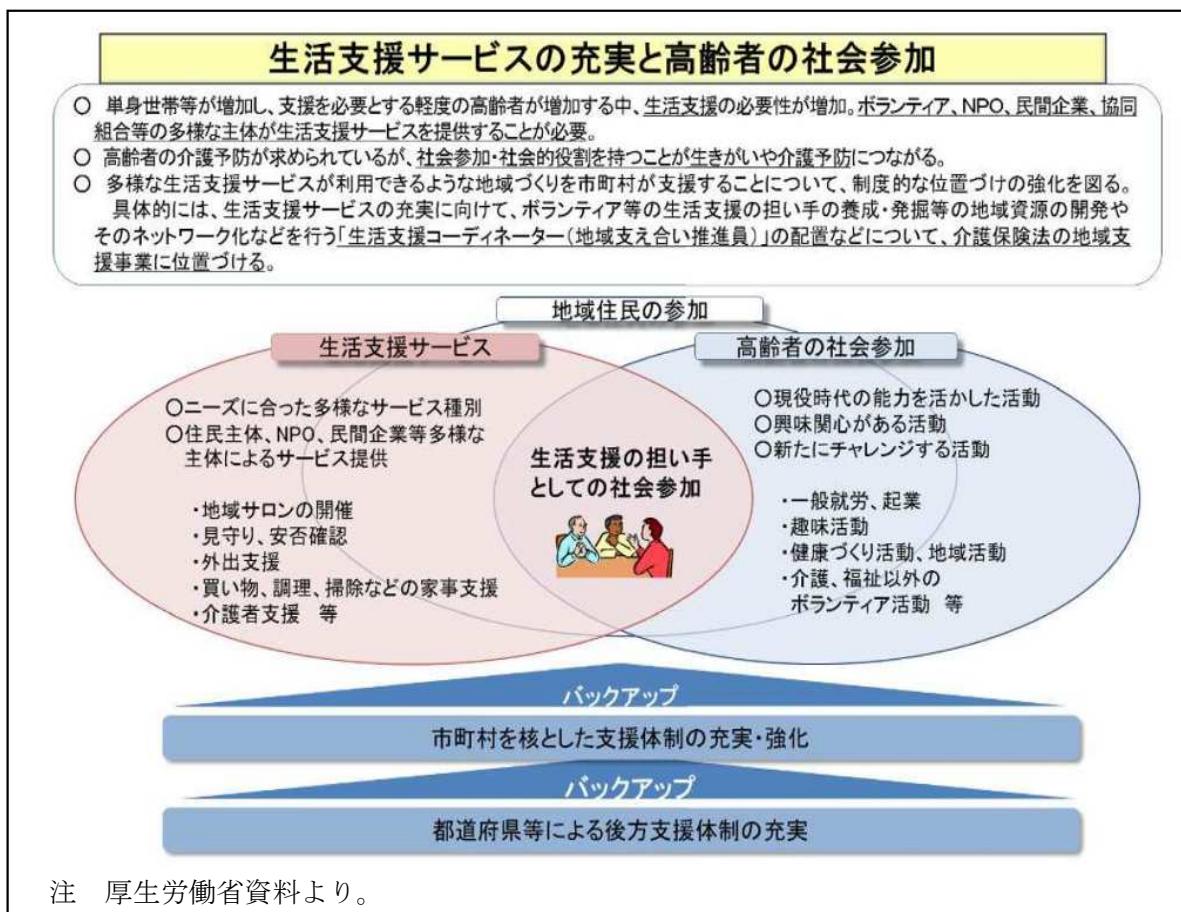
イ 地域の支え合いを推進する人材の養成

- 県社会福祉協議会において、活動に関する総合相談、情報提供及び「ボランティアコーディネーター^(※)」の人材育成など、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。(民間)
- 「生活支援コーディネーター」の養成研修、アドバイザー派遣による生活支援コーディネーターの支援などを実施し、地域の支え合いを推進します。
(県)

【関連する県の取組】

- 「かながわボランティアセンター」によるボランティアコーディネーターの養成
- 生活支援コーディネーター養成研修事業

〈生活支援コーディネーターの配置に係るイメージ〉



注 厚生労働省資料より。

支援策3（地域住民による支え合いを促進する人材を養成します）に関連する取組事例

団地活性サポーター制度

神奈川県住宅供給公社、神奈川県立保健福祉大学

神奈川県住宅供給公社の「浦賀団地」では、住民の高齢化が進み、地域活力やコミュニティ機能の低下が問題となりつつある中、2016（平成28）年4月に神奈川県住宅供給公社と神奈川県立保健福祉大学の間で連携協定を締結しました。

その取組の一環として、同団地において「団地活性サポーター制度」を導入しました。同制度は、団地に入居し、大学での専門分野を活かしながら、学生、団地入居者、大学、公社がともに地域コミュニティの活性化を目指す制度です。サポーターとして入居する学生には、自治会・町内会への加入や地域活動への参加、報告書の提出などの条件を満たせば、家賃が通常の半額になるなど、お互いにメリットのある制度となっています。

2018（令和元）年にはサポーター自らが立ち上げた大学公認サークル「UDKS（浦賀団地活性サポーター）」が発足し、2022（令和4）年11月現在、13名の学生が入居者として、また、サポーターとしてイベントの企画や運営などの活動をしています。

また、浦賀団地で開始された「団地活性サポーター制度」は、現在では他3団地にも広がっており、県内各地で大学生による地域コミュニティのサポート活動が取り組まれています。

【県内の団地活性サポーター制度実施団地】

浦賀団地（横須賀市）…神奈川県立保健福祉大学

緑ヶ丘団地（厚木市）…東京工芸大学

相武台団地（相模原市）…相模女子大学・同大学短期大学部、北里大学



支援策3（地域住民による支え合いを促進する人材を養成します）に関連する
取組事例

民生委員・児童委員の「やってよかった運動」

小田原市民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員というと「大変そう」というイメージを持つ方が多く、なり手が見つからない大きな要因のひとつになっています。

しかしながら、民生委員・児童委員として活躍されている方に話を聞くと、生活の負担にならないよう自分のできる範囲で無理なく、楽しく活動している方が多く、「民生委員・児童委員をやってよかった」という声も多く聞くことができます。



小田原市民生委員児童委員協議会では、こうした「やってよかった」の声を各委員で共有する「やってよかった運動」を実施しています。よかったです、うれしかったことなどを実際に口に出してみると、「自信」と「自己肯定」にもつながり、より楽しく、さらにやりがいを持って活動できるようです。

そして、その想いが地域の皆さんに伝わり、民生委員・児童委員の活動に関心を持つこと、また、「自分も民生委員・児童委員をやってみよう」と思ってもらえることにつながります。



【「やってよかった」の具体例】

- 民生委員・児童委員になったことによって、高齢者の訪問や地域行事などで多くの人と出会い、触れ合うことができるので、とても刺激的で楽しい生活を送っています。
- 訪問している高齢者が引っ越しをすることになった際、「引っ越し先であなたのような良い民生委員さんに会えるか不安」と言ってもらえたこと、また、これまでのことを感謝されたことは、委員をやっていなければできなかつた経験だと思います。
- 子育て広場でお母さんたちと交流ができ、地域の赤ちゃんの成長をお母さんとともに見守ることができる喜びを感じます。また、地域に笑顔が増えることで、住みよいまちづくりの一助になれるることは、やってよかったと思います。

支援策3（地域住民による支え合いを促進する人材を養成します）に関連する取組事例

「民生委員協力員」制度

相模原市

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として様々な活動を行っています。

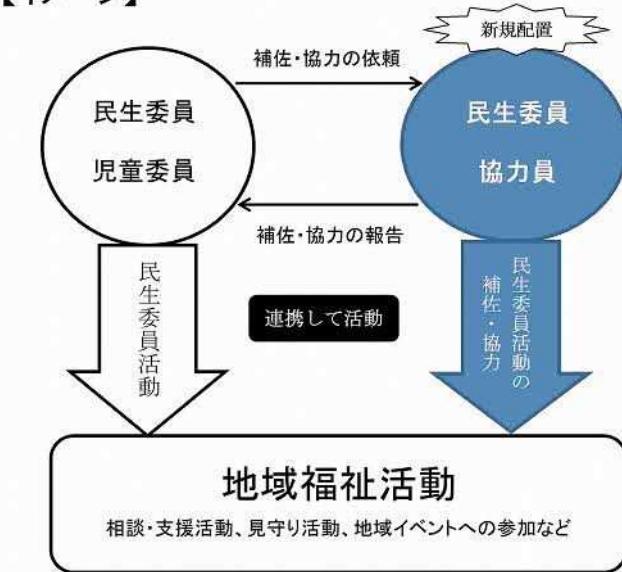
近年の高齢社会の急速な進展や多様化・複雑化した問題を抱える世帯の増加など、民生委員・児童委員を取り巻く社会情勢は厳しさを増しており、民生委員・児童委員への期待はますます高まっていますが、その負担感の増加や、なり手不足が課題となっています。

そこで、相模原市では民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに向けて、活動の補佐・協力をする「民生委員協力員」制度を導入しています。

○ 制度概要

- 民生委員1人につき、1人の協力員を配置できます。
※主任児童委員は除きます。
※希望する民生委員が任意に活用する制度です。
- 協力員を必要とする民生委員自身が、一緒に活動するうえで信頼できる人を、協力員候補者として選出します。
- 協力員は、市から活動費（年額24,000円）が支給されます。
- 地区民生委員児童委員協議会会长は、地区民生委員児童委員協議会副会長と協議し、協力員配置の必要性と候補者の適格性を判断し、市長に推薦して、市長が協力員として委嘱します。
- 協力員は、民生委員の指示・指導のもと、活動の補佐を行います。
- 協力員の任期は、ともに行動する民生委員と同じです。
- 協力員は、民生委員と同様の守秘義務等が課せられます。

【イメージ】



支援策4 包括的な支援体制の整備を推進する人材を育成します。

- 市町村による包括的な支援体制の整備を支援するため、市町村職員や市町村社会福祉協議会職員等を対象とした研修及び連絡会を行い、各市町村の取組状況や課題等の把握、情報共有及び市町村間の交流を進めるとともに、市町村ごとの実情に合わせ、専門職や先行自治体の職員等のアドバイザー派遣を行い、包括的な支援体制の整備を推進する人材育成を進めます。
(県・市町村)
- 地域包括支援センターの職員を対象とする各種研修を実施します。
(県・指定都市)

【関連する県の取組】

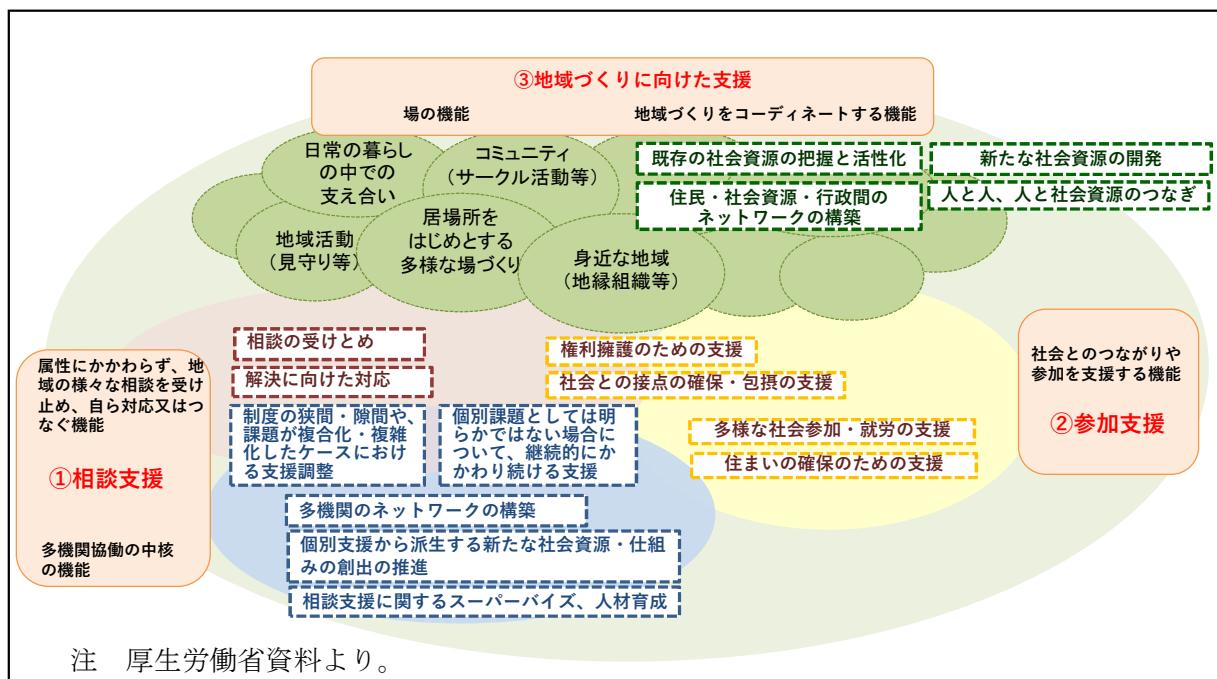
- 包括的な相談支援体制の整備を進める人材の育成
- 地域包括支援センター職員等養成研修事業

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業（＝重層的支援体制整備事業）が創設されています。

- ①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）
- ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
- ③地域づくりに向けた支援

本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援となっています。



支援策5 地域福祉の推進を担う福祉関係機関等の職員のスキルアップを図ります。

- 地域包括支援センターの職員を対象とする各種研修、介護支援専門員を対象とする主任研修や多職種連携のための研修などを実施します。
(県・指定都市) (一部再掲 [支援策4])
- 認知症サポート医^(※)の養成、医療従事者や介護従事者等に対する「認知症対応力向上研修」の実施、市町村が設置する認知症初期集中支援チーム^(※)のチーム員の養成、また、認知症地域支援推進員^(※)のスキルアップと情報交換を兼ねた研修会の実施など、認知症の地域支援体制の強化を図ります。
(県・指定都市)
- 障がい者の相談支援事業に従事する人を対象とした各種研修を実施するとともに、障がい者が身近な地域で必要な医療を受けるための「神奈川県心身障害児者歯科診療システム」の円滑な運営支援や歯科医師、歯科衛生士等に対する研修を実施します。(県)
- 障がい者の相談支援事業に従事する人を対象とした各種研修、障害福祉サービス事業所等のサービス管理責任者^(※)や児童発達支援管理責任者^(※)の養成を行います。(県・民間)
- 介護支援専門員^(※)を対象とする実務研修や主任研修、生活支援コーディネーターの養成研修などを実施します。(県・指定都市) (一部再掲 [支援策3])
- 保健福祉事務所において、地域の地域福祉実践者等のスキルアップに資する研修を市町村との協働等により実施します。(県) (再掲 [支援策3])

【関連する県の取組】

- 地域包括支援センター職員等養成研修事業 (再掲)
- 主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修
- 介護支援専門員多職種連携研修事業
- 認知症医療支援事業
- 認知症地域支援等研修事業
- 相談支援従事者等養成研修
- 障害者歯科診療体制推進事業
- 相談支援従事者等養成研修
- サービス管理責任者等の養成
- 介護支援専門員実務研修受講試験・介護支援専門員実務研修
- 生活支援コーディネーター養成研修事業 (再掲)
- 保健福祉事務所による地域福祉人材養成・育成研修 (再掲)

(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進

支援策6 福祉介護人材を確保します。

ア 福祉介護の理解促進

- 11月11日の介護の日の関連イベントとして、広く県民に介護の仕事の魅力を発信する「介護フェア in かながわ」を開催し、優良な介護サービスに取り組む介護サービス事業所^(※)の表彰や介護に取り組む若い職員の生の声などを伝えるなど、介護の仕事のやりがいや大切さを若者、就労していない方、中高年齢者など、あらゆる層にアピールし、介護への理解・関心を高めていきます。(県)



「介護フェア in かながわ」の様子

【関連する県の取組】

- 「介護フェア in かながわ」の開催

イ 学生、生徒、児童への福祉介護の仕事の魅力啓発

- 全県立高校・中等教育学校の生徒を対象とした福祉介護に関する授業等の実施、インターンシップ制度による介護の職場体験の促進とともに、福祉系の県立高校における「介護福祉士^(※)」の国家試験受験資格を取得するための実習、「介護職員初任者研修」の実習を行います。(県)
- 県立保健福祉大学において、保健・医療・福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材を育成します。

(公立大学法人)

☆「ヒューマンサービス」とは

ヒューマンサービスとは、保健・医療・福祉が、人間の直面する多様な問題に全人的に対応し、その成長発達を支援するサービスがそれぞれ固有の機能と役割を果しながら、専門間の調整を図り、包括的共同目標に向けて連携と両立可能性を深め、誰をも排除することなく利用者主体のサービスに統合し実践性を孕む理念・方法・システムを構築して、市民参加のコミュニティを基盤とする人間と人類の幸福を追求する新しい文化の創造を目指すパラダイム*をいう。

*パラダイム = 「物の考え方」「認識の枠組み」

【関連する県の取組】

- 県立高校における福祉介護に関する授業の実施
- 福祉科生徒の実習支援
- 県立保健福祉大学交付金

ウ 多様な人材層に応じた福祉介護人材の養成、就労支援

- 「かながわ福祉人材センター」において、福祉介護分野の無料職業紹介・あつ旋事業、就職相談会、福祉介護の現場で働く職員と意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」の開催など、就職を考える方の専門的な相談窓口の機能を果たすとともに、現場での就労経験のあるキャリア支援専門員を配置し、きめ細かなマッチング支援を行います。
また、福祉介護の仕事に関心のある方へ職場体験の機会を提供することで、就職後のミスマッチ防止を図ります。（県）
- 外国籍県民を対象に、就労相談、福祉介護の現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援やビジネスマナー研修を実施するとともに、資格取得から就労までの一貫した支援を行います。（県）
- E P Aに基づき来日した看護師・介護福祉士候補者に対し、国家試験対策講座を実施します。また、あつ旋機関と協力し、E P A候補者受入施設への支援や新規受入先の掘り起こしを行います。（県）
- 社会福祉士^(*)、介護福祉士を目指す方や介護の仕事をしながら実務者研修を受講される方へ修学資金を貸し付けるとともに、介護職を離職した方や介護分野への就職を目指す他業種で働いていた方へ就職に必要な費用を貸し付けます。（民間）

☆「E P A」とは

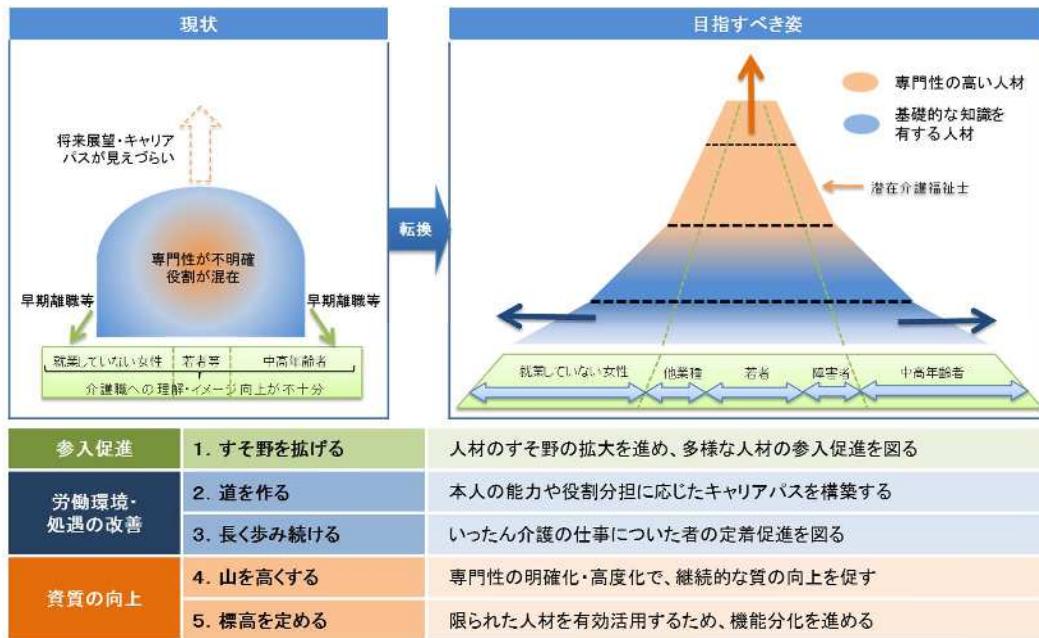
Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略。自由貿易協定（F T A）を柱として、関税撤廃などの通商上の障壁の除去だけでなく、締約国間での経済取引の円滑化、経済制度の調和及びサービス・投資・電子商取引などの様々な経済領域での連携強化・協力の促進などをも含めた条約のこと。

【関連する県の取組】

- 「かながわ福祉人材センター」による就業支援
- キャリア支援専門員配置事業
- 福祉介護の職場体験事業
- 外国籍県民への就労支援
- 外国籍県民参入促進事業
- E P A外国人看護師等候補者支援事業
- E P A外国人介護福祉士候補者支援事業
- 介護福祉士修学資金等貸付事業

介護人材確保の目指す姿

～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



注 厚生労働省資料より。

エ 行政と福祉介護に関わる団体等との連携

- 行政と介護サービス事業者^(※)、職能団体など地域の福祉介護に関わる団体等が介護人材確保等に向けた協議を行う「介護人材確保対策推進会議」を設置し、関係機関と連携しながら、地域の特性を踏まえた福祉介護人材の確保・育成等を推進します。（県）

【関連する県の取組】

- 介護人材確保対策推進会議の運営

オ 福祉介護分野就労未経験者への就労・定着支援

- 介護分野での就労未経験者を対象に、介護の導入的な研修の受講機会の提供と介護サービス事業所への就労あっ旋により、資格取得から就労までの一貫した支援を行うとともに、専門性を必要としない介護助手（洗濯、清掃、食事配膳などを担う）を介護保険施設等に導入し、新たな人材参入を促進します。

また、介護助手の参入により、介護職の負担を軽減し、介護職の高度化・専門化を図るとともに、介護職のキャリアアップや待遇改善につなげます。（県）

【関連する県の取組】

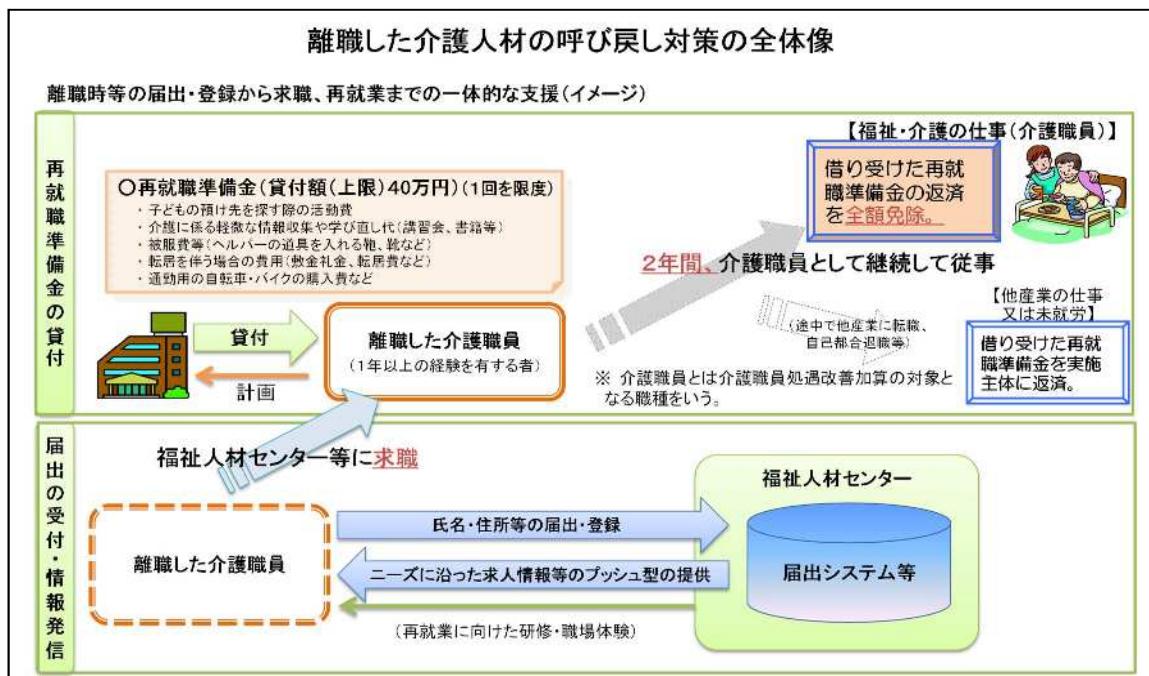
- 介護未経験者参入促進事業
- 介護助手導入促進事業

力 潜在的な福祉介護職員の再就労支援

- 結婚や出産等により離職した介護福祉士等の介護関係有資格者で復職を希望する方を対象に、研修や職場体験等を実施し、復職を支援します。(県)
- 介護支援専門員として実務についていない方や実務から離れている方が実際に就く際に、介護支援専門員として必要な知識と技術を再修得するための「介護支援専門員再研修」を実施します。(県)

【関連する県の取組】

- 潜在介護福祉士等再就業促進事業
- 介護支援専門員再研修事業



注 厚生労働省資料より。

キ 地域生活移行を担う人材の確保・育成

- 地域生活移行を担う人材を確保するため、障害福祉分野での就労意欲のある者を対象に、導入的な研修の受講機会の提供や実習、障害福祉サービス事業所への就労あっ旋により、資格取得から就労まで一貫して支援するとともに、障害福祉事業所における支援員の負担軽減を図るため、支援員助手の導入を支援します。
また、大学生等を対象に障害福祉施設でのインターンシップを実施し、障害福祉分野への理解を深め、就労意欲を高めていきます。(県)
- 地域生活移行を担う人材を育成するため、入所者の地域生活移行を推進する県独自の研修を実施するとともに、人材を配置した障害者支援施設に対して配置加算を行います。(県)

【関連する県の取組】

- 障害福祉分野マッチング支援事業
- 支援員助手導入支援事業
- 大学生等向けインターンシップ事業
- かながわ地域生活移行推進人材養成事業

介護の仕事のイメージアップの取組

2022（令和4）年11月に、JR横浜線、小田急線、相鉄線、横浜市営地下鉄のトレインビジョンで、「介護の魅力発信動画」を放映しました。

「車内の情報掲示板のご利用マナーへご協力ください」

「車内の情報掲示板のご利用マナーへご協力ください」

介護職のリアルな声

かながわの介護福祉 検索

介護って実は
デジタル最前線

働き方はさまざま

短時間からOK

介護助手
(清掃・配膳など)

介護士
(未経験OK)

得意分野で活躍できます

介護職のリアルな声

かながわの介護福祉 検索

問題

Q 介護の現場、この中で正しいのは？

A1 有資格者のみ働く

A2 ロボット等が活用されている

A3 若い頃しか活躍できない



介護職のリアルな声

かながわの介護福祉 検索

1

支援策6（福祉介護人材を確保します）に関連する取組事例

介護職員出前講座

横須賀市

横須賀市では、介護施設職員が中学校・高等学校で介護の仕事の内容、必要性、尊さ、素晴らしさ、やりがいなどについて講演等を行う「出前講座」を実施しています。

介護に対する理解を深めてもらうとともに、講座を聞いた生徒が進路選択の際に参考とし、介護人材を増やす足掛かりにすることが目的となっています。

2022（令和4）年度には、介護施設職員から介護についての講義と、車いすの体験や高齢者体験セットを使用した高齢者の疑似体験を行いました（写真は長沢中学校の車いす体験の様子）。

また、横須賀市教育委員会と横須賀商工会議所が実施している「よこすかキャリア教育推進事業」においても出前講座と同様に介護職を知ってもらうプログラムがあり、「介護職員出前講座」と「キャリア教育」のいづれかを学校に活用してもらえるように、横須賀商工会議所と連携しています。



支援策7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。

ア 福祉介護人材のスキルアップ

- 介護サービス事業所の職員がキャリアアップのための研修を受講する際に、事業者が負担する受講費用や代替職員の配置費用の一部を補助します。（県）
- 個々の事業所が抱える個別課題の解決を支援するため、市町村が行う介護事業所の現任職員を対象とした講師派遣型研修事業に要する経費の一部を補助します。（県）
- 介護支援専門員を対象とする主任研修や多職種連携のための研修などを実施します。（県）（一部再掲〔支援策5〕）
- 介護保険施設等の介護職員等に対して、認知症介護基礎研修や認知症介護指導者フォローアップ研修を実施し、認知症介護技術の向上を図ります。
（県・指定都市）
- 喀痰吸引の実施について、実地研修を受け入れた病院や施設等に協力金を支給するとともに、喀痰吸引等研修や指導看護師の伝達講習を実施し、介護職員等による喀痰吸引等行為の普及を進めます。（県）
- 「地域移行・地域定着」、「障害児支援」、「意思決定支援」等障がい分野の研修を実施し、相談支援従事者等の資質向上や相談支援事業所の体制強化を図るとともに、強度行動障害を有する方への適切な支援や適切な障がい特性の評価と支援計画の作成ができる人材の育成を図ります。（県・民間）

【関連する県の取組】

- 介護職員研修受講促進支援事業
- 現任職員キャリアアップ支援事業費補助
- 主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修（再掲）
- 介護支援専門員多職種連携研修事業（再掲）
- 認知症介護研修事業
- 喀痰吸引等研修支援事業
- 喀痰吸引等研修
- 相談支援専門員^(※)専門コース別研修
- 強度行動障害支援者養成研修事業

イ リーダー等の養成・育成

- 介護現場のチームリーダーを養成する「神奈川県版ファーストステップ研修」を実施し、キャリアアップのしくみをつくることにより、介護職員の資質の向上と定着を図ります。（県）
- 地域密着型サービスに関する各種研修を実施し、地域密着型サービスの事業運営に必要な人材を育成するとともに、介護保険施設等の看護管理者を対象に管理能力養成研修を実施し、施設の運営管理に必要なマネジメント能力の向上を図ります。（県）

- 障害福祉サービス事業所等のサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者を養成するとともに、医療的ケア児等に対する支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を実施します。

(県・民間) (一部再掲 [支援策 5])

【関連する県の取組】

- 神奈川県版ファーストステップ研修
- 地域密着型サービス関係研修事業
- 看護師管理能力養成研修事業
- サービス管理責任者等の養成（再掲）
- 医療的ケア児等コーディネーター等研修事業

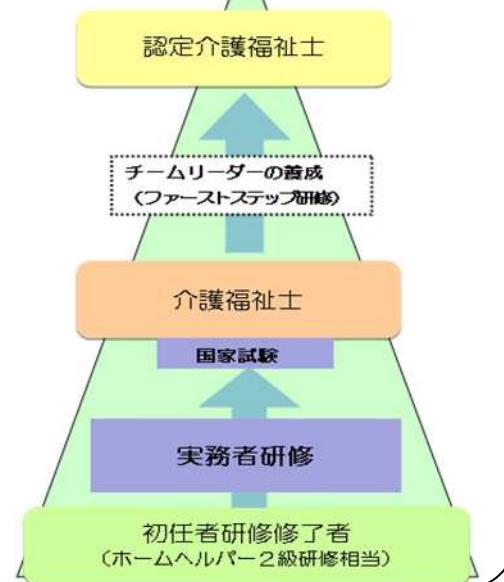
【認定介護福祉士制度】

利用者ニーズの多様化や高度化に伴い、介護福祉士には、質の高い介護実践、介護職の指導・教育、医療職との連携強化など、幅広い役割を担うことが求められてきています。

介護福祉士がこれらの役割を担うため、その能力開発とキャリアアップを支援し、その修得した実践力を担保する制度として、2015（平成 27）年 12 月に、認定介護福祉士認証・認定機構により、民間資格である「認定介護福祉士」が創設されました。

この制度では、多様な利用者、生活環境、サービス提供形態等に対応して、より質の高い介護実践等に対応するための考え方や知識、技術等を所定の研修によって修得した人材を「認定介護福祉士」としています。

介護職のキャリアアップの道筋 (イメージ)



【認定社会福祉士制度】

近年の社会環境の変化に伴い、地域住民への社会的援助ニーズが増加・多様化し、その問題解決は複雑・困難化してきています。

社会福祉士がこれらの相談へ対応するため、その能力開発とキャリアアップを支援し、その修得した実践力を担保する制度として、2014（平成 26）年 4 月、認定社会福祉士認証・認定機構により、民間資格である「認定社会福祉士」が創設されました。

- この制度では、社会福祉士の実践力に応じて 2 段階の資格を設定しています。
- ・認定社会福祉士；「高齢分野」、「障がい分野」、「児童・家庭分野」、「医療分野」、「地域社会・多文化分野」の 5 分野ごとに認定された人材。
 - ・認定上級社会福祉士；自らの専門的な分野に加え、複数の分野にまたがる地域の課題についても主導的な役割を果たすことができる人材。

支援策7（福祉介護人材のスキルアップを図ります）に関する取組事例

介護職の方を応援するため、費用などの一部を助成

厚木市

厚木市では、介護職の方を応援するため、費用などの一部を助成しています。

各助成金等については、要件がありますので、必ず厚木市ホームページを確認いただきか、介護福祉課へお問い合わせください。

○ 介護職員等研修支援事業

介護の資格を個人負担で取得した方には

介護の現場で働くために、介護職員初任者研修などの資格を個人負担で取得した方に、受講料の一部を補助します。（厚木市在住の方は受講料の4分の3（100円未満切り捨て）、厚木市外在住の方は受講料の2分の1（100円未満切り捨て））

○ 介護職復職等奨励助成金

介護職に復職する方には

有資格者で、介護職として働いていない期間が、1年以上ある方が、厚木市内の介護保険事業所等に就労する場合に奨励金（一律20万円）を支給します。

○ 介護職転入奨励助成事業

介護職として厚木市に転入する方には

有資格者で、厚木市内に転入し、市内の介護保険事業者等に就労する方を対象に、20万円を支給します。

○ 介護福祉士等奨学金返済助成金

奨学金を返済している方には

奨学金を活用して資格取得した方で、奨学金の返済をしながら厚木市内の介護保険事業所等で就労している方に、奨学金の返済に要した費用の一部（1年あたり上限20万円、最長3年間・最大60万円）を補助します。



介護職のあなたを
応援しています。

厚木市マスコットキャラクター

あゆみちゃん

支援策8 福祉介護人材の定着を促進します。

ア 事業所・職員等の表彰・認証

- 県内の社会福祉施設等の従事者やチームを「神奈川県介護賞」、「かながわ福祉みらい賞」として表彰することにより、福祉従事者の意欲、やりがいを向上させ、福祉介護人材の確保・定着を図ります。(県)
- 優良な介護サービス事業所を「かながわ認証」として認証するとともに、顕著な成果をあげた事業所を「かながわベスト介護セレクト20」として表彰し、奨励金を交付することで、介護サービス全体の質の向上を促進します。(県)
- 介護を受けた高齢者や家族等から介護にまつわる感動的なエピソードを募り、応募者や対象となった介護従事者・施設等を「かながわ感動介護大賞」として表彰することにより、介護現場の魅力を発信します。(県)



かながわベスト介護セレクト20 表彰式の様子

【関連する県の取組】

- 「神奈川県介護賞」及び「かながわ福祉みらい賞」
- 「優良介護サービス事業所かながわ認証」
- 「かながわベスト介護セレクト20」
- 「かながわ感動介護大賞」

イ 事業所の雇用管理改善支援

- 中小規模の介護サービス事業所の経営者層を対象としたマネジメント支援や、社会福祉施設の管理者等を対象としたセミナー・法律、労務管理、会計・経理等の専門相談を実施することにより、社会福祉施設の経営の効率化・安定化や介護従事者の労働環境の整備を図ります。(県)
- 出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用する際に、事業者が代替職員を雇用する場合の費用を一部補助することにより、介護職員が長く働きやすい環境をつくります。(県)

【関連する県の取組】

- 介護事業経営マネジメント支援事業
- 福祉施設経営指導事業
- 介護職員子育て支援代替職員配置事業

ウ 福祉介護業務の負担軽減

- 専門性を必要としない介護助手（洗濯、清掃、食事配膳などを担う）を介護保険施設等に導入し、介護職の負担を軽減し、介護職の高度化・専門化を図ります。（県）（再掲【支援策6】）
- 介護保険施設等における介護ロボットの導入や介護ソフト及びタブレット端末等の導入を補助することにより、介護業務の負担軽減や効率化を促進します。（県）

【関連する県の取組】

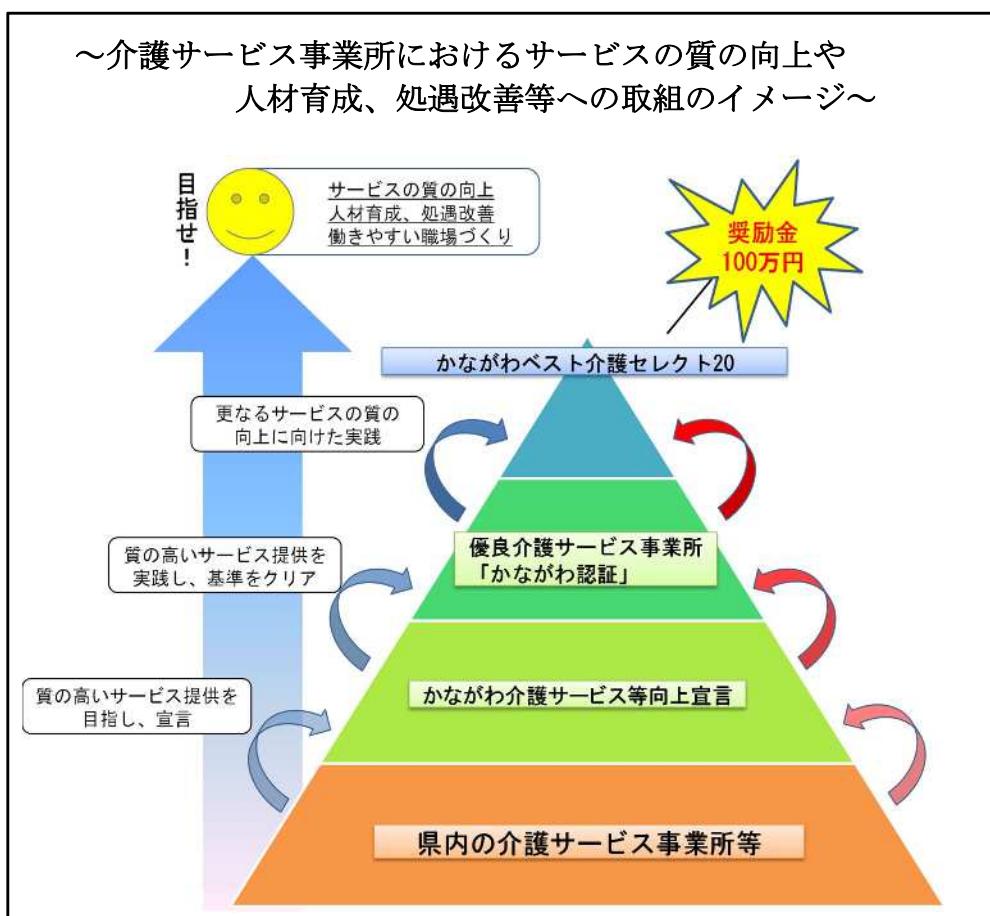
- 介護助手導入促進事業（再掲）
- 介護ロボット導入支援事業
- ICT導入支援事業

エ 外国籍県民等の就労定着支援

- 外国籍県民等や受入れ事業所を対象とした相談窓口の設置や定着支援セミナーの実施により、介護職として就労する外国籍県民等の就労継続を支援します。（県）

【関連する県の取組】

- 外国籍県民介護職等定着支援事業



支援策8（福祉介護人材の定着を促進します）に関する取組事例

介護サービス事業者支援事業

小田原市

小田原市では、介護保険事業所を運営する法人に対し、市内の介護保険事業所に勤務している介護職員にキャリアアップのための研修を受講させた際の受講料等の一部を助成し、介護職員の知識や技術の向上を図っています。

○ 補助対象者

市内で介護保険事業所を運営する法人であること。

○ 補助対象経費

国、県等の同種の補助金等を受けていない研修に係る受講料、受験料及び教材費

○ 補助金額

補助対象者である法人が、当該法人が運営する市内の介護保険事業所に勤務する介護職員等に対し、補助対象事業に規定する研修に係る補助対象経費の全部を負担したとき、負担額の2分の1（100円未満切り捨て）を補助する。ただし、市長が定める予算の範囲内で、1年度につき1法人あたり30,000円を上限とする。

○ 補助の対象となる研修

- (1) 介護保険法に規定する介護職員初任者研修及び介護支援専門員実務研修
- (2) 「認知症介護実践者等養成事業の実施について」に規定する認知症介護基礎研修及び認知症介護実践者研修

また、小田原市では、上記取組の他に、市内の介護保険事業所等に就労して5年目以下の職員を対象に「意見交換会」を開催し、業務上の悩みや課題、希望などを共有してもらい、事業所を超えた関係をつくる取組も実施しています。

2 地域（まち）づくり

【課題】

現在、民生委員・児童委員やNPO、自治会・町内会、PTA、地区社会福祉協議会など様々な人や団体により連携・協働した地域づくりが進んでいます。しかしながら、高齢単身世帯の増加、核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中にあっては、複合的な課題を抱えたまま社会的に孤立し、制度の狭間にいる人々や、グローバル化の進展に伴い増加する外国籍県民等も含め、あらゆる地域住民が「支え手」「受け手」の関係を超えて、互いに支え合うまちづくりが必要になっています。

また、県は、高齢者や障がい者などが自らの意思で自由に移動し、社会参加することができる「まちづくり」の実現に向け取組を進めてきましたが、ハード面での環境整備だけでなく、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、心のバリアを取り除く取組を推進するとともに、誰もが必要とする情報にアクセスできるよう、ソフト面での環境整備を含め、バリアフリーの街づくりをより一層推進する必要があります。

さらに、南海トラフ地震や都心南部直下型地震など大規模災害発生の切迫性が指摘される中、自力避難が困難な高齢者や障がい者などを災害から保護するため、市町村と連携した支援体制を強化するなど、災害時における福祉的支援を充実することが重要です。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナウイルス感染症の拡大は、民生委員・児童委員の活動やボランティア活動を制限したほか、バリアフリーに関する各種イベントや災害時の要配慮者支援に関する研修を中止せざるを得なくなるなど、地域における支え合いの推進、バリアフリーの街づくりの推進、また、災害時における福祉的支援の充実に大きな影響を及ぼしています。

しかしながら、コロナ禍においても、民生委員・児童委員の活動は、インターフォン越しの訪問や手紙の活用など、直接対面しない工夫により、感染防止対策をしながらの活動が継続されています。また、バリアフリーの街づくりの推進についても、研修・会議等のオンライン開催や書面開催、バリアフリーに関するホームページの充実などの工夫を行いました。さらに、災害時における福祉的支援の充実では、2020（令和2）年度に神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWAT）を設置し、オンラインを活用した研修、感染症対策を講じた上での訓練を実施するなど取組を進めています。

今後は、ウィズコロナやその他の感染症などの拡大時においても、民生委員・児童委員など地域住民が支え合い活動をしやすいよう環境づくりを支援するとともに、バリアフリーの街づくりや災害時における福祉的支援の充実についても、着実に進められるような普及啓発のあり方やイベント実施についてのノウハウを蓄積していくことが重要です。

【施策の方向性】

中柱（1） 地域における支え合いの推進

- 地域では様々な人や団体により、居場所づくり、子ども食堂や学習支援、高齢者等の買い物支援、障がい児の登下校の支援などの支え合いの活動が行われています。

ボランティア活動や地域住民による「多世代居住のまちづくり」の推進、老人クラブによる友愛訪問活動の支援を図るとともに、民生委員・児童委員や企業等営利団体など、地域福祉の担い手による見守り活動の充実を図ることにより、地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。

- NPO等との連携・協働を一層充実するとともに、外国籍県民等の生活に関する相談や教育環境の整備等の取組を通して、外国籍県民等の暮らしやすさを支援します。

【主な目標：地域見守り活動の推進】

県では、孤立死のおそれがある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげるため、2012（平成24）年から個人宅を訪問する機会のある事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結しています。2022（令和4）年9月現在、協定締結事業者が63事業者となり、これまでに約1,500件の通報の報告があり、うち約130件が人命救助につながっています。

今後も事業者等との協定締結を進め、地域見守り活動の輪を着実に広げることにより、孤立死・孤独死の防止につなげられるよう取り組んでいきます。

中柱（2） バリアフリーの街づくりの推進

- 公営住宅、公共施設等のバリアフリー化など、ハード面での環境整備を図り、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、心のバリアを取り除く取組を推進するとともに、ソフト面における情報アクセシビリティの向上や手話の普及を図ることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーの街づくりを推進します。

【主な目標：公営住宅のバリアフリー化の推進】

県営住宅の入居者の高齢化が進行し、高齢化に伴う、高齢者向け住宅の需要の一層の高まりと、県営住宅のバリアフリー化の推進が必要なことから、成果目標を次のとおり設定します。

＜成果目標＞

2025（令和7）年度末までに、2021（令和3）年度末時点の県営住宅数206団地45,256戸のうち25,200戸（56%）において、県営住宅における高齢者にも使いやすい住宅として整備を行います。

中柱（3）災害時における福祉的支援の充実

○ 市町村は、災害時に備え、避難支援を必要とする方の名簿（避難行動要支援者名簿）や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定、受援体制の整備などを進めていますが、個別避難計画の作成については十分に進んでいない状況があります。

そこで、県では、市町村の計画作成に係る課題等を伺いながら、計画作成を支援していきます。

また、福祉関係団等と連携し設置した「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク^(※)」において、災害時の福祉支援に関する関係機関・団体等との情報共有や連携強化を図るとともに、災害時には、一般避難所等において要配慮者への福祉的支援を行う「神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWAT）」を派遣するなど、災害時要配慮者支援体制の強化を図っていきます。

さらに、NPO法人等の民間中間支援組織とも連携し、災害時における市町村の対応を後押ししていきます。

【主な目標：災害時における避難行動要支援者の個別避難計画の作成】

市町村による避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、2026（令和8）年までに、県内すべての市町村が計画の作成に着手するよう、目標を次のとおり設定し、市町村の計画作成を後押しします。

年度	2021 (R3) [※]	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
避難行動要支援者の個別避難計画の作成に着手した市町村数	16	20	24	28	32	33

※ 2021（令和3）年度は、実績数となります

(1) 地域における支え合いの推進

支援策9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。

ア ボランティア活動及び当事者活動の推進

- 県社会福祉協議会において、活動に関する総合相談、情報提供及び「ボランティアコーディネーター」の人材育成など、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。(民間) (再掲〔支援策3〕)
- 県社会福祉協議会の「かながわボランティアセンター」において、セルフヘルプ活動コーナー及び相談室を設置するほか、セルフヘルプ・グループ^(※)活動支援者会議の実施や交流会等の開催、相談受付など、セルフヘルプ活動を支援します。(民間) (再掲〔支援策17〕)
- 市町村ボランティアセンター職員の育成に向けた研修の実施など、市町村ボランティアセンターの機能強化を支援し、地域におけるボランティア活動を支援します。(民間)

☆「セルフヘルプ活動」とは

共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、仲間と出会い、気持・情報などをわかちあうことで悩みをひとりで抱えている状態から抜け出すことを互いに支え合う活動です。疾病や障がい、依存症、犯罪被害や遺族など様々なグループがあります。

【関連する県の取組】

- かながわボランティアセンター事業費補助
- 「かながわボランティアセンター」によるセルフヘルプ活動への支援
(再掲)

イ 地域支え合い活動の普及と促進

- 子どもから高齢者までの多世代が近くに住み、支え合う多世代居住のまちづくりの推進や、県営住宅において高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点となる「健康団地」としての再生のほか、老人クラブによる友愛訪問活動の支援や地域における買い物弱者の支援など、地域における支え合い活動を普及・促進します。(県)

【関連する県の取組】

- 多世代居住のまちづくり
- 団地再生整備事業
- 県老人クラブ連合会補助事業
- 買い物弱者への支援

ウ 民生委員・児童委員の活動支援

- 住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員が活動に必要な知識の習得を図るため、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修を実施するとともに、民生委員・児童委員が住民からの相談を一人で抱え込まないよう、様々な相談窓口等を掲載した「活動の手引き」を作成するなど、民生委員・児童委員の活動を支援します。(県・指定都市・中核市) (再掲 [支援策 3])
- 市町村間の情報交換の場の設置や、委員の役割や活動の普及啓発、働きながら活動できる支援体制の検討など、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを推進するとともに、県域の委員の資質向上や相互の連絡連携を図る組織である県民生委員児童委員協議会の活動を支援します。

(県) (一部再掲 [支援策 3])

【関連する県の取組】

- 民生委員・児童委員研修 (再掲)
- 県民生委員・児童委員の活動しやすい環境の推進
- 民生委員・児童委員の活動支援
- 県民生委員児童委員協議会への活動支援 (再掲)

エ 子育て支援活動の推進

- 事業者や個人・団体等が取り組む子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動を「子ども・子育て支援大賞」等として表彰し、自主的な子ども・子育て支援活動の活性化と県民総ぐるみの取組への機運醸成を図ります。(県)

☆かながわ子ども・子育て支援大賞

神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づき、かながわぐるみで子ども・子育て支援を進めるため、子ども・子育て支援に取り組み、地域に貢献している事業者や個人・団体の皆様の活動を表彰しています。

○第15回かながわ子ども・子育て支援大賞受賞

団体名：一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター

<活動の概要>

離別（離婚・別居）家庭の子どもと別居親の面会交流支援を通じて、子どもが双方の親と安定した親子・愛着関係を保ち、健全な自己肯定感を獲得して成長することを支援している。有志数人で始めた支援であったが、平成26年に一般社団法人化し、継続的支援を行う体制を整え、令和2年度には、裁判外紛争解決手続（ADR）事業者の認証を受けた。



【関連する県の取組】

- かながわ子ども・子育て支援大賞等表彰

支援策9（地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します）に
関連する取組事例

住民主体の地域内移送

平塚市

平塚市では、日用品の買い物に困っている人、外出の希望はあっても移動の足がなく困っている人の「ちょっとした外出」を支援するため、自力での移動が困難な人を対象に、住民が主体となった地域内における移送^(※)の実施を支援しています。

※自家用車や福祉施設等から貸与された車両を活用した、道路運送法に該当しない無償運送

市内的一部地域では、住民が運転手となって、自家用車や地域内の福祉施設から借用した車両を使用して、移送支援が実施されています。

○ 対象者と費用負担

住民主体の地域内移送は、地域内での助け合いを基本としているため、対象者は年齢や障がいの有無を問わず、地域内にお住まいの方で外出に困難を感じている方を想定しています。なお、利用に際してはガソリン代相当額などの実費を負担していただいています。

○ 住民主体の地域内移送を行う団体への支援

地域内での移送支援の必要性を感じている地区や団体などに対し、平塚市では取組の検討から実施に至るまで、次のような支援策を位置付けています。

段階に応じた支援策を提供することで、実施可能かどうかの検討から取り組んでいただいている。

主な支援策	支援の概要
実施検討のための住民意識調査等の経費補助	移送支援を検討する際に必要となるニーズ調査の集計や分析を専門機関へ依頼する際の経費を助成します。
運転者に対する安全運転講習の無料受講	移送支援における運転ボランティア等を対象に、無料で国が定める安全運転講習の受講機会を確保します。
自動車保険の等級ダウン等に関する補てん	移送支援実施中、万一の事故で自動車保険を適用した場合の等級ダウン保障を含む保険料を助成します。

支援策9（地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します）に
関連する取組事例

自治会・町内会への加入促進の取組

県内市町村

地域における支え合いの重要な要素である、自治会・町内会（本ページでは、以下「自治会」という。）活動ですが、自治会の加入率は低下している地域が多く、支え合いの機能の低下が危惧されています。

各市町村では、自治会の加入促進に向けて、ポスター・チラシ類の作成・配布や、地域情報誌、ホームページなどによる広報に取り組んでいます。

また、一部の市町では、次のような取組も行っています。

○ 絵本の作成

…絵本「こども町会長」を作成し、若年世代への啓発に活用している。

○ 転入・転居者への加入案内

…市連合町内会、不動産仲介事業者団体及び市の三者で協定を締結し、仲介事業者から転入、転居者の住所に該当する自治会を市に問い合わせてもらい、転入・転居者に対して町内会基礎情報と町内会への加入を事業者の窓口で案内してもらっている。

○ 協力店舗における自治会加入者へのサービス

…自治会総連合が自治会加入世帯に会員証にあたるカードを発行し、自治会員はカードを協力店舗で提示することで、店舗指定のサービスを受けられる。

○ 加入手続きの簡素化

…県の電子申請システムを利用した自治会加入申請について、町ホームページや様々な広報物に当該QRコードを掲載するなどしている。

○ 各種啓発

…自治会加入促進マニュアルや「自治会・町内会運営のためのハンドブック」などの資料を市ホームページにて公開・周知し、加入促進のための啓発を進めている。

支援策 10 民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。

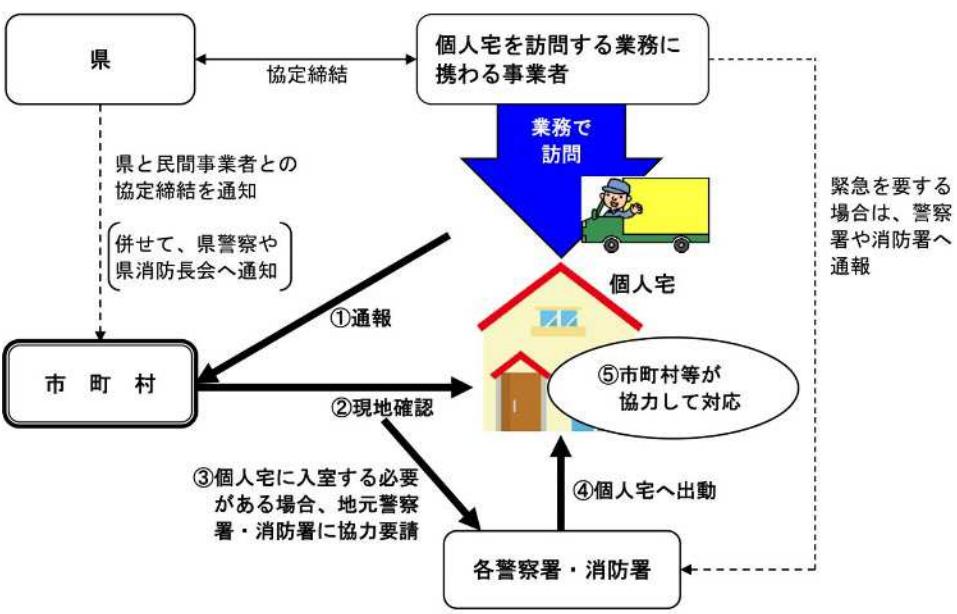
ア 地域見守り活動の推進

- 誰もが孤立せず、地域で安心して暮らせるよう、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者と地域見守り活動を進めるための協定を締結します。
(県)

【関連する県の取組】

- 地域見守り活動の推進

【「地域見守り活動に関する協定」のしくみ】



人命救助につながった活動例

- 定期的に商品を配達しているお宅で、一週間前に配達した商品が玄関前にそのまま残されており、インターフォンと電話にも応答がない。郵便受けには郵便物が溜まり、玄関の電気が点いたままであったため、市役所へ通報した。
通報を受けた市役所が警察と連携のうえ、対象者の自宅を訪問し、室内を確認したところ、対象者が倒れているのを発見し、救急搬送となった。
- 定期的に商品を配達しているお宅で、いつも在宅している対象者がこの日はインターフォンに応答しなかった。ドアを開けたところ、玄関で倒れている対象者を発見し、救急搬送となった。

【「地域見守り活動に関する協定」締結団体】

(64 団体 ; 2023 (令和 5) 年 2 月現在)

●(公社)神奈川県 L P ガス協会	●農業協同組合 横浜、セレサ川崎、よこすか葉山、三浦市、さがみ、湘南、秦野市、厚木市、県央愛川、かながわ西湘、相模原市、神奈川つくり
●神奈川新聞販売組合	●佐川急便(株)神奈川支店
●京浜新聞販売組合	●ヤマト運輸(株)南関東支社
●ヤクルト販売(株) 神奈川中央、神奈川東部、湘南、小田原、厚木	●(株)サンメディック
●神奈川雪印メグミルク協会	●日本郵便(株)南関東支社
●生活協同組合 うらが CO-OP、ユーヨープ、ナチュラルコープ・ヨコハマ、パルシステム神奈川、横浜北生活クラブ、横浜みなみ生活クラブ、かわさき生活クラブ、湘南生活クラブ、さがみ生活クラブ、福祉クラブ、全日本海員、富士フィルム、医療生協かながわ、神奈川北央医療、神奈川みなみ医療、川崎医療、東都、やまゆり	●明治安田生命保険(相) 横浜支社、川崎支社、大船支社、平塚支社、町田支社
●信用金庫 横浜、かながわ、湘南、平塚、さがみ、中栄、中南、川崎	●(株)横浜調剤薬局
●(公社)神奈川県宅地建物取引業協会	●(株)東戸塚調剤薬局
	●(株)横浜菊名薬局
	●(株)神奈川県エルピーガス保安センター
	●(株)しまむら
	●東京ガスネットワーク(株)神奈川支社
	●(公財)日本賃貸住宅管理協会神奈川県支部
	●HITOWA ライフパートナー(株)KEiROW 事業部
	●(株)ホンザン
	●(株)ケー・エス・エフ・サービス
	●大和ライフネクスト(株)



地域見守り活動に関する感謝状贈呈式の様子

イ 民間事業者やボランタリー団体との協働

- 民間事業者との連携に関しては、連携協定等の枠組みを活用して推進しています。(県)

【民間事業者と県との協働事業の例】

事業実施年度：令和元年度から

事業名：コミュニティ再生・活性化の推進

事業の内容：県内のコミュニティの再生・活性化に向けて、様々な民間事業者と「コミュニティ再生・活性化に関する連携協定」の締結や「コミュニティ再生・活性化モデル事業」の実施などにより、地域のコミュニティ課題の解決に取り組む。

- 地域の課題を効果的に解決するため、「ボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例」に基づき、先進性、専門性、行動力といった特性をもつN P O等との協働を推進します。(県)

【ボランタリー団体等と県との協働事業の例】

協働事業実施団体：N P O法人 街カフェ大倉山ミエル

事業実施年度：令和3年度から

事業名：活動団体をつなぐことでできる地域協働の活性化事業

事業の内容：県内地域の市民活動団体をつなぎ、ともに連携して事業を行うことで「地域コミュニティ」を活性化し、より多くの人に参画してもらうことで、県民の「孤」の解消及び、未病改善等に必要な要素である「社会参加」を促す。

コラム『共同募金～赤い羽根かながわ～』
社会福祉法人神奈川県共同募金会



「共同募金」は、都道府県を単位として、全国一斉に行う寄付金募集で、都道府県ごとの地域福祉の推進を図るため、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉事業・更生保護事業を行う関係施設・団体等の活動を資金面で支援することを目的として実施されています。

神奈川県共同募金会では、県内の地域福祉を推進するための活動資金を広く募集するため、さまざまな方法で募金活動を展開しています。

寄せられた寄付金はお年寄りや障がいのある方、子どもたちの福祉などを支援するための活動や、近年国内で多発する大規模災害時の被災者支援活動など、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らしたいという願いのもと、私たちの身近なところで活用されています。

寄付金が
配分されるまで



4月中旬～6月末

民間社会福祉団体からの
配分申請を受け付けます。



10月1日～翌年3月末

募金期間中、各方面へ使途
計画を公表して、寄付金を
募集します。



11月～翌年3月上旬

配分委員会で配分申請事業
の内容を審査します。委員
18名が分担して配分申請
施設の実地調査も行います。



翌年4月～

配分決定を受けた福祉団体
による、さまざまな福祉活
動が展開されます。



翌年3月中旬

理事会・評議会で配分を
決定します。理事・評議員
は地域の代表・各界の代表
で構成されています。

支援策10(民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します)
に関する取組事例

食と職、海老名笑顔化計画

社会福祉法人星谷会

知的障がいや精神障がいのある方など計40名の方が通所している、社会福祉法人星谷会の海老名市障害者第二デイサービスセンター・かつば堂では、市内の企業と市社会福祉協議会とともに「食と職、海老名笑顔化計画」に取り組んでいます。

コロナ禍で受注作業が減る中、利用者が工賃を得られ、また地域の住民とつながる機会がないか模索していたところ、これまでも社会貢献に取り組まれ、新たな取組を模索していた市内の企業「(株)新公建設」と巡り合いました。新公建設、かつば堂、海老名市社会福祉協議会の三者で話し合いを重ねた結果、かつば堂で以前より地域の方から借りている農地を活用し、地域ネットワークも活用しながら農作物の生産・活用・販売につなげる計画を立てました。

新公建設からは利用者の工賃向上と事業継続ができるよう、出資という形で資金援助が得られ、また、市社協の地域の担い手養成事業の修了生でもある野菜作りの経験がある方に土づくりから収穫まで、畑作業全般のお手伝いをしていただいています。

○ 野菜作りを通してのふれあい

栽培した野菜の収穫は、かつば堂の利用者も行っており、収穫した野菜は市内の子ども食堂に無償提供するほか、市内のスーパーや事業所前の無人販売でも販売しており、地域の皆さんにも喜ばれています。



○ さらに広がる地域とのつながり

地域の皆さんからは、「かつば堂の存在は知っているものの、何をしているところなのかよく分からない」との率直な声が多くありました。この取組は工賃が増えるだけでなく、野菜作りを通して地域の方との様々な接点ができたことに大きな意義があります。

また、かつば堂ではさらなる地域貢献に向けて、自治会に加入しました。地域の方を対象にサツマイモの収穫体験も行いました。

今後も、農作物を通じ、地域との関わりを大事にしながら、さらなる「笑顔化計画」に取り組んでまいります。



**支援策 10(民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します)
に関する取組事例**

自治会、商店街と学生の協働によるまちの活性化

特定非営利活動法人まち×学生プロジェクト plus

まち×(かける)学生プロジェクトは、2015年に横浜市六角橋地区で地元住民と学生(若者)とが協働して「まちづくり」をテーマに顔を合わせて意見交換できる「場づくり」から活動が始まりました。

活動の中では、学生の視点から「認知症啓発」に地元商店街や企業と協働して取り組む「オレンジプロジェクト」や、世代を超えて誰もがまちづくりに参画できる「キャンドルナイト」等の企画を通じて、“街の活性化”だけでなく住民や団体、施設等の“繋がりづくり”を行っています。

2022年8月には、NPO法人格を取得し「世代を超えて想いをつなぐ“まちづくり」を合言葉に、若者の活躍する機会の創出、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に取り組んでいます。また、取組実践の報告や発信に尽力しています。

【活動紹介】

★まちと学生の“想いが交差する”～まち×学生プロジェクト定例会～

2015年から月1回開催で継続している定例会。当活動の心臓(キモ)であり、この場からまちと学生の“生の声(困りや課題、強み等)”を聞き、さまざまな企画や協働が生まれています。

(その他の活動例)

◎社会人への門出式(まちからの卒業式)

◎ホームカミングデー

(卒業後もまちに戻れる機会を創る)



★オレンジプロジェクト(商店街×学生×地元企業など)【写真:左下】

9月21日(世界アルツハイマーデー)を軸として啓発活動を実施している。

【公式ホームページ】<https://orange-project.jimdofree.com>

★キャンドルナイト(自治会×学生×市民利用施設など)【写真:中央】

「誰もが“参画”できるイベントを創りたい」という想いから牛乳パックを再利用してつくるキャンドルナイトを企画・運営している。

【公式ホームページ】<https://candlenight.hpteraichi.com/2022>



支援策 10(民間事業者やN P O等との協働・連携によるまちづくりを推進します)
に関する取組事例

**ボッチャの活用で人がつながり、地域社会が活性化
一般社団法人ヨコハマ・インクルボッチャ・ラボ**

ボッチャとは、子どもから高齢者まで、障がいのあるなしを問わず、スペースがあれば誰もが一緒に楽しめるスポーツです。ボールは柔らかく「安全 Safety」、ルールは子どもでも分かる「簡単 Simple」、楽しいコミュニケーションが生まれる「笑顔 Smile」、負けるともう一回という気持ちになる「持続可能性 Sustainability」の4つのSを持っています。

小・中学校での体験学習、地域自治会や社会福祉施設、企業等でのボッチャ体験研修では、ボッチャの持つ4つのSが、会場に来た参加者をつなぎ、話しやすい環境となりアイスブレイкиングされ、緊張感がほぐれて笑顔とともに親睦が深まるしていくことを実感しています。

学校や保育園・幼稚園、地域自治会、社会福祉施設等でボッチャの活用ができるよう活用事例を紹介しています。

コミュニケーションツールとしてボッチャを多くの場面での活用啓発し、誰もが住みやすい社会、共生社会・インクルーシブな社会の構築に貢献できるよう普及事業を展開しています。



支援策 11　外国籍県民等の暮らしやすさを支援します。

ア 生活に必要な情報の提供

- 多言語生活情報紙「こんにちは神奈川」の作成や、県ホームページにおける多言語情報の提供等により、外国籍県民等を支援します。(県)
- 「多言語支援センターかながわ」を設置し、外国籍県民等や来県する外国人への情報提供・通訳支援を多言語で行います。また、通訳者が不足している言語の専門人材の確保、スキルアップ研修等を実施します。(県)

【関連する県の取組】

- 外国籍県民情報提供推進事業
- 多言語支援センターかながわ運営事業

イ 相談支援の実施

- 「地球市民かながわプラザ」等における外国籍県民相談を実施するとともに、外国籍の方が抱える労働問題や労働トラブルについて専門相談員(大学教員や弁護士)が通訳とともに相談に応じます。(県・民間)

【関連する県の取組】

- 地球市民かながわプラザ指定管理事業
- 外国人労働相談

ウ 教育環境の整備

- 在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く通学している定時制高等学校等に、外国籍生徒支援担当者(職員)を置き、通訳や支援者(サポーター)を派遣します。
地域のサポーターは、生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、日本語学習の支援、職員研修会の実施や通訳等の必要な支援を行います。(県)

【関連する県の取組】

- 日本語を母語としない生徒支援者派遣事業

エ 外国籍県民の県政参加の推進

- 外国籍県民かながわ会議^(※)を設置し、外国籍県民の県政に対する意見を施策に反映していきます。(県)

【関連する県の取組】

- 外国籍県民施策推進事業

支援策 11（外国籍県民等の暮らしやすさを支援します）に関連する取組事例

医療通訳ボランティアの養成と派遣 特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ

国籍、文化にかかわらず、だれもが安心して医療を受けられるような社会にしたいという思いと「ことばで支えるいのちとくらし」を活動の理念とし、在日外国人の支援を行う「特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ（MIC かながわ）」は、2002 年に設立されました。

○ 医療通訳の派遣

神奈川県及び県内自治体と協働し、また神奈川県医師会、神奈川県病院協会、神奈川県歯科医師会、神奈川県薬剤師会の協力を得て、医療通訳を派遣するシステムを運営しています。

県内の協定医療機関から依頼を受け、コーディネーターが通訳の適性や能力を考慮して医療機関との間を調整し、ケースに適した通訳を派遣します。通訳の費用は、原則、医療機関が全額負担します。

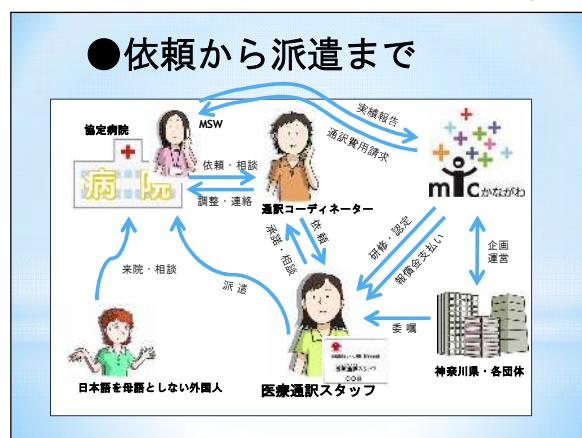
○ 医療通訳の養成

医療通訳の心得、対人援助スキル、医療制度等、医療通訳に必要な知識や心構えを学ぶとともに、講師が指導や助言を行いながら、言語別に模擬演習を行います。

研修を修了した受講者の中から、日本語と当該言語の語学力のみでなく、医療通訳としての適性があるかを考慮し、通訳実技等による選考を経て、MIC かながわの医療通訳スタッフとして登録されます。通訳者は登録後も継続的に研修を受けることで、高い水準を保持しています。

○ 普及・啓発

活動を通じて蓄積してきた医療通訳技法や外国籍住民支援に関する知識を広く知っていただくために、県内外の研修に講師を派遣するほか、医療や介護に関する用語集を公開するなど、少しでも多くの方に通訳活動を理解していただき、その必要性や課題を共有する機会を提供しています。



(2) バリアフリーの街づくりの推進

支援策 12 バリアフリーの街づくりを推進します。

ア バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発

- 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例^(※)」に基づく実効性のある取組を進めるため、「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を通して、広く県民の意見を収集し、バリアフリーの街づくりの推進につなげる提案・発信や協働の取組を進めます。
また、「バリアフリーフェスタかながわ」の開催や「神奈川県バリアフリー街づくり賞」の実施、「カラーバリアフリーの普及啓発」等を行います。
(県・市町村・民間)
- 心のバリアフリー推進員の養成、障がい者への理解や障がい者の受入れに関する企業研修のコーディネート、研修講師の派遣等を行うなど、障がい者への理解と障がい者の地域における社会参加を促進します。
(県) (再掲 [支援策 1])
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、民間とも連携した様々な普及啓発を通して、心のバリアを取り除く取組を進めます。
(県) (再掲 [支援策 1])

【関連する県の取組】

- 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の推進及び普及啓発
(一部再掲)
- 障害者理解促進研修コーディネート事業 (再掲)
- 心のバリアフリーの推進 (再掲)

イ バリアフリーの街づくりの推進

- 県営住宅の建替にあたり、全ての住戸で室内の段差解消や手すりの設置等を行い、高齢者等に配慮した住環境を整備します。(県)
- 幅の広い歩道の整備、横断歩道部分などの段差・勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を推進します。(県)
- 鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備やホームドアの設置に対して補助金を交付し、誰もが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できる環境整備を促進します。(県)
- 福祉有償運送について、行政職員や事業実施事業者等を対象とした制度説明会や研修会を実施するなど、制度の普及啓発を図ります。(県・民間)
- 誰もが安全で快適に公園を利用できるよう、園路の段差解消やバリアフリートイレなど、ユニバーサルデザイン^(※)による施設整備を推進します。(県)

【関連する県の取組】

- 公営住宅整備事業
- 交通安全施設等整備事業
- 鉄道駅舎垂直移動施設整備事業費補助
- ホームドア設置促進事業費補助
- 福祉有償運送制度の普及啓発
- ユニバーサルデザインによる施設整備の推進



「バリアフリーフェスタかながわ」の様子

支援策 13 情報アクセシビリティの向上を図ります。

ア 情報提供の充実

- 県ウェブサイトについて、高齢者や障がい者等を含む誰もが、提供される情報や機能を支障なく利用できる環境の構築を推進するとともに、音声読み上げにより認識できる環境、漢字に読み仮名を表示できる環境を提供します。
また、「県のたより」について、点字版、テープ版、CD（デイジー）版の配布希望者を広く募り、提供します。（県）
- ウェブサイト「かながわ障害者ＩＴ支援ネットワーク」により、障がい特性に応じたＩＴ機器やスマートフォンアプリ・ソフトウェア等の情報提供を行うとともに、障がい者のＩＴ利活用に係る相談窓口を設置します。（県）
- 選挙の際には、点字や音声、ウェブサイトにおける音声データによる選挙情報の提供等、障がい特性に応じた情報提供に努めます。（県）
- 「神奈川県ライトセンター」において、視覚障がい者に対する点字・録音等による情報提供、相談指導、訓練及びスポーツ振興やボランティア活動の振興、育成を図るとともに、「神奈川県聴覚障害者福祉センター」において、聴覚障がい者に対する各種相談、社会適応訓練、日常生活に必要な情報の提供、聴覚障がい児の早期訓練及び手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣等を行います。（県）
- 聴覚障がい者等が県庁に来庁した際にコミュニケーション支援を行う手話通訳者を県庁に設置するとともに、県の出先機関等において、二次元バーコードを活用した「遠隔手話通訳サービス」を提供します。（県）
- 県が主催するイベント等に手話通訳者を派遣するとともに、知事記者会見等における同時手話通訳者の配置、県広報テレビ番組における手話による情報提供を実施します。（県）
- 手話通訳者の養成を担う講師を育成し、手話通訳者養成の水準を高め、拡充を図ります。（県）

【関連する県の取組】

- 県ウェブサイトの情報アクセシビリティの推進
- ホームページ閲覧支援サービス
- 県のたよりの点字版・録音版の作成
- 障害者ＩＴ利活用推進事業（障害者ITサポートシステム運営事業）
- 選挙時点字等の情報提供
- 神奈川県ライトセンターの設置・運営
- 神奈川県聴覚障害者福祉センターの設置・運営
- 手話通訳者の県庁への設置
- イベント・会議等への手話通訳者の派遣
- 記者会見手話通訳
- 県広報テレビ番組における手話による情報提供

- 遠隔手話通訳サービス事業
- 手話通訳者指導者養成研修事業

イ 手話の普及

- 「神奈川県手話言語条例^(*)」に基づき、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話を使用しやすい環境の整備のための各施策を推進します。
(県)
- ろう者とろう者以外の者の交流の場や、県民が実際に手話と出会う機会など、手話普及推進イベントを行うとともに、手話学習用冊子の作成や、民間事業者等への働きかけによる従業員向け手話講習会を開催し、手話やろう者への理解を促進します。(県)

【関連する県の取組】

- 手話の普及等に関する施策の推進（一部再掲）

コラム『手話の普及に関する取組』

神奈川県

県では、手話の普及に関する様々な取組を実施しています。

＜手話普及推進イベント＞

手話の理解や手話の学び、手話を使う環境づくりについて理解を深め、ろう者とろう者以外の者の相互理解を深めるため、手話普及推進イベントを開催しています。



手話普及推進イベントの様子

＜手話交流会「しゅわまる」＞

県では、耳の聞こえない、聞こえにくいお子さんとその保護者の方が、楽しく、少しづつ、手話に触れ、覚えていくことを目的とし、手話に触れる機会として、てあそび、からだあそび、絵本の手話語りなどを通じた手話交流会「しゅわまる」とともに、子育てのことやきこえのことなどについての情報提供、意見交換などを行う保護者を対象とした「手話サロン」を開催しています。



しゅわまるの様子

支援策 13（情報アクセシビリティの向上を図ります）に関連するコロナ禍での取組事例

ホームページのリニューアル

厚木市社会福祉協議会

厚木市社会福祉協議会では、長らく自作のホームページを公開していましたが、見やすさやモバイル端末非対応、セキュリティ面での課題を抱えていました。また、新型コロナウイルス感染症による特例貸付の申請について外国籍の方からの問い合わせ急増や、閲覧者数の増加や閲覧手段の多様化に対応し、高齢者や障がい者・児童・外国籍の方など、誰もが知りたい情報を迅速に得られ、内容を理解していただけるようなホームページにすることが急務となっていました。



リニューアルにより、見やすさが大幅にアップしたとともに、「多言語対応」で 10 カ国語に自動翻訳できるようになりました。

また、「モバイル端末対応」によりスマートフォン等からアクセスした場合の見やすさも向上し、さらに、トップページをカテゴリー化し「検索ボックス」を備えることで、知りたい情報にたどり着きやすいよう工夫をしています。

セキュリティ面では、「障がい対応ガイドライン」を新たに定め、不正アクセスへの対応や自然災害が発生し、万が一、本会事務所内での情報発信が不可能となった場合でも情報を発信することができる環境を整えています。

今後は、新たに導入した「アクセス解析ツール」によりアクセス数や検索ワードの分析結果を活用し、内容や機能を充実させ、より分かりやすく、より伝わるホームページとなるよう、改良を続けていきます。



(3) 災害時における福祉的支援の充実

支援策 14 災害時における福祉的支援の充実を図ります。

ア 災害救援ボランティアへの支援

- 平常時から、地域の中で顔の見える関係づくりや災害救援ボランティア^(*)のネットワーク化を図るとともに、地震等の災害が発生した際に、県内外から参集するボランティアが被災地の状況に合わせて効果的に活動できるようコーディネートする人材を育成します。(県)
- 大規模災害時に、「災害多言語支援センター^(*)」を設置し、外国人被災者に情報提供と通訳・相談を行うため、災害時通訳ボランティアに対する研修を行います。(県・民間)

【関連する県の取組】

- 災害救援ボランティアへの支援(ボランティアコーディネーターの育成)
- 災害時・非常時の外国籍県民支援のための研修

イ 地域支援体制の促進

- 災害時における地域支援体制を促進するため、民生委員・児童委員、行政や社会福祉協議会の地域福祉担当職員等を対象とした研修や会議等を活用した情報提供を行います。(県)

【関連する県の取組】

- 災害時福祉的支援の取組に係る情報提供

ウ 市町村への支援

- 庁内関係各課で構成された「福祉避難所市町村サポートチーム」において、市町村における福祉避難所の確保・運営や、災害時の要支援者の個別避難計画の作成に関する課題や実態を把握し、好事例の共有や課題解決に向けた協議を市町村と行うなど、災害時の市町村の要配慮者支援を後押ししていきます。(県)

【関連する県の取組】

- 福祉避難所市町村サポートチーム

エ 要配慮者支援の充実

- 東日本大震災、熊本地震、台風による土砂災害など多くの自然災害を受け、高齢者や障がい者等の要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が十分に行われない結果、生活機能の低下、要介護の重度化などの二次被害、ひいては災害関連死にまで至る場合もあります。
そのため、大規模災害時に、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難生活を広域的に支援する「神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川D W A T）」を派遣できるよう、福祉関係団体等と連携した「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」において連絡会、研修、市町村と連携した訓練を実施し、平時から関係団体や市町村との連携強化や災害時の福祉人材の育成など、災害時の要配慮者支援の強化を図ります。（県・市町村・民間）

【関連する県の取組】

- 広域的な要配慮者支援

オ 県内避難者への支援

- 東日本大震災等に伴う県内避難者の安定した生活や早期帰還のため、関係団体等と連携し、避難者の状況に合わせた、きめ細かい支援を行います。
(県・民間)

【関連する県の取組】

- 東日本大震災等避難者支援推進事業

【県社会福祉協議会の取組】

大規模災害が起きた時には多くの市民が被害を受け支援が必要となることから、過去の災害時での取組や、社会福祉協議会の持つノウハウ、ネットワークを活かし、市町村社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営の支援を行います。

また、とりわけ福祉的なニーズのある方々への対応が困難に直面しがちになるため、種別の社会福祉施設から構成される各協議会やこの協議会を束ねる施設部会において、東日本大震災、熊本地震で被害にあられた福祉関係者や支援を行ってきた施設職員等を招き、利用者支援等の実際にについて学習を重ねるとともに、県内の同じ種別の施設間の災害時の連携に向けて取り組んでいます。

【かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）】

地震災害から「いのち」を守るために、自らの身は自らで守る「自助」が重要です。

県では、「自助」の意識の向上を図るため、県民・事業者・行政機関などに広く参加を呼びかけ、地震発生時の安全確保行動を県内全域で行う「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」を実施しています。



【マイ・タイムライン】

災害に備え、住んでいる地域の避難場所や、避難場所への経路をハザードマップなどを使って、確認しておくことが大切です。

さらに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめておく「マイ・タイムライン」を作成することで、時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストや避難判断のサポートツールとして役立ち、逃げ遅れゼロに向けた効果が期待できます。



※出典：小中学生向けマイ・タイムライン検討ツール～逃げキッド～
(国土交通省関東地方整備局)

力 新型コロナウイルス感染に伴う福祉施設や感染者等への支援

- 福祉施設において新型コロナウイルスの感染者が発生し、職員の入院や自宅待機などにより施設本来の福祉サービスの維持が難しくなった場合に、職員派遣や短期雇用可能な人材のマッチングを行います。(県)
- 在宅で暮らす高齢者や障がい者の家族が新型コロナウイルス感染症で入院するなど、介護者が不在となり、本人が取り残された場合に、「短期入所協力施設」や「ケア付き宿泊療養施設」において、本人の受入れを行います。(県)
- 在宅で療養する軽症・無症状の陽性者に対し、これまでの在宅サービスの継続が困難な場合などに、市町村からの要請を受け、協力事業者による訪問介護（居宅介護）サービスを提供します。(県)
- 医師・看護師の配置義務のないグループホーム等で、施設内療養者が発生した場合などに、市町村からの要請を受け、協力事業者により、施設が行う健康状態の確認等を支援します。(県)

【関連する県の取組】

- 福祉施設における応援職員派遣事業
- 在宅高齢者療養支援事業
- 在宅障害者等療養支援事業

支援策 14（災害時における福祉的支援の充実を図ります）に関する取組事例

福祉避難所における給電実証訓練

川崎市

川崎市では、2021（令和3）年度に災害時における電動車^{*1}の迅速かつ効率的な派遣の実現に向けて、国土交通省の「避難所等における電気自動車等を活用した電力供給支援事業」、及び三菱自動車工業株式会社との災害時の協定に基づき、川崎市総合リハビリテーション推進センター（以下「センター」という。）において、電動車の派遣を要請し、電動車から福祉機器へ給電する訓練を行いました。

令和4年度は、引き続き国の事業の一環として、センター等からトヨタ自動車株式会社が開発中のアプリを用いて、複数の自動車メーカー系列販売店から電動車を派遣するとともに、電動車から医療的ケア^{*2}児が使用している人工呼吸器のバッテリー等へ、医療的ケア児の家族自身が給電を行う実証訓練を実施しました。

大規模災害時等における電源確保は、命を守る上でとても重要です。電動車からの正しい給電方法を学ぶ貴重な訓練となりました。



* 1 電動車…電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を指します。

* 2 医療的ケア…在宅における人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為（気管切開の管理、酸素療法、経管栄養、継続的な透析、導尿、排便管理など）を指します。

支援策 14（災害時における福祉的支援の充実を図ります）に関する取組事例

個別避難計画に基づいた訓練

愛川町

愛川町では、ハザードマップを活用した、水害に対する避難訓練を平成20年度から実施しています。その訓練の中でも、個別避難計画に基づいた訓練は、平成28年度以降、5回実施しました。

○ 避難訓練の内容

令和元年度は、土砂災害警戒区域の指定がある原臼地区で、町に大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報が発表され、浸水被害・土砂災害が発生する危険性が高まったという想定で訓練を実施しました。

その中で、要配慮者の避難訓練については、個別避難計画作成済みの4名の方に協力いただき、個々の状態に合わせて、福祉車両、車椅子、徒歩の3パターンで、計画に記した支援者や民生委員の協力により避難訓練を実施しました。



要配慮者への参加の声かけは、自主防災組織及び民生委員が行い、福祉車両については、社会福祉協議会の協力により準備しました。

令和4年度は、田代地区での訓練でしたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、地域住民や関係機関と合同で行う避難訓練は実施せず、地区役員、民生委員、老人クラブ、消防団が参加し、ハザードマップを活用し、危険箇所、避難行動の確認及び避難行動要支援者の個別避難計画に基づいた避難支援方法、避難経路について図上で検討しました。

3 しくみづくり

【課題】

地域住民が抱える生活課題は、複雑化・複合化しています。こうした課題に対応するためには、行政や地域包括支援センター、専門機関等だけでなく、民生委員・児童委員やNPO、自治会・町内会、PTA、社会福祉法人など様々な人や団体が連携・協働した包括的支援体制の整備が必要です。市町村において、地域住民が地域に関心を持ち、地域活動に参加する環境を整備するとともに、住民に身近な圏域で住民の様々な相談に応じる体制づくりや、関係機関が連携した支援体制づくりが求められています。こうした市町村の体制づくりへの支援や、制度の狭間にある課題への対応、さらに課題等を抱える当事者同士の活動への支援が必要です。

また、高齢者、障がい者や児童への虐待（相談）件数の増加、県内の自殺者数をみると、虐待の未然防止や迅速な対応、自殺対策等、いのちや尊厳を守る取組の強化や、地域における権利擁護の推進が必要であるとともに、誰もが地域で自分らしく暮らすことができる場所の確保、人生100歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援していくことが必要です。

さらに、コロナ禍での新たな貧困層の発生や若者の失業率、子どもの貧困率の高さから、生活困窮者等への自立支援や、若者への職業的自立支援、ひとり親の就労支援や相談支援の取組を推進していく必要があります。併せて、矯正施設^(※)退所予定者等の社会復帰、再犯防止に向けた計画的な取組が必要です。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナウイルス感染症の拡大は、様々な世帯が抱える生活課題をより複雑化・複合化したほか、学生等の新たな生活困窮者の増加や子ども食堂の休止など、一人ひとりの状況に応じた適切な支援や生活困窮者の自立支援などに大きな影響を及ぼしています。

しかしながら、コロナ禍においても、地域における通いの場では感染防止対策を徹底したうえで活動が継続され、また、子ども食堂では宅配により食事の提供が継続されるなど、様々な工夫のもと支援が継続されています。また、食料や生活用品に関する支援活動など、生活困窮者を支えるしくみが多く行われています。

今後も、ウィズコロナやその他の感染症などへの備えとして、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援や生活困窮者への支援を充実していくことが重要です。

【施策の方向性】

中柱 (1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援

- 市町村による相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的な支援体制の整備など、市町村ごとの実情に応じた体制構築に向けて、市町村間の情報交換や課題認識の共有の場づくりなど、市町村への後方支援に取り組みます。
- 高齢、障がい、子ども、生活困窮などの各制度の狭間にある課題に対し、包括的支援体制による対応や、きめ細かな支援を充実します。
- 課題等を抱える当事者同士が支え合うセルフヘルプ活動を支援します。

【主な目標：包括的支援体制（社会福祉法第106条の3の規定）の整備を市町村地域福祉計画に位置付ける市町村数】

年度	2021 (R3)※	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
包括的支援体制の整備を市町村地域福祉計画に位置付ける市町村数	19	22	25	28	31	33

※ 2021（令和3）年度は、実績数となります。（県福祉子どもみらい局調べ）

中柱 (2) 高齢者・障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実

- 高齢者、障がい者や児童等への虐待の未然防止や早期発見に向けて、民生委員・児童委員等の地域福祉関係者、各相談機関や施設等の従事者に対する研修の実施を通じて、相談機能の強化に取り組むとともに、法人後見の立ち上げ支援や市民後見人※の養成などの成年後見制度の利用促進や、認知症の人やその家族を支援する相談体制の充実など、地域で安心して暮らすことができるしくみづくりに取り組みます。

- 「人生100歳時代の設計図」の取組の推進や、「食・運動・社会参加」を中心とした未病の改善により、健康寿命の延伸を目指す取組など、誰もがいきいきと暮らせるよう支援します。

また、こころの健康の保持・増進のための相談支援や「ゲートキーパー^(※)」等の人材育成等を行い、自殺対策の強化に取り組みます。

- 障がい者一人ひとりの意思を尊重した生活が送れるよう、入所施設においては、施設内の日中活動だけでなく、施設外の事業所への通所や企業や地域団体などと連携した取組等を充実し、地域での体験や地域住民と交流する機会を増やすことで、仲間や地域とのつながりを作り、グループホームや一般住宅等、地域での多様な居住の場への移行を推進します。

また、住宅確保に困難を抱えている低所得者や高齢者、障がい者等に対して、空き家等の活用により、安心して暮らせる住宅を確保するしくみづくりに取り組みます。

なお、これらの施策推進に当たっては、これまでにも高齢者、障がい者や児童

等のそれぞれの支援対象者の立場に立って取組を展開していますが、今後は、より一層当事者の目線に立った取組となるよう充実を図ります。

【主な目標：成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置 市町村数】

成年後見制度の利用促進のため、県は市町村、家庭裁判所、専門職団体、関係機関等と連携を図り、市町村の中核機関設置を支援します。また、中核機関設置後は、各中核機関における後見人等候補者の適切な推薦や権利擁護支援チームの自立支援の実施等、機能の強化を支援します。

年度	2021 (R 3)※	2022 (R 4)	2023 (R 5)	2024 (R 6)	2025 (R 7)	2026 (R 8)
中核機関の設置市町村数	10	24	26	33	機能強化	機能強化

※ 2021（令和3）年度は、実績数となります。（県福祉子どもみらい局調べ）

☆「中核機関」とは

権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、次のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う。

中柱（3）生活困窮者等の自立支援

- 生活困窮者の自立相談支援や子どもの学習支援等を行うとともに、働くことに悩みを抱える若年無業者^(※)等の職業的自立を支援します。
- ひとり親家庭への就労支援や生活に関する相談支援の充実など、子どもの貧困対策に取り組みます。
- 矯正施設退所者等に対する地域生活定着支援や就労支援を進めるとともに、神奈川県再犯防止推進計画に基づき着実に取組を進めます。

【主な目標：生活困窮者等の自立支援】

生活困窮者自立支援事業を実施し、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして、生活困窮者に対する早期の支援の強化を図ります。

相談窓口などの支援情報が広く県民に行き届くよう周知に努め、支援を必要とする方が一人でも多く相談支援につながる取組を継続していきます。

(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援

支援策 15 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。

ア 対象ごとの相談支援体制

- 市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援するため、医療と介護の連携に必要な関係者による協力関係の構築、情報交換や課題認識の共有、円滑な連携の推進に資する事業を広域的に実施します。(県)
- 障害保健福祉圏域における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行います。(県)
- 「神奈川県発達障害支援センター（かながわA（エース））」において各種の相談、研修、専門的な立場から助言を行うなど、発達障がい児者のライフステージに対応する一貫した支援体制を整備し、関係団体等と連携した支援を行います。(県)
- 障がい者の地域生活移行等を支える相談支援事業所の開設を促進するため、開設を検討する法人等を対象としたセミナーの開催等を行います。また、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がい者差別に対応する相談体制の充実を図ります。(県)
- 医療的ケア児等に対する切れ目のない支援を行うため、医療的ケア児等からの各種相談等に対応する「かながわ医療的ケア児支援・情報センター」を運営します。(県)

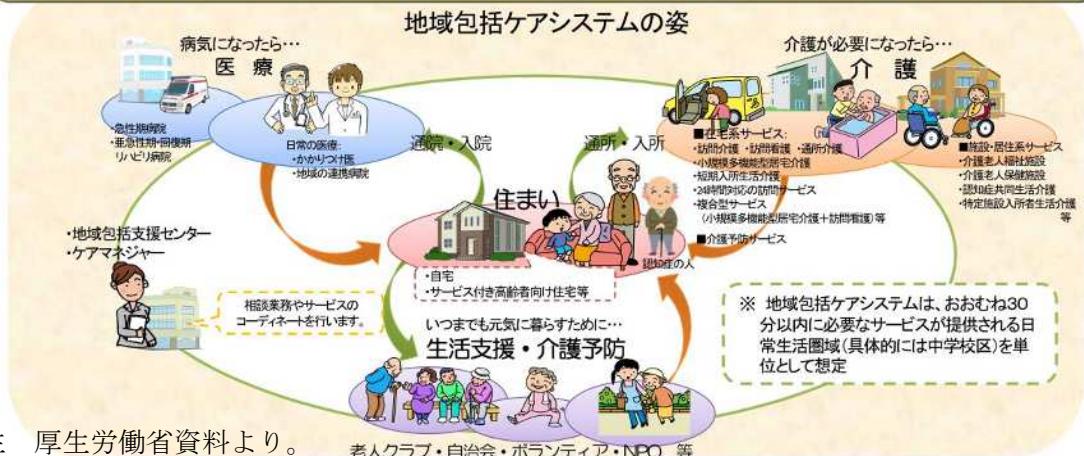
【関連する県の取組】

- 地域ケア多職種協働推進事業
- 障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業
- 発達障害支援体制推進事業
- 相談支援体制拡充強化事業
- 障がい者差別相談窓口運営事業
- 医療的ケア児支援センターの運営

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



イ 市町村による包括的支援体制の整備に対する支援

- 市町村が包括的な支援体制を円滑に整備できるよう、また、体制整備にあたり重層的支援体制整備事業を活用する市町村が適切に事業を実施できるよう、市町村職員や市町村社会福祉協議会職員等を対象とした研修及び連絡会を行い、各市町村の取組状況や課題等の把握、情報共有及び市町村間の交流を図るなど、市町村を支援します。

また、市町村が整備を進める包括的な支援体制のしくみは様々であるため、市町村ごとの実情に合わせ、専門職や先行自治体の職員等のアドバイザーを派遣し、体制整備における課題解決のための技術的助言や支援を行います。

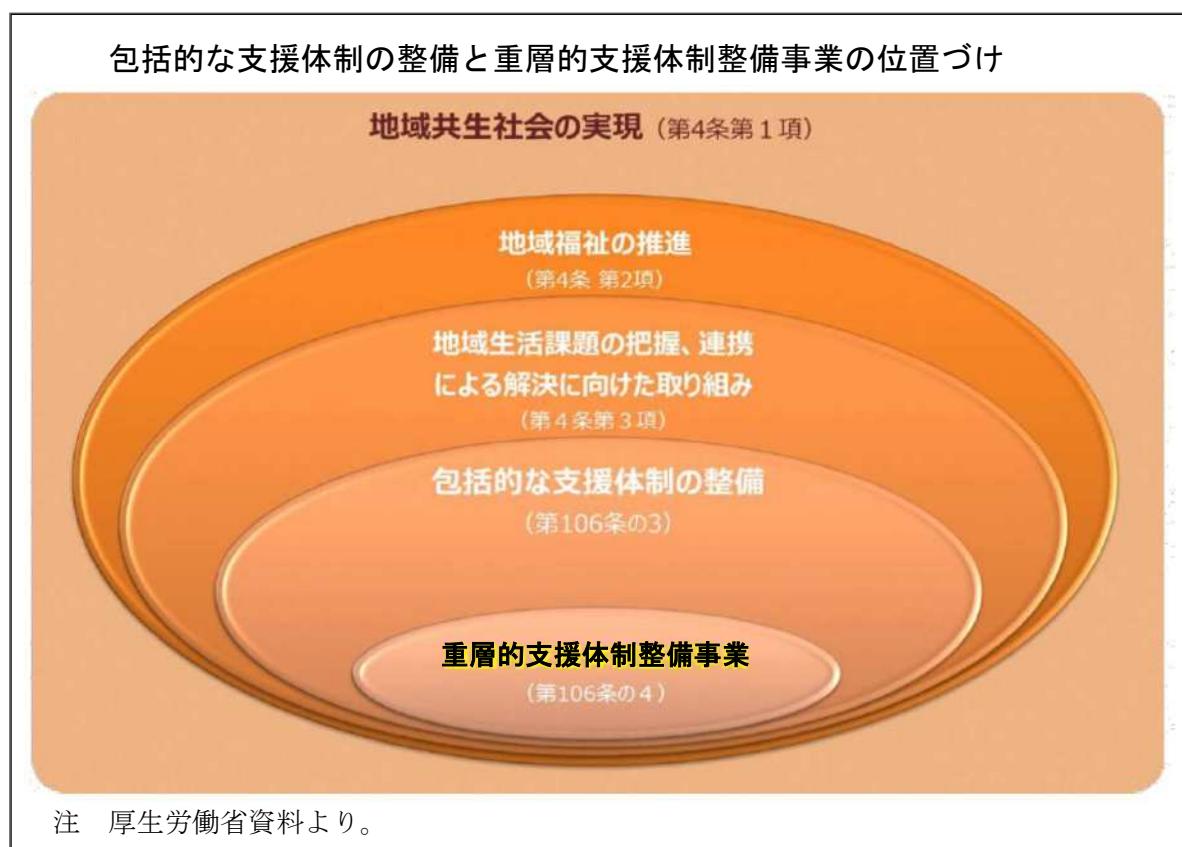
(県) (一部再掲 [支援策 4])

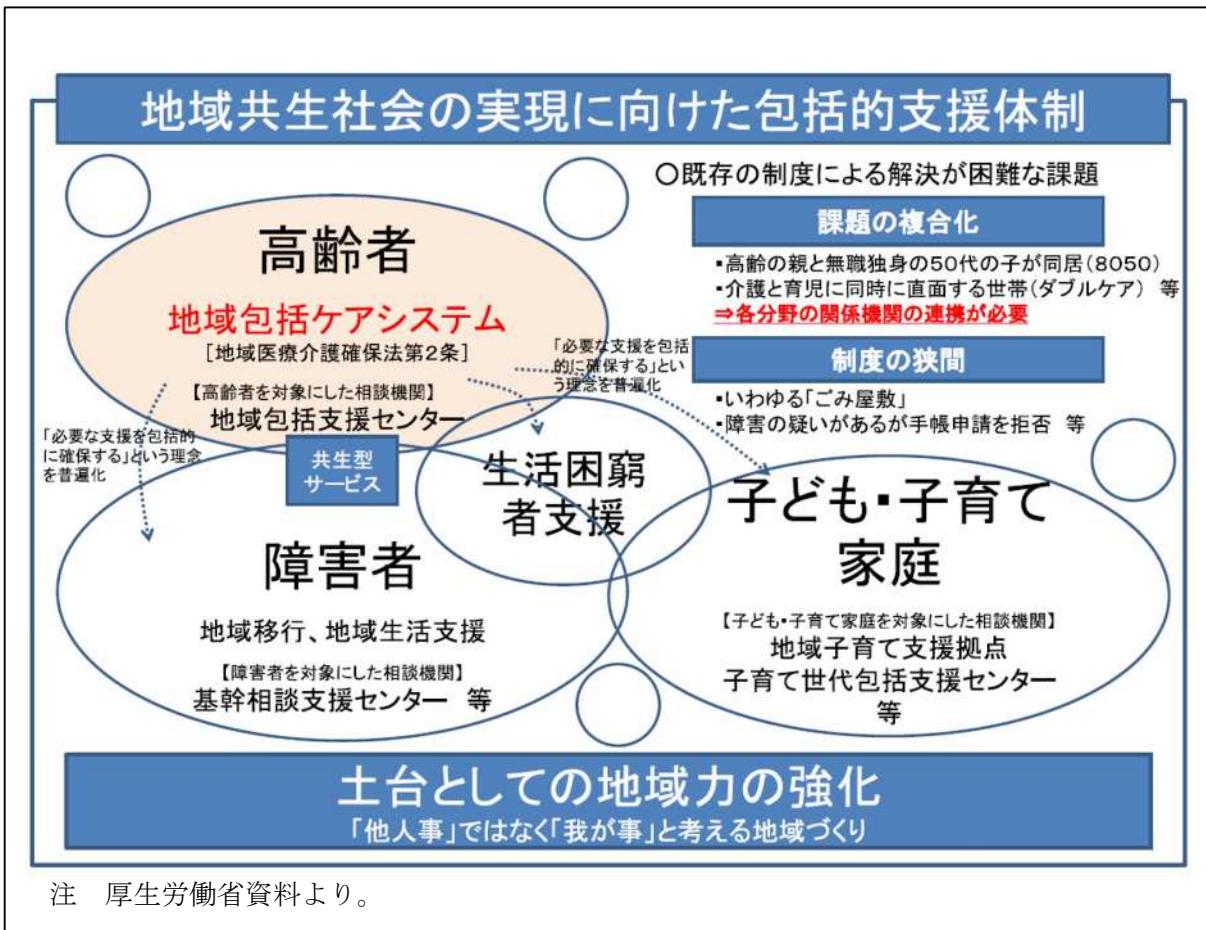
- 保健福祉圏域の構成市町村及び市町村社会福祉協議会の事業実施状況や地域における課題等の情報共有を行います。(県)

【関連する県の取組】

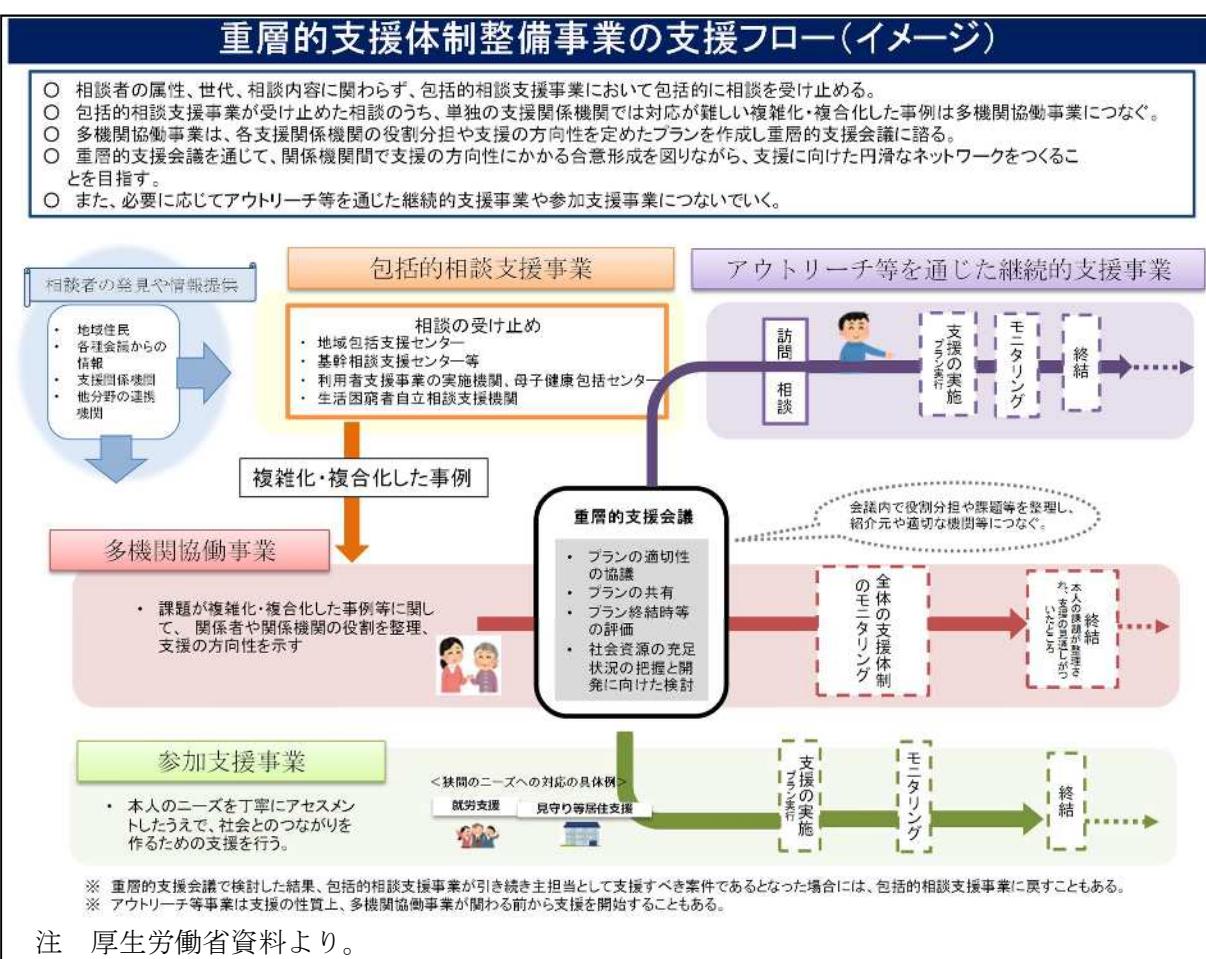
- 包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業
- 圏域別地域福祉担当者連絡会

★ 「包括的支援体制」については、59 ページを参照





注 厚生労働省資料より。



注 厚生労働省資料より。

支援策 15（市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します）に関連する取組事例

地域共生支援センター

秦野市

秦野市では、2020（令和2）年4月に地域共生支援センターを設置し、相談支援機関と連携して、「複合的な地域生活課題」を抱える市民を支援するとともに、地域の人々が支え合う「地域共生社会の実現」を目指した取組を進めています。

2021（令和3）年4月には、市社会福祉協議会との連携体制を強化するため、同センターを保健福祉センターにある同協議会事務所の隣に開所し、本格的にスタートしました。

こんなお悩みありませんか？



福祉サービスは、介護、子育てなど、相談内容ごとに窓口やサービスが分かれているため、家庭で抱える複合化・複雑化した課題を丸ごと相談できる窓口がなく、課題がさらに深刻化してしまうことがあります。

地域共生支援センターが丸ごと受け止めます

制度の枠組みを超えて、各相談支援機関等が担う役割を整理・調整して、本人中心の支援に向けてサポートします。



最近、同居する母親(70歳代)の物忘れがひどくなっているし、兄(50歳代)は自宅にひきこもりがちで、どうしたらいいの？

お母様は認知症の疑いがありますので、介護の専門職と一緒にご自宅にお伺いいたします。介護認定の申請や介護サービスについてもご説明いたします。

お兄様には、自立支援を行う窓口を紹介します。支援員が生活上のお困りごとなどをお伺いし、どのような支援が必要かをお兄様と一緒に考えていきます。



支援策 16 制度の狭間にある課題への対応に取り組みます。

ア 包括的支援体制による対応

- 複雑化・複合化する地域生活課題について、地域住民が主体的にその課題を発見・把握し、解決を試みることができる市町村の環境づくりを支援するとともに、市町村ごとの実情に合わせた個別の支援、研修や連絡会による情報共有や連携等の促進、アドバイザー派遣などを通じて、市町村における包括的支援体制の整備を支援することにより、ケアラー・ヤングケアラー、ひきこもり、8050問題など、制度の狭間にある課題への対応を進めます。

(県) (一部再掲 [支援策 4・15])

【関連する県の取組】

- 包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業 (再掲)

イ ケアラー・ヤングケアラーへの支援

- 気軽に悩みを相談でき、SOSを発信できるケアラー・ヤングケアラー専門のワンストップ相談窓口を設置し、電話やSNSにより相談を受け付けます。(県)
- ケアラー・ヤングケアラーに係る各分野の相談・支援に携わる者同士のネットワーク構築や、複数の分野にまたがる等の困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整など、ケアラー・ヤングケアラーを地域で支える体制づくりを支援します。(県)
- ケアラーズカフェなどケアラー・ヤングケアラー同士の交流の場を促進し、ケアラー・ヤングケアラーの居場所づくりを進めます。(県)
- 若者ケアラー(概ね18~24歳)等の家事負担を軽減するため、家事支援ヘルパー派遣費用の一部を負担します。(県)
- 家族等の言語支援を行う外国人ヤングケアラーを支援するため、外国語対応が必要な家庭への通訳支援を実施します。(県)

【関連する県の取組】

- ケアラーコールセンター事業
- ケアラー支援専門員配置事業
- ケアラー居場所づくり支援事業
- ケアラー支援サービスモデル事業
- 外国人ヤングケアラー通訳支援事業

ウ ひきこもりへの支援

- ひきこもり地域支援センターへの電話や来所と併せ、SNSにより相談を受け付けます。また、市町村におけるひきこもり支援体制の構築を支援するほか、市町村連携会議を開催します。(県)

- ひきこもり等の当事者の社会参加を支援するため、他者と交流可能な居場所を仮想空間（メタバース）上に試験的に設置し、外出せずに気軽に参加できるイベントを実施します。（県）
- 市町村におけるひきこもり支援事業の立ち上げを支援するため、市町村が負担する費用を補助します。（県）

【関連する県の取組】

- ひきこもり地域支援センター事業
- 「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業
- ひきこもり支援推進事業

支援策 16（制度の狭間にある課題への対応に取り組みます）に関連する取組事例

包括的支援体制の構築に向けた取組

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市では、包括的支援体制の構築に向けた取組として、2022（令和4）年度から重層的支援体制整備事業を開始しています。総合相談と生活困窮者自立相談支援の機能を持つ「福祉総合相談担当」を庁内に新設し、各機関が受け止めた相談のうち、制度のはざまにある世帯や複合課題を抱えた世帯を中心に多機関協働事業により個別支援を実施していきます。また、ひきこもり等の支援が届きにくい、つながりにくい世帯については、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施し、本人や家族につながることを目指し長期的な継続支援を実施します。

既存の個別支援ネットワークでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を抱え、さまざまな課題の解きほぐしが求められる事例等について、重層的支援会議を開催し、各関係機関の役割分担、支援の方向性の整理、事例全体の調整機能を担います。

また、地域と専門機関が協働して個別課題と地域課題に取り組む場として、従来から各地区に設置していたネットワーク会議が位置付けられています。

○ 住民活動と専門職をつなぐ取組

このネットワーク会議は、地区社協や地区ボランティアセンター、地区民生委員児童委員協議会、自治会・町内会等の地区的関係者及び市社協と市の福祉総合相談担当が参加し、地区ごとに毎月実施しています。

会議内では、個別の支援についての対応の検討や報告、地域課題の共有や対応の検討などを行います。また、地域活動を応援する YouTube と Instagram を開設し、活動や担い手募集、交流の場や居場所などの情報を発信し、包括的支援体制の要となる地域力のバックアップを進めています。

茅ヶ崎市の事業の体制図



包括的相談支援

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・障害者相談支援事業
- ・利用者支援事業 + 児童相談
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・福祉総合相談担当、市社協
- ・地区VC（地区社協、地域団体等）

アウトリーチ等を通じた継続的支援

- ・福祉総合相談担当
- ・市社協

参加支援

- ・市社協
- ・福祉総合相談担当

多機関協働

- ・福祉総合相談担当
- ・市社協

(重層的) 支援会議

地域づくり支援

- ・一般介護予防事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・共助の基盤づくり事業

支援策 16（制度の狭間にある課題への対応に取り組みます）に関する取組事例

「こもりびと支援条例」の制定

大和市

大和市は「ひきこもり」の状態にある方を「こもりびと」と称しています。こもりびと当事者や家族等が、望まない孤独や孤立を伴うことなく安心して生活し、希望する時に必要な支援につながることができるよう、2022（令和4）年9月に「こもりびと支援条例」を制定・施行しました。

同条例の制定により、当事者等に寄り添い、関係機関と連携しながら将来にわたり必要な支援を行うとともに、「やむを得ずひきこもるという選択」について、誤解や偏見のない地域社会を築いていくこととしています。

大和市こもりびと支援条例 前文

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、家庭等に長期間とどまり続け、他人や社会と接触しないで生活する「状態」のことを表す概念です。

かつては、ひきこもりの状態にある人は、不登校の延長線上にあるものとして、若年層に多いものと捉えられていましたが、近年では、中高年を含む幅広い年代にみられるようになりました。

ひきこもりの状態になる要因は、一人一人異なり、その人を取り巻く状況も、支援の在り方についても人それぞれです。そのような中で共通するのは、ひきこもりの状態にある人やその家族等にとって、周囲の理解がとても大切だということです。

ふとしたときに、他者や社会との関わりに疲れてしまうことは、誰にとっても決して珍しいことではありません。その時々の状況により、すぐに回復する場合も、なんとか持ち直す場合もあれば、生きるために選択肢として社会との関わりを回避せざるを得ない場合も存在します。このようなことは、年齢や性別、性格や病気の有無等にかかわらず、きっかけ次第で誰にでも起こり得るものです。

ひきこもることを選択した場合であっても、本人やその家族等の望まない孤独や孤立を伴うことがあってはなりません。また、本人が望まない段階で社会との接触を強いると、更に生きづらさを感じさせてしまうことがあります。時が来て、自らの意思で社会と関わる一歩を踏み出そうとしたときに、支援につながり、ためらうことなくその歩みを進められるよう、この「やむを得ずひきこもるという選択」について、誤解や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

そこで本市は、ひきこもりの状態にある人を「こもりびと」と称し、市民の理解を得るとともに、一人一人の状況や本人とその家族等の気持ちに寄り添って、関係機関と協力しながら将来にわたり必要な支援を行っていくため、本条例を制定します。

支援策 16（制度の狭間にある課題への対応に取り組みます）に関する取組事例

農園を活用したひきこもり支援の取組

藤沢市農ネットワーク

新型コロナウイルスの影響により、屋内施設に不特定の人が集まることが困難な社会情勢を踏まえて、藤沢市農ネットワーク（藤沢市葛原の農業を盛り上げる会、NPO 法人農スクール、藤沢市で組織）では、農園を活用した分散型ひきこもり支援の取組を行っています。2020 年度よりテキスト『農の力で一歩踏み出す BOOK』、ホームページ『一人で小さく農業を始めるための情報サイト』（<https://know-school.org/know-net/>）などの副教材を作成し、農業の始め方や野菜づくりの基本的な知識、畠を活用した居場所づくりについて紹介しています。

○ 農キャリアトレーナーの育成活動

現在は、農作業を通じた自立支援プログラムを運営できる人材＝農キャリアトレーナーの育成を進めています。2022 年度は農キャリアトレーナー育成講座を開催し、プログラムの活用方法や実践現場での心得について紹介。藤沢市の民生委員や CSW の方々に対して情報を周知し、地域内の連携を強化しています。



○ 課題と今後の取組

藤沢市農ネットワークでは、様々な事情で働きづらさを抱える人々と、人手不足の農業界を繋げることを目指しています。現在の課題として、農作業を活用した自立支援プログラムの担い手が不足していることが挙げられます。今後はトレーナー希望者がプログラム運営に必要な農業知識やプログラム構築方法を習得できるよう、階層別の育成講座を提供します。

分散型の支援体制のイメージ



支援策 17 課題等を抱える当事者活動を支援します。

- 県社会福祉協議会の「かながわボランティアセンター」において、セルフヘルプ活動コーナー及び相談室を設置するほか、セルフヘルプ・グループ活動支援者会議の実施や交流会等の開催、相談受付など、セルフヘルプ活動を支援します。（民間）
- 長期入院している精神障がい者の地域移行と円滑な地域生活を継続できるよう、協議会の開催、病院及び関係機関とのネットワーク形成、ピアサポートによる病院訪問等を実施します。（県）

【県社会福祉協議会の取組】

かながわボランティアセンターでは、生きづらさを抱える方が「初めの人」と出会う機会を得ることができるよう、セルフヘルプ・グループ活動を支援しています。セルフヘルプ・グループの立ち上げ、運営支援やセルフヘルプ・グループに参加したい方の相談等に対応するとともに、セルフヘルプ活動コーナーにてロッカー・メールボックス・相談室の貸出を行っており、2022（令和4）年11月現在、58グループが登録されています。

「セルフヘルプ活動交流会」「セルフヘルプ活動支援者会議」「セルフヘルプ活動ワーキング」「セルフヘルプ実践セミナー」等の多様な事業を実施し、常にセルフヘルプ・グループの声を聴きながら、セルフヘルプ・グループに関する啓発活動、相談支援活動、情報収集・提供を行っています。

セルフヘルプ活動コーナーの拠点整備は県施策の一環として行われ、現在のセルフヘルプ活動支援事業についても、県と県社会福祉協議会とが両輪となって進めています。

セルフヘルプ・グループの特徴

- ① 共通の問題を持つ当事者であること
- ② 参加は自発的なものであること
- ③ メンバーは対等な関係であり、仲間（peer）であること
- ④ 感情を共有していること
- ⑤ 共通のゴールをもっていること
- ⑥ 基本的には専門家の関与がないこと

出典：「当事者活動ハンドブック－疾病・障害をかかえる人たちとともに－」（1998（平成10）年3月、（福）神奈川県社会福祉協議会かながわボランティアセンター）

【関連する県の取組】

- 「かながわボランティアセンター」によるセルフヘルプ活動への支援
- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

支援策 17（課題等を抱える当事者活動を支援します）に関連する取組事例

発達に障がいをもつ本人と家族支援者のセルフヘルプの会

特定非営利活動法人あではで神奈川

本会は、全国の ADHD の人たちの支援団体の呼びかけで発足しました。

「あではで」の名前は、ADHD をドイツ語読みすると「あではで」となることと、「“あで” やかに、“はで” やかにその子らしく生きてほしい」という思いに由来しています。ADHD やその他の発達障がいを持っていることを肯定的に受け止め、自分らしい生き方を見つけることをめざしています。

お互いの安心のために会員制とし、本名で会って話すことを大切に活動を続けてきました。

活動は、主に月に一回ずつ、各地域で 12 の談話室を開いています。会員同士が日頃の悩みや苦しさを話し、生活の知恵や工夫、いろいろな思いを分かち合います。また、年一回「自分らしく生きる」講演会（会員が自分について話します）を開催したり、親が子供のもつ困難さを理解し、子育てのコツのプログラムをグループで学びあうペアレントトレーニングを行っています。

○ 各談話室 （各会ともほぼ月一回開催。詳しくは HP を参照ください。）

子育ての会

…子供の発達特性や不登校など日々の悩みを話しあいます。

成人の会

…当事者の会

あではでサロン

…当事者、保護者、どなたでも自由に話します。

中高生ルーム

…中学生、高校生の居場所。ボードゲームなどを楽しんでいます。

時々ボーリングや釣り、観光などの外出イベントもあります。

お父さんの会

…お父さんが自由に話し、考える会です。

あではでワークス

…就職活動・仕事に関しての悩みや不安、困りごとの解決につながる

ヒントを探ります。これから就職活動を始めたけど不安がある、という方も参加いただけます。

その他に、たまプラーザ、二俣川、大船、桜木町、あざみ野で談話室を開いています。

「自分らしく生きる」講演会の様子



(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実

支援策 18 個人の尊厳を支え、守る取組を行います。

ア 相談支援体制の構築

- 児童の複雑な問題に迅速かつ適切に対応できるよう、児童相談所の機能強化を図ります。
また、配偶者等からの暴力被害者を支援するため、「県配偶者暴力相談支援センター」において、電話相談、面接相談や一時保護を実施します。(県)

【関連する県の取組】

- 児童相談所業務機能強化対策事業
- 配偶者等暴力対策事業

イ 成年後見制度の利用促進

- 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、「かながわ成年後見推進センター」を拠点に成年後見制度の利用を支援します。
また、親族後見人以外の第三者後見人^(※)の担い手として期待される法人後見の担当者や市民後見人の人材育成、意思決定支援に係る研修に取り組みます。(県)
- どの地域においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、各市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関を未設置である市町村の体制整備を支援します。
また、中核機関設置後は、各中核機関における後見人等候補者の適切な推薦の実施等、機能の強化を支援します。(県)
- 市町村が行う後見等の業務を適正に行う市民後見人の人材育成、その他必要な取組の実施に対して家庭裁判所、専門職団体等の関係機関と連携して支援します。(県)

☆成年後見制度とは

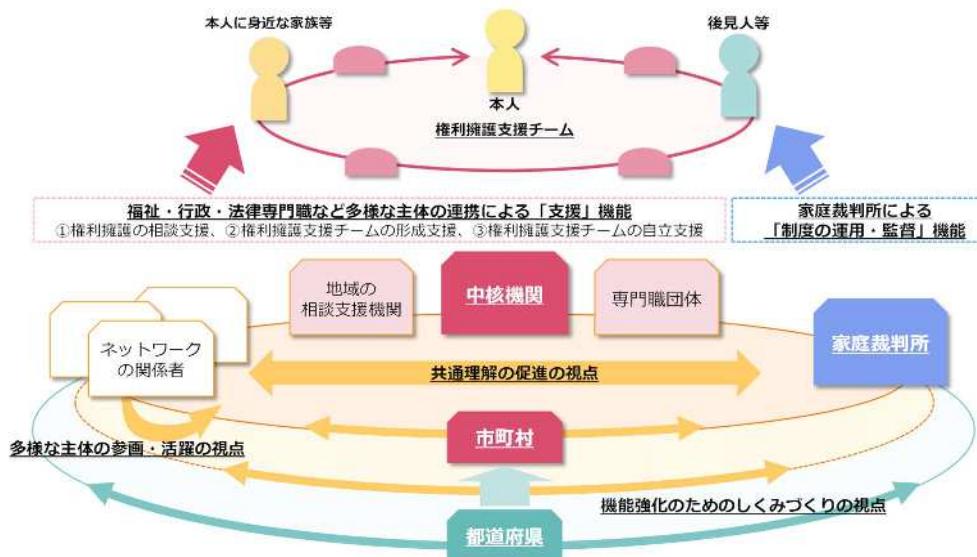
財産の管理や契約の締結などの法律行為等を行う際に、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、自分で判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わり財産管理や介護サービスの契約などを行う制度。

この制度には、上記のとおり家庭裁判所が後見人を選任する「法廷後見制度」と、判断能力が不十分となる前に、本人があらかじめ後見契約を結んでおく「任意後見制度」がある。

☆「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」とは

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ。

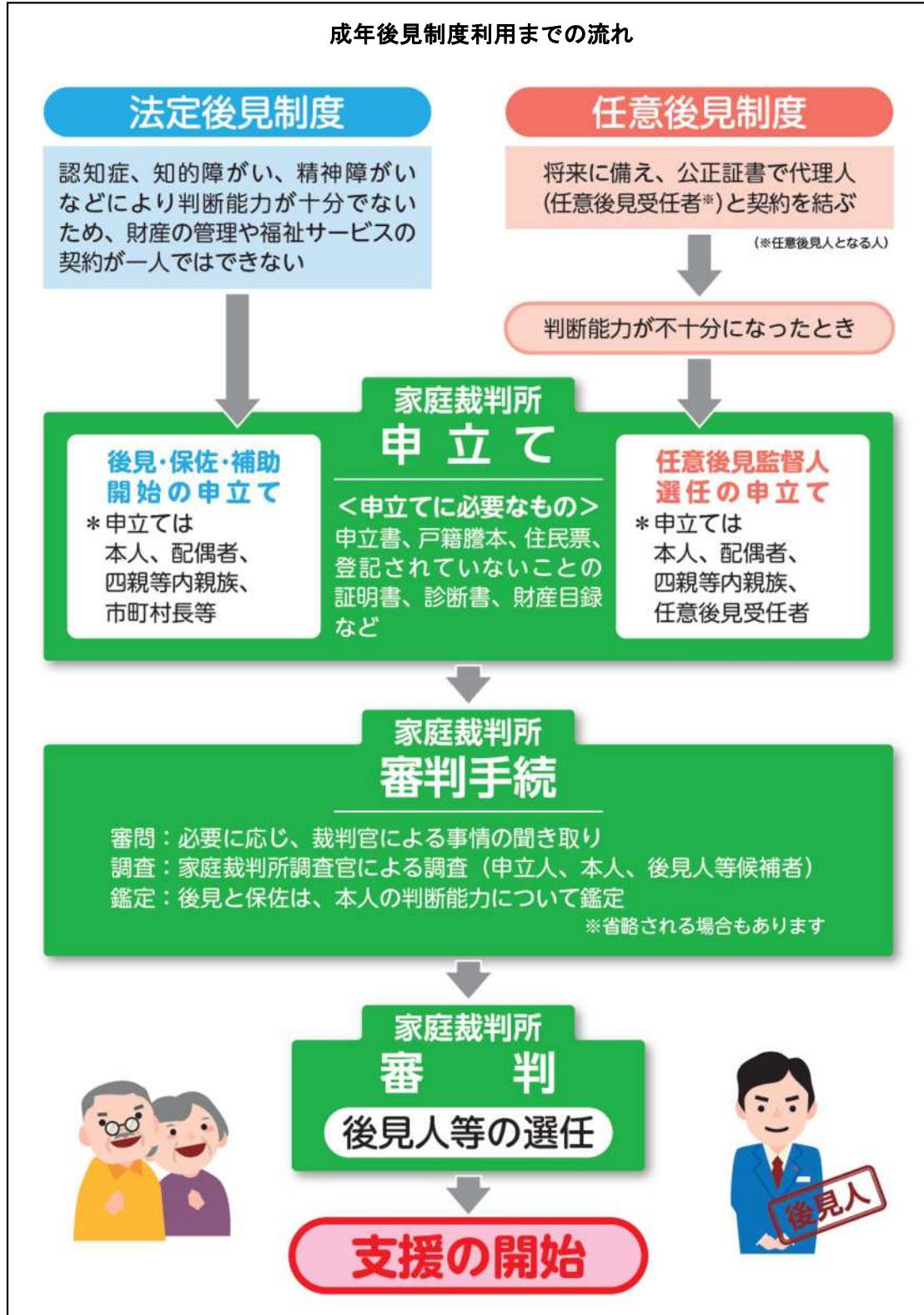
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～



【関連する県の取組】

- 「かながわ成年後見推進センター」の運営
- 成年後見制度普及事業
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
- 市民後見推進事業

成年後見制度利用までの流れ



ウ 意思決定支援の推進

- 障がい者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省が2017（平成29）年3月に作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づく意思決定支援や相談支援体制の充実に取り組みます。（県）
- 意思決定支援の普及・定着のため、県内障害者支援施設に対して専門家を派遣します。また、「県版ガイドライン」に基づく意思決定支援の実践研修を行うとともに、研修参加に伴う代替職員等の経費の一部を補助します。（県）

【関連する県の取組】

- 障がい者の意思決定支援
- 意思決定支援普及・定着事業
- 意思決定支援実践研修事業費補助

エ 虐待防止や身体拘束廃止など権利擁護の取組

- 高齢者の権利擁護や虐待防止、身体拘束廃止に関する普及啓発を目指し、介護施設等が、自ら身体拘束廃止に関する実践的な取組ができるよう、県内の介護保険施設等の職員を対象に階層別の研修を実施します。（県）
- 障がい者に対する虐待防止等のため、「県障害者権利擁護センター」において、虐待に関する相談・通報等を受け付けます。また、市町村職員や施設従事者等を対象に障がい者の虐待防止・権利擁護に関する専門性を強化するため、研修を実施します。（県）
- いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るために、相談や支援に関わる職員を対象に研修を実施し、子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子ども一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進します。（県）
- 社会的養護が必要な子どもたちに対し、権利侵害や自身の援助方針に対する意見などを子ども自らが表明できる機会を拡充することで、施設入所や一時保護された子どもの意見を汲み取り、代弁するしくみの構築を図ります。（県）

【関連する県の取組】

- 高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修
- 「県障害者権利擁護センター」の運営
- 子どもの人権相談室事業
- 子どもの意見表明支援事業
- 子どもの権利擁護センター事業

オ 福祉サービスの利用援助

- 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの支援を県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会に委託し実施するとともに、相談にあたる「専門員」や、具体的な支援を行う「生活支援員」の資質向上を図ります。（民間）

- 介護保険サービスの利用者や家族等が利用するサービスを自ら選択できるよう、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」等において、事業者情報を的確に公表します。(県・民間)
- 障がい者等が個々のニーズに応じた適切なサービスを選択できるよう、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」等により、事業所等に係る情報を広く県民に提供します。(県)
- 県民が子育て支援に関する総合的な情報を容易に入手、利用できるよう、ウェブサイト「子育て支援情報サービスかながわ」等により、行政サービス情報や幼稚園や保育所等の施設情報など、子育てに関する各種情報を広く県民に提供します。(県)

【関連する県の取組】

- 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）への支援
- 介護サービス情報公表推進事業
- 指定障害福祉サービス事業者情報提供事業
- インターネットによる子育て支援情報の提供

☆「日常生活自立支援事業」とは

認知症や知的障がい、精神障がい等により、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや預金の出し入れ、年金や預金通帳などの大切な書類の管理等の支援を行うもの。

カ 苦情解決体制の充実

- 県社会福祉協議会が設置する、第三者機関「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情に対し、相談・助言・調査・あっ旋を行い、また、事業者の苦情解決体制の充実を支援する事業や、県社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」の運営を監視する事業を行います。(民間)

【関連する県の取組】

- 福祉サービス苦情解決事業への支援

キ 福祉サービスの質の向上

- 「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」において、福祉サービス第三者評価の実施体制の整備とともに、受審促進、評価結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援します。(民間)

【関連する県の取組】

- 福祉サービス第三者評価推進機構の運営支援

支援策18（個人の尊厳を支え、守る取組を行います）に関連する取組事例

広域での中核機関の設置（あしがら成年後見センター）

足柄上地区1市5町

足柄上地区的南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の1市5町では、令和4年4月から成年後見制度の中核機関として「あしがら成年後見センター」を共同で設置しています。複数の自治体が中核機関を共同で設置するのは県内では初めてとなっています。

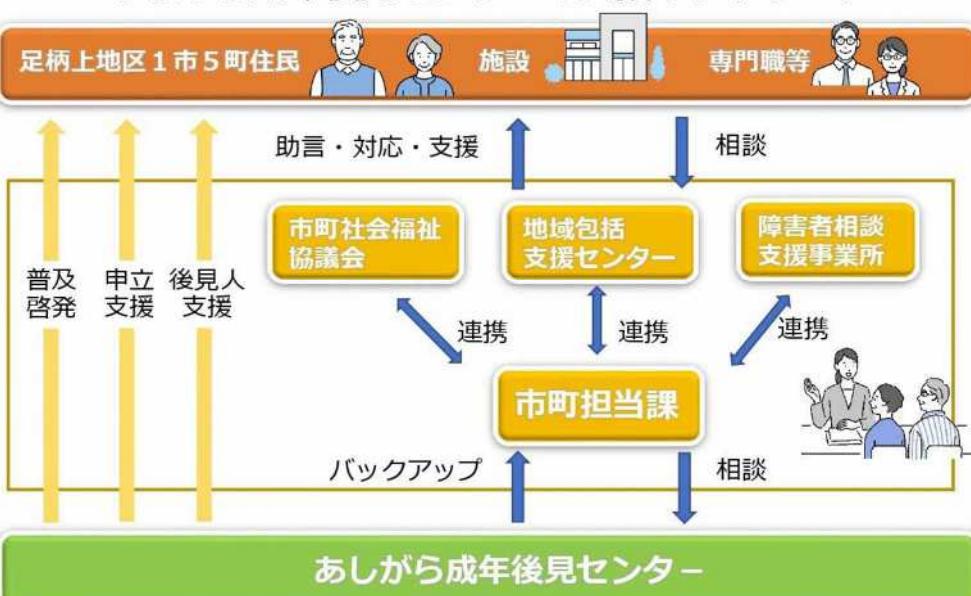
センターの運営は、南足柄市社会福祉協議会が受託して行っており、社会福祉士などの専門職を配置しているほか、弁護士や司法書士との相談体制も整備されています。

同センターは南足柄市のりんどう会館内に所在しますが、一次的な相談の受付は各市町の行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所でも可能となっており、面積の広い足柄上地区的相談ニーズに対応しています。

また、市町ごとの協議会及び足柄上地区全体の協議会を設置し、課題検討や研修、情報交換を行っています。困難事例については、関係者や法律家等専門職が一堂に会し方向性を検討する、支援検討会議を設置しています。

会議名	内容
地域連携ネットワーク協議会	足柄上地区内の行政、関係機関、専門職団体、家庭裁判所等が、地域課題やセンターの運営について協議を行う。
権利擁護協議会	市町ごと若しくは職種ごとに開催する。内容は事例検討や情報共有、研修など多岐に渡る。
支援検討会議	困難事例について、弁護士や司法書士同席のもと、支援方針について検討を行う。

あしがら成年後見センターの支援ネットワーク



支援策 19 未病改善の取組など、人生 100 歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。

ア 「人生 100 歳時代の設計図」の取組の推進

- 人生 100 歳時代を迎える中、県民一人ひとりが自分自身の人生の設計図を描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、県、市町村や大学、民間企業、NPO 等の多様な主体が参画する「かながわ人生 100 歳時代ネットワーク」を通じて、「学びの場」や「活動の場」の創出に取り組み、誰もがいきいきと暮らせるよう支援します。(県・市町村・民間)

☆「人生 100 歳時代の設計図」とは

人生 100 歳時代を迎える中、県民一人ひとりがいきいきと充実した人生を送ることができるよう、子どもから高齢者まですべての世代が自分自身のライフデザイン（人生の設計図）を描いていくこと。

【関連する県の取組】

- 「人生 100 歳時代の設計図」の取組の推進

☆「この指とまれプロジェクト」とは

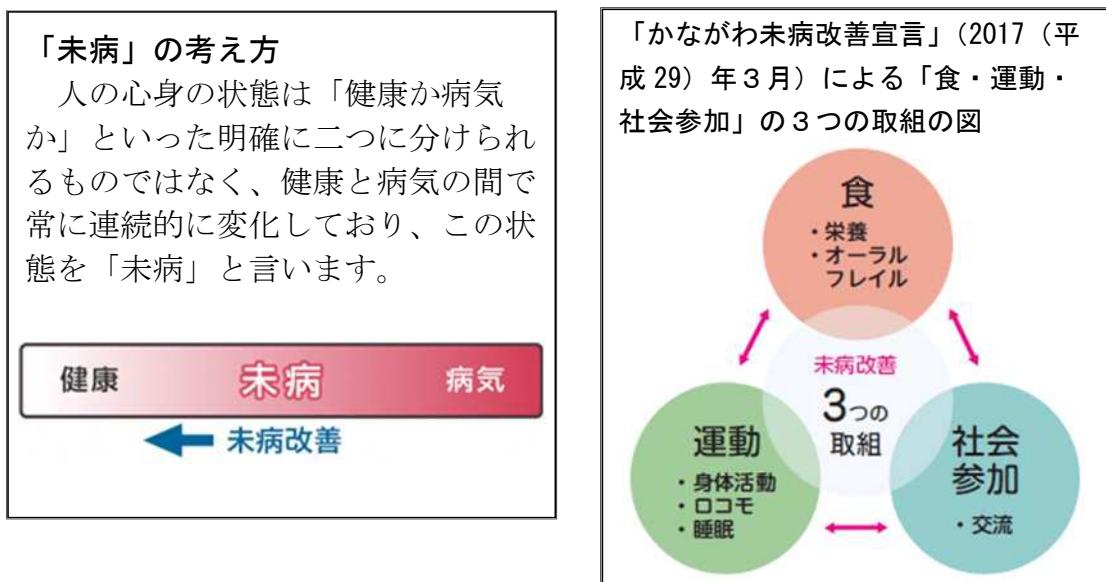
かながわ人生 100 歳時代ネットワークのメンバーが、社会・地域・県民に貢献するプログラムを企画・提案し、そこにネットワークメンバーが協力して、プログラムを実施するプロジェクトのこと。

※ネットワーク参画団体：行政、大学、企業、NPO 等 138 団体、有識者 3 名
(令和 4 年 8 月 9 日現在)

イ 未病の改善

- 県民が未病改善を進めるきっかけづくりの場として、身近な場所で手軽に健康状態や体力等をチェックでき、アドバイスや情報提供を受けることができる「未病センター」の設置を促進します。(県・市町村・民間)
- 加齢に伴い心身の活力が低下した状態であり、介護に至る要因となる「フレイル（虚弱）」の兆候をチェックするプログラムを活用した測定会を行い、高齢者に自己チェックし行動変容につなげる機会を提供します。
また、高齢者自らが測定会の運営を支えるフレイルサポーターとなり、地域の健康づくりの担い手として社会参加できるしくみを市町村に展開していきます。(県・市町村)
- 口腔機能向上等の重要性を自主的に普及啓発する県民ボランティアの養成・育成に取り組み、その活動を支援するとともに、歯科専門職に対する研修や市町村に向けた取組を実施するなど、地域におけるオーラルフレイル（心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態）対策の定着を図ります。(県)

- 市町村イベントと連携した本人発信支援や高校生を対象としたVR体験による授業の実施などにより、認知症未病改善の普及・定着を図ります。（県）
- 子どもが身近な場所で楽しみながら未病改善に取り組めるよう、企業、団体、大学等が社会貢献事業等の一環として提供する「子どもの未病対策応援プログラム」を県内の保育所等で実施します。（県）



【関連する県の取組】

- 未病センターの設置
- 後期高齢未病改善推進事業
- オーラルフレイル健口推進員養成事業
- オーラルフレイル対策による健康寿命延伸事業
- 認知症未病改善の推進
- 子どもの未病対策応援プログラム

ウ こころの健康の保持・増進

- 「かながわ子ども・若者総合相談センター」において、ひきこもり・不登校など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談・支援を行うとともに、関係機関の円滑な連携を図ります。また、子ども・若者総合相談LINEを運営します。（県）
- 自殺の背景にある様々な社会的要因を踏まえ、「かながわ自殺対策計画」に基づき、総合的な自殺対策を推進します。
「こころの健康に関する相談」体制の確保、街頭キャンペーンや講演会等による啓発、自殺のサインに気づく「ゲートキーパー」の養成、関係機関・団体との連携強化、遺族支援の充実などを図ります。（県）
- 複雑困難な課題を持つ人への地域支援連携体制を確立するとともに、精神障がい者への理解促進を目的として、精神保健・精神障がい者についての正しい知識の普及啓発などに取り組みます。（県）

【関連する県の取組】

- かながわ子ども・若者総合相談センター事業
- こころの健康づくり推進事業／こころ・つなげよう電話相談事業
- こころといのちのサポート事業
- こころといのちの地域医療支援事業
- かながわ自殺対策推進センター事業
- 精神保健福祉普及相談事業

エ 認知症施策の推進

- 「かながわ認知症コールセンター」を運営し、認知症の人や家族等からの電話相談、精神面も含めた様々な支援を行うとともに、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぎます。
また、「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進します。（県）
- 認知症等によって行方不明となった人や保護された人について、警察などの関係機関と連携し、早期発見と身元確認を行う「認知症等行方不明 S O S ネットワーク」を運営するとともに、道に迷うおそれがある人の事前登録の取組を推進するとともに、県民へのネットワーク周知や警察との連携強化を通じて、認知症の人の安全確保と家族の不安解消を図ります。（県・市町村）

【関連する県の取組】

- 若年性認知症対策総合推進事業
- かながわ認知症コールセンター運営事業
- 認知症等行方不明 S O S ネットワークの運営

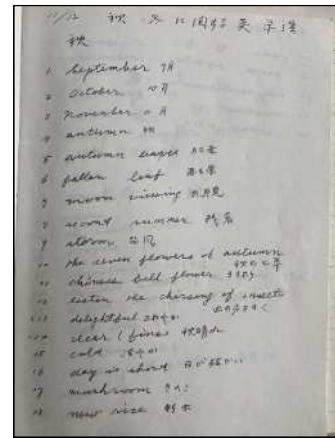
支援策 19（未病改善の取組など、人生 100 歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します）に関する取組事例

コグニサイズと認知機能評価を連動させた認知症未病改善

松田町

松田町では、コグニサイズと認知機能評価を連動させて認知症未病改善に取り組んでいます。

2017（平成 29）年に、週 1 回 3 カ月間のプログラムで①ストレッチ体操、②グループ別でのコグニサイズ、ラダー、③次のホームワークの説明、④終了時の運動強度と心理面確認表の記入を行う「認知機能低下予防教室」を開始しました。



3 カ月間集中して行う認知症機能低下予防教室で、主観的に変化を実感できたことや、客観的にも変化を評価されたことで、参加者のやる気も非常に上がっています。

現在では、継続的に活動できるよう自主グループに移行し、住民主体で活動が継続しています。令和元年まで毎年認知機能低下予防教室を開催し、町内 3 カ所になっています。自主グループ活動も「毎回楽しい」、「良く笑うようになった」、「からだが軽くなった」、「宿題が楽しみ」、「宿題があるから頑張れる」などの思いが参加者で共有でき、仲間意識が強まっています。中には、2 カ所参加している方もおり、自主グループそれぞれの特徴も出てきています。また、宿題の幅も広がり、季節をイメージするものを絵で書いたり、時には英語も書く機会や、短歌を考えたりするなど、様々な内容で参加者の興味の広がりにも認知機能低下予防に効果があるようです。



支援策 20 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。

ア 地域生活移行や地域定着の推進

- 障がい者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省が2017（平成29）年3月に作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づく意思決定支援や相談支援体制の充実に取り組みます。（県）（再掲【支援策18】）
- 重度障がい者が希望する地域で暮らすことができるよう、入所施設内外における日中活動を充実して多様な経験の機会を確保するとともに、重度障がい者を受入可能なグループホームを地域に確保する等、入所施設等から地域生活への移行を促進します。（県）
- 精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即した地域生活を送ることができるよう、入院している精神障がい者の地域生活移行と地域生活を継続するための支援を充実します。（県）

【関連する県の取組】

- 障がい者の意思決定支援（再掲）
- 障がい者グループホーム運営支援事業
- 地域生活移行チャレンジ事業費補助
- 地域生活移行推進民間提案事業
- 県立障害者支援施設における取組
- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業（再掲）

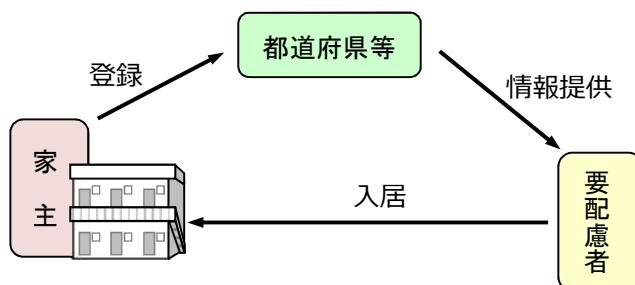
イ 住宅の確保

- 賃貸住宅の家主に対し、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を促進するとともに、当該登録情報を広く県民に提供することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。

（県・指定都市・中核市）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度

- 家主が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・指定都市・中核市に登録
- 都道府県等が登録住宅の情報提供



【関連する県の取組】

- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録

ウ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

- 高齢または障がいを有することにより、福祉の支援が必要な矯正施設^(注)退所予定者や被疑者・被告人等が、退所後や釈放後に、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、地域生活への移行や自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。(県)
(注)「矯正施設」は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいいますが、ここでは、厚生労働省の「地域生活定着支援事業」における定義により、刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいいます。

【関連する県の取組】

- 神奈川県地域生活定着支援センターによる取組の推進

支援策 20（誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます）に関する取組事例

更生保護施設

よこはまりつこうしゃ
更生保護法人横浜力行舎

犯罪をした人や非行のある少年の中には、頼れる人がいない、生活環境に恵まれない等の理由で、すぐに自立更生ができない人たちがいます。

更生保護施設は、こうした人たちを一定の期間保護し、円滑な社会復帰を支援するという、重要な役割を担っています。宿泊場所や食事の提供など、入所者が自立の準備に専念できる生活基盤を提供しているほか、円滑な社会復帰のための指導や援助、入所者の特性に応じた専門的な処遇など、様々な機能を持っています。

横浜市磯子区の横浜力行舎では、毎月第三木曜日に、入所者と施設職員が協力し、地域のごみ拾い活動を行っています。2013（平成 25）年から始まったこの活動は、今年で 10 年目を迎えました。地域に支えていただいているおかげで生活ができるという感謝と地域のお役に立ちたいという理念のもと、綺麗な地域づくりに取り組んでいます。

<活動の様子>



(3) 生活困窮者等の自立支援

支援策 21 生活困窮者等の自立を支援します。

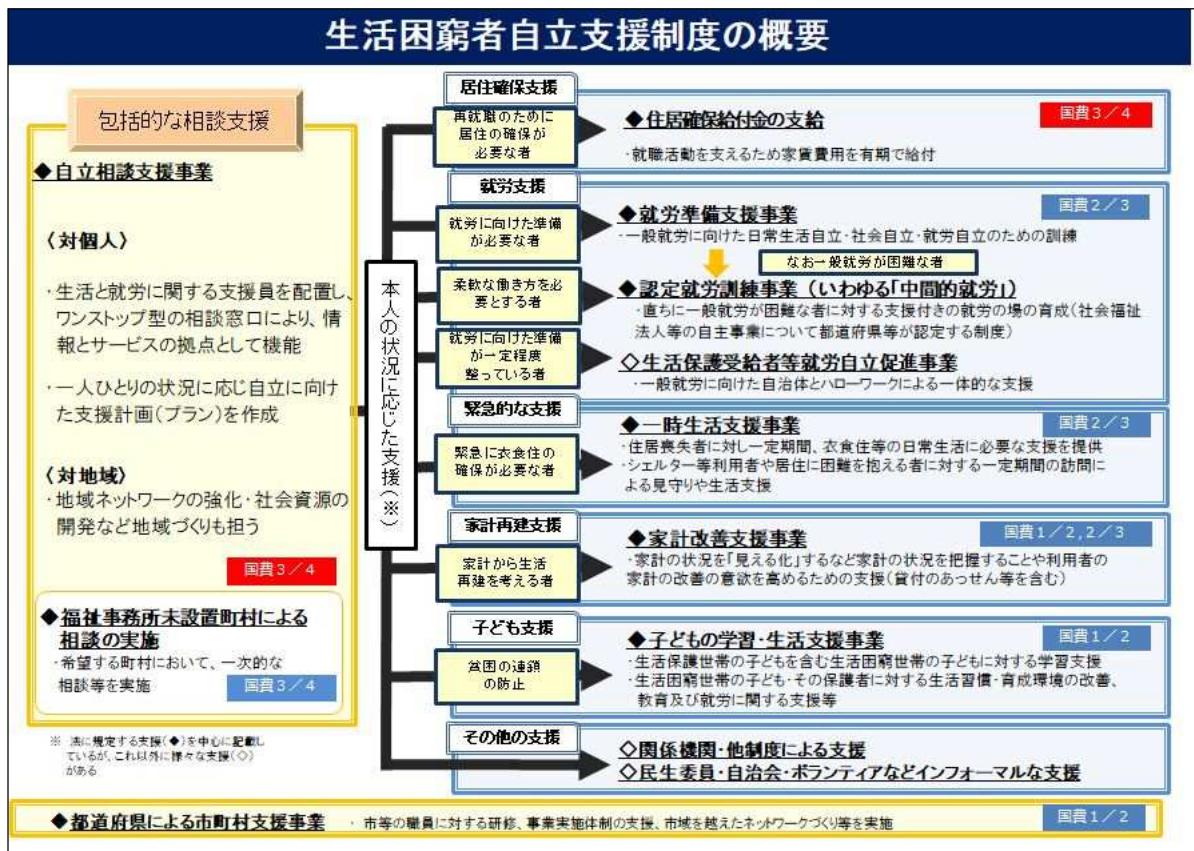
ア 生活困窮者の自立支援

- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、自立相談支援機関や地域の社会福祉法人等において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。(県・市)
また、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失、または喪失のおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。(県・市)
- 生活困窮者から寄せられた相談を受け止めるため、制度及び相談窓口のさらなる周知・充実強化や相談支援員の資質向上に取り組むことで、困窮者の目線に立った入口から出口までの寄り添った支援を推進します。(県)
- 「かながわ若者就職支援センター」と「シニア・ジョブスタイル・かながわ」におけるキャリアカウンセリングを中心とした、相談者の状況や希望に沿った就業支援を実施します。(県)
- 「地域若者サポートステーション」において、臨床心理士等による心理カウンセリングを行うとともに、セミナーや就業体験等を実施するなど、若年無業者等の職業的自立に向け、個別・継続的に包括的な支援を行います。(県)
- 進学や就職に困難を抱える若者たちを応援するため、N P O 法人等が行う進学等を応援する活動に対して、支援します。(県)

【関連する県の取組】

- 生活困窮者の自立支援（生活困窮者自立促進支援事業）
- ワンストップ支援推進事業
- 若年者就業支援事業
- シニア・ジョブスタイル・かながわ事業
- 地域若者サポートステーション事業
- 子ども・若者未来応援推進事業

＜生活困窮者自立支援制度の概要＞



注 厚生労働省資料より。

イ 全庁横断的な生活困窮者対策の取組

- 全庁横断的な視点で生活困窮者対策を効率的・効果的に進めるため、2021（令和3）年11月、知事を本部長とする神奈川県生活困窮者対策推進本部を設置しました。

推進本部が中心となり、子ども、女性や孤独・孤立に陥っている方をはじめ、生活困窮者の課題の把握、支援策の検討、施策化など、生活困窮者対策の取組の具体化を進めます。

また、具体化に当たっては、誰一人取り残さないというSDGsの理念に基づき、県庁全体で公的支援の取組を一層進めるとともに、NPOや企業と連携した共助の取組も進めます。（県）

- 生活困窮者に対して分かりやすい情報提供を行うため、ポータルサイトの運営やSNS広告、出前講座を行います。（県）

【関連する県の取組】

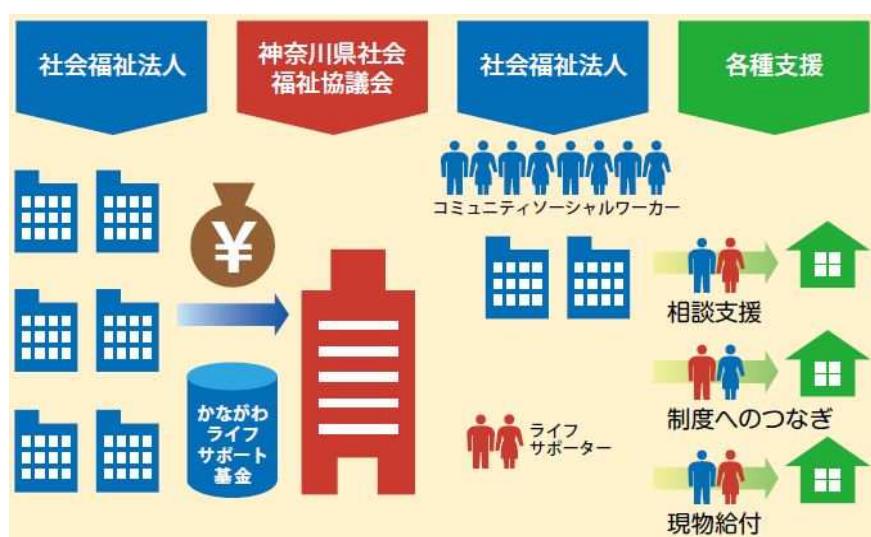
- 神奈川県生活困窮者対策推進本部による取組
- 住居不安定者の生活再建支援
- 生活困窮者対策普及啓発推進事業
- 生活困窮等若者巣立ち応援事業
- 生活困窮者情報発信・啓発事業

【県社会福祉協議会の取組「かながわライフサポート事業】

事業に参加する社会福祉法人からの財源・人的支出など、社会福祉法人による社会貢献・地域貢献を基として、生活困窮等の課題を有する方に対する総合相談支援を行います。

具体的には、事業に参加する社会福祉法人内の相談支援員等を県社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーとして委嘱し、県社会福祉協議会内のライフサポートーと共に活動を展開します。

「かながわライフサポート事業」のしくみ（県社会福祉協議会ホームページより。）



コラム『神奈川県認定生活困窮者就労訓練事業』
神奈川県

生活困窮者自立支援法には、ひきこもり、心身に課題があるなど、さまざまな事情からすぐには一般企業等で働くことが難しい方に対して、都道府県等の認定を受けた事業者が、訓練として就労体験や支援付き雇用を提供する制度があります。

本事業は、事業者と自立相談支援機関が両輪となって伴走し、生活困窮者の就労自立を支援する共助の取組です。

制度開始当初は、認定事業者は社会福祉法人が中心でしたが、最近では株式会社も増えてきました。企業の間で、多様な人材を社会の一員として受け入れ、育成していこうとする機運が高まっています。

県は、この有効な取組をさらに普及するため、受け皿となる事業者の開拓に取り組んでいます。

【神奈川県の認定を受けた事業者】



支援策 22 子どもの貧困対策を推進します。

ア 子どもの貧困対策の総合的な推進

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、必要な環境整備と教育の機会均等を図る「子どもの貧困対策」を総合的に進めます。(県)
- 生活困窮世帯の子どもの健全育成のため、子どもの福祉や教育に関する専門知識や経験を有する人材を子ども支援員等として配置するとともに、家庭学習を補完する学習の場や安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施します。(県・市)
- 「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」を運営し、必要に応じ国の職業紹介機能につなぐことで、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるよう支援します。(県)
- 子ども食堂の活動継続を支援するため、新しい生活様式に対応した取組を行う子ども食堂を支援します。また、子ども食堂同士のネットワーク化を推進するとともに、寄附受入や物流の調整を行うマッチングコーディネーターを配置します。(県)

【関連する県の取組】

- 子どもの貧困対策の推進
- ひとり親養育費確保支援事業
- 生活困窮者の自立支援（子どもの支援・学習支援）
- 女性就業支援事業
- 子ども食堂支援事業

イ ケアリーバーへの支援

- 児童養護施設を退所した児童等を支援するため、「あすなろサポートステーション」を運営し、児童の自立に向けた相談支援・交流の場の設定・就労支援等を行うとともに、里親委託や児童養護施設等に入所していた者に対し、措置解除及び退所後も必要な支援を行うための費用を補助します。
また、ケアリーバーへの相談機能を強化するため、一時的な滞在場所及び相談室を設置します。(県)

☆「ケアリーバー」とは

児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子ども・若者のこと。
高校卒業などのタイミングで児童養護施設や里親の元を離れた後に、身近に頼れる大人がおらず、離職や退学をして生活困窮や孤立に陥ることが問題となっています。

【関連する県の取組】

- あすなろサポートステーション事業
- 児童養護施設退所児童等支援事業
- ケアリーバー支援事業

ウ 子どもの貧困対策の普及啓発等

- 子どもの貧困に関する理解を深めるとともに、「かながわ子どものみらい応援団」の活動等を通じて、困難な環境にある子どもたちをはじめとしたすべての子どもたちを社会全体で支援する機運を醸成します。(県)

【関連する県の取組】

- 子どもの貧困対策普及啓発事業

支援策 22（子どもの貧困対策を推進します）に関連する取組事例

子ども食堂

キッズカフェ杉田

子ども食堂は、現在多くの地域で活発に活動が展開されていますが、そのひとつに「キッズカフェ杉田」があります。キッズカフェ杉田は、「食品と絆を届ける」をモットーに活動しており、第15回かながわ子ども・子育て支援奨励賞を受賞した団体です。

新型コロナウイルス感染症により、子ども食堂の活動も休止や縮小など大きな影響を受けていますが、キッズカフェ杉田では、コロナ禍でも、毎月第4土曜日のカレーライス（弁当）と食品支援、月に1回食品をひとり親家庭等に届けるデリバリー型のフードパントリー、コロナに感染されたひとり親家庭等への食品支援、不定期に行う文房具等の生活用品の支援、季節行事等を開催するなど、地域の生活困窮家庭に寄り添う支援を行っています。



会場に生活用品を並べている様子



ボランティアの皆さん

支援策 23 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。

ア 支援体制の構築

- 「神奈川県再犯防止推進計画」に基づき、再犯防止施策の計画的な実施に取り組みます。(県)
- 更生保護施設^(※)の運営費や県更生保護協会による「社会を明るくする運動」に対して支援します。
また、「神奈川県優良保護司^(※)表彰」を実施します。(県)

【関連する県の取組】

- 再犯防止施策の推進
- 更生保護^(※)事業への支援

イ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

- 高齢または障がいを有することにより、福祉の支援が必要な矯正施設^(注)退所予定者や被疑者・被告人等が、退所後や釈放後に、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、地域生活への移行や自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。

(県) (再掲 [支援策 20])

(注)「矯正施設」は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいいますが、ここでは、厚生労働省の「地域生活定着支援事業」における定義により、刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいいます。

【関連する県の取組】

- 神奈川県地域生活定着支援センターによる取組の推進 (再掲)

ウ 就労支援

- 刑務所出所者等で国の就労支援を受けた者と事業主に継続的かつきめ細やかな定着支援を行い、経済的自立による健全な社会復帰を促進します。
(県)
- 保護観察対象者の民間企業等への就労につなげるため、神奈川県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。
(県)
- 刑務所出所者等を雇用している協力雇用主に対し、入札参加資格認定の優遇措置を実施し、刑務所出所者等の雇用を促進します。(県)

【関連する県の取組】

- 刑務所出所者等就労支援事業（定着支援）
- 保護観察対象者の就労支援
- 協力雇用主の入札参加資格認定における優遇措置

【社会を明るくする運動】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間とされており、各地で再犯防止の啓発や更生保護の普及活動が行われています。



「第72回社会を明るくする運動」(2022(令和4)年)ポスター



湘南ベルマーレ試合会場で行われた
「社会を明るくする運動」の広報活動

支援策 23（矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します）に関する取組事例

地方再犯防止推進計画の策定

県・市町村

平成 28 年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施することが定められました。再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるためには、国と地方公共団体は、民間の団体等とも相互に連携して取り組んでいくことが重要です。

こうした中、県では、令和元年 3 月に、「神奈川県再犯防止推進計画」を策定して以降、同計画の進行管理や民間団体、国の関係機関の取組等について、国と情報交換を行い、再犯防止に係る取組の効果的・効率的な推進に努めてきました。

また、市町村においても、地方再犯防止推進計画の策定が着々と進んでいます。今後も、情報共有や連携の強化を図り、市町村における計画策定を支援しながら、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを目指していきます。

策定状況	市町村数	市町村
策定済み	12	横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、厚木市、座間市、南足柄市、開成町、湯河原町、愛川町

※令和 4 年 10 月現在

第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

(1) 神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会

計画に掲げた支援策の評価を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。
〔構成員〕有識者、福祉関係者、県民、県社会福祉協議会職員、市町村職員、
市町村社会福祉協議会職員など

(2) 福祉 21 推進会議地域福祉部会

庁内関係部局で構成する本部会において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係部局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。

〔構成員〕関係各局総務室企画調整担当課長、福祉子どもみらい局関係課長
など

(3) 県・市町村地域福祉主管課長会議等

県・市町村地域福祉主管課長会議や市町村地域福祉担当者連絡会、圏域別地域福祉担当者連絡会等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図るとともに、地域福祉計画未策定の自治体に対する策定支援を行います。

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた施策の評価を行い、事業の改善等、計画の効果的・効率的な推進を図ります。また、評価結果については、県ホームページで公表します。

(1) PLAN（計画）

神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会等の議論を踏まえ、神奈川県社会福祉審議会で審議し、計画を改定。

(2) DO（実施）

計画に位置付けた事業の実施。

(3) CHECK（評価）

毎年度、計画に位置付けた事業の実施状況を踏まえ、神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において総合評価を実施。評価結果については、県ホームページで公表。

(4) ACTION（改善）

計画に位置付けた事業の実施状況及び総合評価を踏まえ、次年度以降の事業の改善を議論。

3 新たな動きへの対応と県社会福祉審議会等への報告

国の施策動向など状況の変化を踏まえ、計画の施策を展開します。

その際、必要に応じ、福祉 21 推進会議において調整を図るとともに、神奈川県社会福祉審議会等に報告し、ご意見をいただきながら進めるとともに、国に対して要望等を行っていきます。

第6章

資 料

第6章 資料

地域福祉の推進について（基本指針）

平成14年7月19日 神奈川県

1 基本指針の意義・機能

県では、地域福祉を推進し、地域福祉計画や地域福祉支援計画策定の準備を進めるため、平成13年11月に県社会福祉審議会に地域福祉に関する考え方や地域福祉の推進方策など、神奈川県における地域福祉の方向性について諮問し、平成14年6月11日に答申を受けました。

今後、各市町村は地域住民の参画を得て、それぞれの地域の実情に応じて地域福祉を推進していくことになります。そのためには、地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が、地域福祉推進に当たっての基本的な考え方などについて共通の認識を持って、協力し合っていくことが必要です。

そこで県では、こうした認識を共有するため、地域福祉の推進に向けて、その「基本的な考え方」や「地域福祉推進モデル事業の成果の活用」、「地域福祉計画及び地域福祉支援計画」に関する基本指針を定めました。

2 地域福祉推進に当たっての基本的な考え方

(1) 「地域福祉」に関する考え方

地域福祉の推進に当たり、「めざす社会の姿」や「地域福祉」について次のことおり考えます。

ア めざす社会の姿

これまで、誰もが地域で当たり前の生活を送ることができる福祉社会をめざすというノーマライゼーションの考え方に基づき、住民参加による地域に根ざした福祉の展開に取り組んできました。

今回の社会福祉基礎構造改革の理念や福祉に対する県民の意識・ニーズの変化を受け止めて、取組みを一步進め、今後は、地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が参加し、協力して、「誰も排除されない、誰も差別されない社会」、「共に生き、支え合う社会」をつくっていく（ソーシャル・インクルージョン）、こうした地域社会をめざします。

イ 「地域福祉」に関する考え方

「地域福祉」は、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが、地域において、生き生きと自立した生活が送れるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO活動、助け合いの心を育てる福祉教育、助け合いの心を広める共同募金、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくり等、地域における様々なサービス・活動等が組み合わさって、「共に生き、支え合う社会づくり」を具体化していくことです。

ウ 「地域福祉」の推進

地域福祉の推進には、「地域住民が自主的に、また、互いに連携してボランティア活動やNPO活動など地域における福祉活動を行う場」であり、「地域住民の支え合い・共助の活動（インフォーマルサービス）と制度化されたサービス（フォーマルサービス）が、それぞれの特性を生かし合いながら、サービスを必要とする人の生活を総合的に支える場」である「福祉コミュニティ」をつくっていくことが大切です。

(2) 地域福祉のとらえ方

これまでの福祉は、児童、障がい、高齢者等を対象に、それぞれ個別のプログラムを充てていましたが、これからは「一人ひとりの能力、課題解決意思を十分に生かしながら、地域で自立した生活を支援していく」という視点に立って、健康づくり、生きがい、就労、住宅、まちづくりなど、幅広い観点から福祉を地域で組み立てていく必要があります。

(3) 地域福祉の対象者

地域福祉の対象者はすべての人々です。地域において誰もが一人の人間として大切にされながら生き生きと暮らしていくためには、「社会的孤立の予防」が第1の基本であり、地域において排除されやすい（あるいはされている）「弱い立場にある人々」の権利を守りながら、社会的に孤立しないようなくみづくりが大切です。

そのためには、支援が必要な高齢者や障がいのある人本人及び家族だけでなく、社会的に孤立している子育て中の若い親や一人暮らしの高齢者、国籍や言葉の壁、文化の相違により生活課題を抱える外国籍県民、学校や地域に居場所がなくさまよう若者たち、いわゆるホームレスなど、国籍、性別、年齢に関わりなく地域福祉の対象者として幅広くとらえていく必要があります。

(4) 選択による地域福祉サービス

地域で自立した生活を営むために、自らの意思で福祉サービスを選択し、利用できるよう、情報提供、サービスの利用支援やマネジメント、苦情解決、第三者評価など、利用者を支援するしくみを充実していく必要があります。

(5) 地域福祉の担い手

地域福祉を推進していくためには、地域住民が主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な主体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、パートナーシップのもとに役割を果していく必要があります。また、様々な主体が「その地域の福祉をどう考えるのか」について認識を共有しながら、地域の生活上の課題の解決に向けて協働していくことが大切です。

3 地域福祉推進モデル事業の成果の活用

5つの市町（横須賀市、平塚市、厚木市、開成町及び相模湖町）において実施した地域福祉推進モデル事業では、それぞれの地域の実情に応じて特色ある福祉コミュニティづくりが進められ、次のような成果が得られています。

- (1) 地域住民が参画した福祉コミュニティづくりの進め方の手法が得られたこと
- (2) 福祉コミュニティづくりに当たって核となる人・団体等の役割の重要性が改めて認識できたこと
- (3) 人と直に接しながら生活上の課題や福祉のニーズ、地域資源を把握することを通して、福祉コミュニティづくりそのものが進むということを認識できたこと
- (4) 住民一人ひとりの求めるニーズや生活上の課題を把握することと、それをサービスの担い手や地域資源とつなぐことの大切さが改めて認識できたこと

今後も、各地域における地域福祉の取組みを研究し、その成果を活用していくことが大切であると考えます。

4 地域福祉計画及び地域福祉支援計画

(1) 地域福祉計画

市町村が定める地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められたとおり、「地方自治法第2条第4項に定められた基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める」ものであり、策定については各市町村の裁量に委ねられている、任意の法定計画です。

任意の計画ですが、地域福祉の推進は、行政だけで進められるものではなく、広く地域住民等の理解と協力の上に成り立つものですので、それぞれの地域の特性に応じて、市町村としての地域福祉推進の考え方を検討し、明らかにしていくこと、また、市町村として実施する具体的な施策・事業について目標を定め、それを明らかにしていくことが大切です。

また、そうした措置を講じることは、社会福祉法第6条に定められたとおり地方公共団体の責務ですので、この趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて計画的に取り組んでいくことが求められていると考えます。

なお、同法に掲げられた事項が盛り込まれ、策定・変更に当たって住民意見の反映等の必要な措置がとられ、その内容が公表されるものであれば、総合計画等別の計画の中に、同法に定められた地域福祉計画を位置付けることも可能です。

(2) 地域福祉支援計画

県はこれまでも、広域自治体としての役割を踏まえ、地域福祉を推進するため、県の総合計画である「かながわ新総合計画21」に位置づけられた主要施策の「身近な地域福祉のしくみづくり」や、重点プロジェクトの「地域ケアのしくみづくり」などに取り組んできています。

地域福祉の推進に当たっては、まちづくりや教育など関連分野も含めた総合的かつ計画的な取組みが求められていることから、今後も引き続き、県の総合計画を推進する中で、地域福祉の取組みや市町村における地域福祉推進の支援を図っていきたいと考えます。

今後、県民や市町村等から広域的な対応が求められるニーズや生活上の課題について情報を収集し、県社会福祉審議会の意見を踏まえながら、県民や市町村等とともにめざす方向性や、県として広域性、専門性、先駆性などの視点から担うべき役割等について整理し、平成15年度を目途に県の地域福祉支援計画のあり方等を取りまとめます。

社会福祉法（抜粋）

(目的)

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

- 第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第106条の4 第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

- 第 106 条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

- 第 106 条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題

を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業
- 二 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業
- 三 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 四 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業
- 六 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 七 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 八 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 九 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第

- 3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ~ともに生きる社会を目指して~

平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19 名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。この事件は、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えた。

県は、このような事件が二度と繰り返されないよう、平成 28 年 10 月、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを、ともに生きる社会の実現を目指す県政の基本的な理念とした。

県は、津久井やまゆり園の再生を進める過程において、利用者に対するより良い支援のあり方を模索してきた。そうしたところ、これまで利用者の安全を優先するという理由で管理的な支援が行われてきたが、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、当事者本人の目線に立たなくてはならないことに改めて気付いた。

そして、障害者との対話を重ね、その思いに寄り添うために全力を注いだ。その結果、障害者一人一人の心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫しながら支援することが、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、お互いの心が輝く当事者目線の障害福祉であるとの考えに至った。

そこで、令和 3 年 11 月、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓った。

顧みると、我が国においては、昭和 56 年の国際障害者年を転機として、ノーマライゼーションの理念の下、全ての障害者が自立と社会参加をすることができるよう環境の整備が進められてきた。また、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等の国内法の整備が行われ、平成 26 年には、障害者の権利に関する条約が批准された。しかしながら、全ての障害者が自分らしく暮らしていくことができる社会環境の整備は、いまだ道半ばである。

私たちは、この現状に真摯に向き合い、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現を目指して、障害者も含めた県民、事業者、県等が互いに連携し、一体となった取組を進めるべく、普遍的な仕組みを構築していくかなければならない。

このような認識の下、当事者目線の障害福祉の推進が、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信し、その基本となる理念や原則を明らかにした、当事者目線の障害福祉を進めていくための基本的な規範として、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念を定め、及び県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいい、「障害者」とは同号に規定する障害者をいう。
- 2 この条例において「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関する誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。
- 3 この条例において「意思決定支援」とは、障害者が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。
- 4 この条例において「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、同条第11項に規定する障害者支援施設を経営する事業を行う者、同条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、同条第26項に規定する移動支援事業を行う者、同条第27項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第28項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う者、同条第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者及び同法第7条第1項に規定する障害児入所施設又は児童発達支援センターを経営する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 当事者目線の障害福祉の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること。
- (2) 障害者一人一人の自己決定が尊重されること。
- (3) 障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること。
- (4) 障害者の性別、年齢、障害の特性及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者一人一人の持つ可能性が尊重されること。
- (5) 障害者のみならず、障害者に関する人々も喜びを実感することができること。
- (6) 多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村、事業者等と連携し、障害及び当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行うものとする。

3 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策に、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（市町村との連携）

第5条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が当事者目線の障害福祉に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民及び事業者の責務）

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるとともに、県が実施する当事者目線の障害福祉に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めなければならない。

（障害福祉サービス提供事業者の責務）

第7条 障害福祉サービス提供事業者は、基本理念にのっとり、地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めなければならない。

（基本計画の策定）

第8条 知事は、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当事者目線の障害福祉の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、毎年度、基本計画の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（基本計画に定める施策）

第9条 基本計画には、次に掲げる施策について定めるものとする。

- (1) 障害者が、障害の特性及び生活の実態に応じ、自立のための適切な支援を受けることができ、かつ、多様な地域生活の場を選択することができるようにするための医療、介護、福祉等に関する施策
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じることができるようにするための施策
- (3) 障害者である子どもの教育を保障し、及び障害者が生涯にわたり学習を継続することができるようにするための施策
- (4) 障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けることができるようにするための施策
- (5) 障害者の多様な就業機会の確保、個々の障害者の特性に配慮した就労の支援及び障害者の雇用促進に関する施策
- (6) 障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備

の促進に関する施策

- (7) 障害者が円滑に利用できるような公共的施設の構造及び設備の整備並びに障害者が移動しやすい環境の整備に関する施策
- (8) 障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするための情報提供その他の支援に関する施策
- (9) 障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立を促進するための施策
- (10) 障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策
- (11) 障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするための防災及び防犯並びに障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策
- (12) 障害者が行政機関等における手続を円滑に行うことができるようとするための環境の整備に関する施策

(意思決定支援の推進)

- 第 10 条 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。
- 2 県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備するものとする。
 - 3 県は、障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行うものとする。

(障害者の権利擁護)

- 第 11 条 障害福祉サービス提供事業者、障害者の家族その他の関係者（次項においてこれらを「関係者」という。）は、施設への入所その他の障害者の福祉サービスの利用に際しては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない。
- 2 関係者は、障害者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならない。

(障害を理由とする差別、虐待等の禁止)

- 第 12 条 何人も、障害者に対し、障害を理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはならない。

(障害を理由とする差別に関する相談、助言等)

- 第 13 条 県は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制を整備するものとする。
- 2 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 相談者に対し、助言、情報の提供等を行うこと。
 - (2) 関係者との必要な情報の共有又はあっせんを行うこと。
 - (3) 他の地方公共団体への通知その他の連絡調整を行うこと。

(社会的障壁の除去)

第 14 条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(虐待等の防止)

第 15 条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待等の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行うものとする。

2 障害福祉サービス提供事業者は、その従業者に対し、障害者に対する虐待等の防止に関する研修及び啓発を行うよう努めなければならない。

(虐待の早期発見等)

第 16 条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見のため、障害者に対する虐待に係る通報に関する普及啓発を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見及び早期対応のための体制を整備するものとする。

(障害者の家族等に対する支援)

第 17 条 県は、障害者の家族その他の関係者（以下この条において「障害者の家族等」という。）の日常生活における不安の軽減を図るために、障害者の家族等に対し、情報の提供、相談の実施、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進)

第 18 条 県は、障害者の福祉に係る政策の立案に関する会議の開催に当たっては、障害者の参加を推進するものとする。

(障害者主体の活動の促進)

第 19 条 県は、障害者の自立及び社会参加の促進のために障害者が主体となって企画し、及び実施する活動（以下この条において「障害者主体の活動」という。）に関する県民等の理解を深め、その活性化を図るために、障害者主体の活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県内において障害者主体の活動に取り組む団体又は個人が、相互に連携し、必要な情報を共有し、及び協働することができるよう支援に努めるものとする。

3 県は、障害者主体の活動の促進に資するよう、国内外の障害者主体の活動に関する情報の収集、整理及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯にわたる障害者への支援体制の整備)

第 20 条 県は、障害者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努めるものとする。

(高齢者施策等との連携)

第 21 条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、高齢者及び子どもの福祉に関する施策との連携を図るものとする。

(支援手法に関する調査研究)

第 22 条 県は、障害の特性に応じた支援手法の確立を図るため、国内外の先進的な取組に関する情報の収集その他の調査研究に努めるものとする。

(中核的な役割を担う拠点の整備)

第 23 条 県は、当事者目線の障害福祉の推進に資するよう、障害者の地域生活の支援及び社会参加の促進に関して中核的な役割を担う拠点の整備に努めるものとする。

(地域間の均衡)

第 24 条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、障害者に対する福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めるものとする。

(自立支援協議会の活動の推進等)

第 25 条 県は、障害者への支援体制の整備を図るため、障害保健福祉圏域（保健及び医療と福祉との連携を図る観点から県内を区分した区域のことをいう。）ごとに協議会（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。次項において同じ。）を置くとともに、その活動を推進するものとする。

2 県は、地域の実情に応じた障害者への支援体制の整備を促進するため、市町村が置く協議会との連携を図るものとする。

(人材の確保、育成等)

第 26 条 県は、障害者の福祉に係る事業に従事する人材（次項において「従事者」という。）の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報の提供、助言その他の従事者的心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

3 県は、障害者の福祉に係る活動及び事業並びに当該事業に従事することに対する県民等の関心を深めるため、広報活動の充実、当該事業の活動に接する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 27 条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

用語の説明

【か行】

介護医療院

2017（平成29）年の介護保険法改正により、2018（平成30）年度から新たに設けられた施設類型。介護保険法に基づき都道府県知事（指定都市・中核市に所在する事業所については当該市長）の開設許可を受けることにより当該施設となる。長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。

外国籍県民かながわ会議

外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的として、設置している会議。

外国籍県民等

外国籍県民に加え、国籍にかかわらず外国にルーツがある県民を含む。

介護サービス事業者

介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業所や施設を開設している者。

介護サービス事業所

介護保険法に基づく介護サービスを提供している事業所、施設。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者からの相談を受け、その心身の状況に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、利用するサービスの種類や提供事業者を定める「居宅サービス計画」の作成及び施設サービスを希望する場合の介護保険施設の紹介等を行うとともに、市町村、事業者、施設との連絡調整を行う人であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する人。

介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体、知的または精神の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある方に対し、心身の状況に応じた介護を行ったり、その方や介護者に対して指導を行う専門職。

介護保険施設

介護保険法に基づく高齢者対象の入所施設。

神奈川県障がい福祉計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的見地から、障害福祉サービス及び障害児支援の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。

神奈川県手話言語条例

県では、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行いながら共生することのできる地域社会を実現するため、2014（平成26）年12月に「神奈川県手話言語条例」を制定した。（施行は2015（平成27）年4月1日）

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、社会に参加できる「バリアフリーの街づくり」に関し、県、事業者、県民の責務や県の基本方針を定めているほか、官公庁施設や福祉施設等の公共的施設や、道路、公園を障がい者等が安全、快適に利用できるようにするための整備基準の遵守等を定めた条例。

かながわ高齢者保健福祉計画

「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現を目指すことを普遍的な目標として、高齢者が住み慣れた地域において、できるだけ健康で自立して生活することができるよう、介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、本県の高齢者保健福祉施策の総合的な推進を定めた計画。

かながわ子どもみらいプラン

本県では、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に進めていくため、子ども・子育て支援法に基づく「県子ども・子育て支援事業支援計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の2つの計画を一体のものとして策定。

かながわ災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害の発生に備え、県が関係団体等と協働して、2016（平成28）年7月に構築した。大規模災害時における高齢者や障がい者など特に配慮を要する者（要配慮者）を支援することを目的としている。

かながわ障がい者計画

障がい者の状況などを踏まえた、本県における障がい者のための施策に関する基本的な計画。

かながわ福祉人材センター

福祉介護人材の確保・定着を図るため、無料職業紹介事業や就職ガイダンス、就職相談会等を実施するとともに、福祉介護現場の働きやすい職場作りに向けた指導・助言等を行う機関で、県が社会福祉法に基づき、神奈川県社会福祉協議会を指定し設置している。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。（ただし、支援策 22 の「イ」においては、厚生労働省の地域生活定着支援事業における定義により、刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいう。）

共同募金（赤い羽根共同募金）

社会福祉法において、「都道府県の区域を単位として、毎年 1 回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。」と規定される。

ゲートキーパー

こころに不調を抱えていたり、自殺に傾くサインに気づき、対応する人。

更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

更生保護施設

矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供や、生活指導、職業補導などを行うことで、自立を援助する民間の施設。

心のバリアフリー推進員

企業等において、障がいに関する知識の普及や障がい者への配慮など、障がいを理由とする差別の解消のために役立つ取組を積極的に実践する人。

【さ行】

サービス管理責任者

障害者総合支援法に基づく障がい者の通所及び入所のサービスを提供する事業所において、利用者や家族の意向を踏まえた支援の計画を作成し、サービスを提供する従業者に対しての指導又は助言を行う人。

災害救援ボランティア

地震や水害などの災害発生時から復興に至るまで、被災地の復旧・復興のために活動するボランティア。

災害多言語支援センター

大地震などの災害が発生した際に、日本語を十分理解できないために、行政機関等が発信する情報を享受できない、又は地震等の災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人住民を支援するために、災害に係る情報をやさしい日本語及び多言語で提供するとともに、行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応を行うセンター。

在宅医療・介護連携推進事業

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が中心となって地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

児童発達支援管理責任者

児童福祉法に基づく障がい児の通所及び入所のサービスを提供する事業所において、利用者や家族の意向を踏まえた支援の計画を作成し、サービスを提供する従業者に対しての指導又は助言を行う人。

市民後見人

親族以外の第三者後見人のうち、弁護士などの専門職による後見人ではなく、社会貢献のために、市町村等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付け、成年後見人等として選任された人。

社会福祉協議会（社会福祉法人全国社会福祉協議会ホームページから一部引用。）

社会福祉協議会（「社協」）は全国・都道府県・市区町村に配置された民間非営利団体で、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、それぞれが独自性を発揮しながら地域福祉の推進に取り組んでいる。

・市区町村社会福祉協議会

社会福祉協議会の中でも市区町村社会福祉協議会は、生活に密着した地域において、住民の生活課題やニーズを受け止め、課題解決のための支援やその仕組みづくりに向けて、住民、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、社会福祉施設、その他多様な地域関係者に働きかけ、協働して取り組み、地域の特性をふまえた事業・活動を展開している。

(活動の一例)

- * 居場所・サロン、見守り活動、助け合い活動など、住民による主体的な課題解決の取組の支援、推進
- * 生活福祉資金貸付事業等をはじめ各種事業を通じた相談支援、生活支援
- * ボランティアセンター事業を通してボランティアの育成、活動の紹介や開拓
- * 福祉教育や福祉祭りなどを通した福祉文化の醸成、など

・都道府県社会福祉協議会

都道府県域の福祉・保健・医療・教育などの関係者との幅広いネットワークをもち、協働で都道府県域の地域福祉を推進する組織。広報・啓発、講座・研修、ボランティア活動の推進、権利擁護、福祉人材の確保、政策提言など幅広い活動を展開している。

(活動の一例)

- * 都道府県域の共通課題解決に向けた協働のための主体別部会・連絡会等の運営
- * 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行う「日常生活自立支援事業」(市区町村社会福祉協議会と連携して実施)
- * 福祉人材確保のための福祉人材センターの運営
- * 都道府県域の課題に対応したボランティア活動や、市区町村社会福祉協議会との連携によるボランティア活動の推進のためのボランティアセンターの運営など。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体、知的若しくは精神の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う専門職。

社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設や事業所。

若年無業者

15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。いわゆるニートと呼ばれる者。

情報アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

生活支援コーディネーター

高齢者等の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。

第1層から第3層に区分され、その役割は次のとおり整理される。

- ・第1層（市町村に配置される人材）

市町村レベルにおいて、市町村全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する。

- ・第2層（中学校区・日常生活圏域レベルに配置される人材）

中学校区や日常生活圏域レベルにおいて、圏域の生活支援サービス提供団体間の連携協働を促進する。

- ・第3層（生活支援サービス提供組織）

生活支援サービスの提供組織に置かれ、利用者へのサービス提供を行う。

成年後見制度

財産の管理や契約の締結などの法律行為等を行う際に、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、自分で判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わり財産管理や介護サービスの契約などを行う制度。

この制度には、上記のとおり家庭裁判所が後見人を選任する「法廷後見制度」と、判断能力が不十分となる前に、本人があらかじめ後見契約を結んでおく「任意後見制度」がある。

制度を利用するに当たっては、

- ・ 「法定後見制度」は、本人、配偶者、四親等内の親族または市町村長等が「成年後見人等」の選任を、
- ・ 「任意後見制度」は、本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見人等が「任意後見監督人」の選任を

家庭裁判所に申し立てることから始まり、その後、家庭裁判所による本人への事情の聞き取りや、調査・鑑定等を経て、後見人が選任され、制度に基づく支援が開始される。

セルフヘルプ・グループ（社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会ホームページから一部引用）

共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に活動を行うグループ。仲間と出会い、気持・情報などをわかつあうことで悩みをひとりで抱えている状態から抜け出すことを互いに支え合う活動をしている。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う人。

【た行】

第三者後見人

成年後見人の選任において、親族からの協力が得られない、身寄りがないなどの場合に、第三者後見人として、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職や社会福祉法人等の法人、市民が選任される。

縦割り

各分野の不合理な役割分担や管轄意識によって、分野間での連携が難しいことを表す。「縦割り行政」とは、もっぱら、その事業分野を管轄する省庁及びその下位組織の間でやりとりが行われ、異なる分野にまたがる連携がとられない様子を示す。

地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護（要支援）状態となることの予防や軽減、また、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、市町村が実施する事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3つの事業があり、一体的に行われる。

地域包括支援センター

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する。

チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター等を配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。

【な行】

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する人。全国で養成され、サポーターの証としてオレンジリングが配布される。

認知症サポート医

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携・推進役となる医師。

認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携の支援や、認知症の人やその家族等への相談支援を行う。

【は行】

避難行動要支援者名簿

市町村が作成する、高齢者や障がい者など災害時の避難に特に配慮を必要とする方に係る名簿。名簿情報については、本人からの同意を得て、消防、民生委員・児童委員等の関係者にあらかじめ情報提供される。

包括的な支援体制（包括的支援体制）

住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と共同して、複合化した地域生活課題を解決するための体制。

保護司

法務大臣から委嘱されたボランティアで、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えている。保護観察対象者と定期的に面接を行い、生活の見守りや必要な助言・指導などの活動を行う。

ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネーターとは、「一人ひとりが社会を構成する重要な一員であることを自覚し、主体的・自発的に社会のさまざまな課題やテーマに取り組む」というボランティア活動を理解してその意義を認め、その活動のプロセスで多様な人や組織が相互に対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することにより、一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にするというボランティアコーディネーションの役割を仕事として担っている人材（スタッフ）のこと。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法等に規定されている、常に住民の立場に立った相談・支援者として、知事（指定都市及び中核市においては市長）の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、市町村に設置される、給与を支給しない非常勤の特別職の地方公務員。

主な職務は、担当区域内の援助を必要とする住民の調査や家庭訪問、安否確認、調査事務、社会福祉施設や行政機関等との連絡など。

*主任児童委員…民生委員・児童委員の中から、児童に関する仕事を専門的に担当する主任児童委員として厚生労働大臣により指名され、子どもたちの見守り、子育てに関する相談・支援等を行っている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がい、年齢、性別、国籍等の違いを超えて、あらゆる人が利用可能であるように考えられた施設や製品等のデザイン。

要配慮者

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方。

【N】

NPO

Non-Profit Organization (民間非営利団体) の略。公益を目的とする非営利の民間の自主的な活動を行う法人及び法人格を持たない団体。

計画の改定経緯

1 計画への県民意見の反映

「神奈川県地域福祉支援計画」改定計画素案に対するパブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

2022（令和4）年12月23日～2023（令和5）年1月21日

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、手話を撮影したDVD

(4) 提出された意見の概要

ア 提出意見件数 134 件

イ 意見提出者数 42 人・団体（個人；25 人、団体；17 団体）

ウ 意見の内訳

区分	件数
(ア) 計画の概要	3 件
(イ) 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化	9 件
(ウ) 今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系	8 件
(エ) 施策の展開（ひとづくり）	54 件
(オ) 施策の展開（地域（まち）づくり）	26 件
(カ) 施策の展開（しくみづくり）	20 件
(キ) 計画の推進体制	1 件
(ク) その他	13 件
計	134 件

エ 意見の反映状況

区分	件数
(ア) 計画案に反映したもの	39 件
(イ) 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの	21 件
(ウ) 今後の施策や取組の参考とするもの	51 件
(エ) 計画に反映できないもの	0 件
(オ) その他（感想・質問等）	23 件
計	134 件

2 会議等による検討

(1) 神奈川県社会福祉審議会

- | | |
|----------------------|-----------|
| ア 2022（令和4）年 11月 24日 | 計画の改定について |
| イ 2023（令和5）年 3月 22日 | 計画の改定について |

(2) 神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会

- | | |
|----------------------|-------------|
| ア 2022（令和4）年 7月 6日 | 計画の改定について |
| イ 2022（令和4）年 9月 1日 | 改定計画骨子案について |
| ウ 2022（令和4）年 11月 16日 | 改定計画素案について |
| エ 2023（令和5）年 2月 2日 | 改定計画案について |

(3) 神奈川県議会厚生常任委員会

- | | |
|------------------|-------------|
| ア 2022（令和4）年 9月 | 改定計画骨子案について |
| イ 2022（令和4）年 12月 | 改定計画素案について |
| ウ 2023（令和5）年 3月 | 改定計画案について |

(4) 福祉21推進会議（地域福祉部会）

- | | |
|----------------------|------------|
| ア 2022（令和4）年 7月 20日 | 計画の改定について |
| イ 2022（令和4）年 11月 10日 | 改定計画素案について |

3 市町村への情報提供、市町村との調整等

2022（令和4）年 5月～6月 圏域別地域福祉担当者連絡会

（計画の改定に係るヒアリング・意見交換）

2022（令和4）年 11月 14日 県・市町村意見交換会

（改定計画素案について）



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4750(直通)